

平成24年 第4回

# 宿毛市議会定例会会議録

平成24年12月3日開会

平成24年12月20日閉会

宿毛市議会事務局

平成24年第4回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成24年12月3日 月曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時30分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 平成23年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計 決算認定について	4
委員長報告	
予算決算常任委員長	4
質疑・討論・表決	6
○日程第4 議案第1号から議案第21号まで	6
(提案理由の説明)	
市 長	6
散 会 (午前11時01分)	
陳情文書表	10
委員会審査報告書	11
----- . . . -----	
第 2 日 (平成24年12月4日 火曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成24年12月5日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成24年12月6日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成24年12月7日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成24年12月8日 土曜日)	休会
----- . . . -----	

第 7 日（平成 24 年 12 月 9 日 日曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第 8 日（平成 24 年 12 月 10 日 月曜日）

議事日程	1 5
本日の会議に付した事件	1 5
出席議員	1 5
欠席議員	1 5
事務局職員出席者	1 5
出席要求による出席者	1 5
開 議（午前 10 時 00 分）	
○日程第 1 一般質問	1 7
1 松浦英夫議員	1 7
市 長	1 7
松浦英夫議員	1 8
市 長	1 8
松浦英夫議員	1 8
市 長	1 8
松浦英夫議員	1 9
市 長	1 9
松浦英夫議員	2 0
市 長	2 0
松浦英夫議員	2 0
2 今城誠司議員	2 1
市 長	2 1
今城誠司議員	2 1
市 長	2 2
今城誠司議員	2 2
市 長	2 2
今城誠司議員	2 2
市 長	2 3
今城誠司議員	2 3
市 長	2 3
今城誠司議員	2 3
市 長	2 3
今城誠司議員	2 3
市 長	2 4
今城誠司議員	2 4

市 長	2 4
今城誠司議員	2 4
市 長	2 4
企画課長	2 4
今城誠司議員	2 5
市 長	2 5
今城誠司議員	2 5
市 長	2 6
今城誠司議員	2 6
市 長	2 6
今城誠司議員	2 6
市 長	2 7
今城誠司議員	2 7
教 育 長	2 8
今城誠司議員	2 8
教 育 長	2 8
今城誠司議員	2 8
教 育 長	2 8
今城誠司議員	2 8
教 育 長	2 9
今城誠司議員	2 9
教 育 長	2 9
今城誠司議員	3 0
教 育 長	3 0
今城誠司議員	3 0
教 育 長	3 0
今城誠司議員	3 1
3 浅木 敏議員	3 1
市 長	3 2
浅木 敏議員	3 2
市 長	3 2
浅木 敏議員	3 3
市 長	3 3
浅木 敏議員	3 3
市 長	3 4
浅木 敏議員	3 4
市 長	3 4

浅木 敏議員	3 4
市 長	3 4
浅木 敏議員	3 5
市 長	3 5
浅木 敏議員	3 5
市 長	3 6
浅木 敏議員	3 6
市 長	3 7
浅木 敏議員	3 7
市 長	3 8
浅木 敏議員	3 8
市 長	3 9
浅木 敏議員	3 9
市 長	3 9
浅木 敏議員	3 9
市 長	4 0
浅木 敏議員	4 0
市 長	4 0
浅木 敏議員	4 1
市 長	4 1
浅木 敏議員	4 2
教 育 長	4 2
浅木 敏議員	4 3
教 育 長	4 4
浅木 敏議員	4 4
教 育 長	4 5
浅木 敏議員	4 5
教 育 長	4 5
浅木 敏議員	4 6
教 育 長	4 6
浅木 敏議員	4 6
教 育 長	4 6
浅木 敏議員	4 6
教 育 長	4 7
浅木 敏議員	4 7
教 育 長	4 7
4 宮本有二議員	4 8

市 長	4 9
宮本有二議員	4 9
市 長	4 9
宮本有二議員	5 0
市 長	5 0
宮本有二議員	5 1
市 長	5 2
宮本有二議員	5 2
市 長	5 2
宮本有二議員	5 3
市 長	5 3
宮本有二議員	5 4
市 長	5 4
宮本有二議員	5 4
市 長	5 4
宮本有二議員	5 4
市 長	5 5
宮本有二議員	5 6
市 長	5 6
宮本有二議員	5 6
市 長	5 6
宮本有二議員	5 7
市 長	5 7
宮本有二議員	5 7
市 長	5 8
宮本有二議員	5 8
市 長	5 9
宮本有二議員	5 9
市 長	5 9
宮本有二議員	6 0
市 長	6 1
宮本有二議員	6 1
市 長	6 2
宮本有二議員	6 2
市 長	6 3
宮本有二議員	6 3
市 長	6 3

宮本有二議員	6 4
市 長	6 4
宮本有二議員	6 5
市 長	6 5
宮本有二議員	6 5
市 長	6 6
宮本有二議員	6 6
延 会 (午後 4時05分)	

----- . . ----- . . -----

第 9日 (平成24年12月11日 火曜日)

議事日程	6 9
本日の会議に付した事件	6 9
出席議員	6 9
欠席議員	6 9
事務局職員出席者	6 9
出席要求による出席者	6 9
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	7 1
1 山戸 寛議員	7 1
市 長	7 1
山戸 寛議員	7 3
市 長	7 3
山戸 寛議員	7 3
市 長	7 4
山戸 寛議員	7 5
市 長	7 5
山戸 寛議員	7 5
市 長	7 5
山戸 寛議員	7 5
市 長	7 6
山戸 寛議員	7 6
市 長	7 6
山戸 寛議員	7 7
市 長	7 7
山戸 寛議員	7 8
市 長	7 8
千寿園長	7 8

	山戸 寛議員	7 9
	市 長	7 9
	山戸 寛議員	8 0
	市 長	8 0
	山戸 寛議員	8 0
	市 長	8 1
	山戸 寛議員	8 1
	市 長	8 2
	山戸 寛議員	8 2
	市 長	8 3
	山戸 寛議員	8 3
2	山上庄一議員	8 4
	市 長	8 4
	山上庄一議員	8 4
	市 長	8 5
	山上庄一議員	8 5
	市 長	8 5
	山上庄一議員	8 6
	市 長	8 6
	山上庄一議員	8 6
	市 長	8 7
	山上庄一議員	8 7
3	濱田陸紀議員	8 8
	市 長	8 8
	濱田陸紀議員	8 8
	市 長	8 8
	濱田陸紀議員	8 9
	市 長	8 9
	濱田陸紀議員	8 9
	市 長	8 9
	濱田陸紀議員	9 0
	市 長	9 0
	濱田陸紀議員	9 0
	市 長	9 1
	濱田陸紀議員	9 1
	市 長	9 1
	濱田陸紀議員	9 2



	市 長	9 2
	濱田陸紀議員	9 3
	市 長	9 3
	濱田陸紀議員	9 3
	市 長	9 4
	濱田陸紀議員	9 4
	市 長	9 4
	濱田陸紀議員	9 5
4	寺田公一議員	9 5
	市 長	9 5
	寺田公一議員	9 5
	市 長	9 6
	寺田公一議員	9 6
	市 長	9 6
	寺田公一議員	9 6
	市 長	9 6
	寺田公一議員	9 6
	市 長	9 7
	寺田公一議員	9 7
	市 長	9 7
	寺田公一議員	9 7
	市 長	9 7
	寺田公一議員	9 8
	市 長	9 8
	寺田公一議員	9 8
	市 長	9 8
	寺田公一議員	9 8
	市 長	9 8
	寺田公一議員	9 9
	市 長	9 9
	寺田公一議員	9 9
	市 長	9 9
	寺田公一議員	9 9
	市 長	1 0 0
	寺田公一議員	1 0 0
	市 長	1 0 0
	寺田公一議員	1 0 0

市 長	1 0 0
寺田公一議員	1 0 0
市 長	1 0 1
寺田公一議員	1 0 1
市 長	1 0 1
寺田公一議員	1 0 1
市 長	1 0 2
寺田公一議員	1 0 2
教 育 長	1 0 2
寺田公一議員	1 0 3
教育委員会委員長	1 0 3
寺田公一議員	1 0 4
散 会 (午後 2時39分)	

----- . . ----- . . -----

第10日(平成24年12月12日 水曜日)

議事日程	1 0 5
本日の会議に付した事件	1 0 5
出席議員	1 0 5
欠席議員	1 0 5
事務局職員出席者	1 0 5
出席要求による出席者	1 0 5
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 議案第1号から議案第21号まで	1 0 7
質疑	1 0 7
1 高倉真弓議員	1 0 7
総務課長	1 0 7
福祉事務所長	1 0 7
産業振興課長	1 0 9
高倉真弓議員	1 0 9
総務課長	1 0 9
高倉真弓議員	1 0 9
2 岡崎利久議員	1 1 0
総務課長	1 1 0
福祉事務所長	1 1 1
環境課長	1 1 1
建設課長	1 1 2
千寿園長補佐	1 1 2

岡崎利久議員	112
総務課長	112
岡崎利久議員	113
委員会付託省略（議案第1号及び議案第2号）	113
委員会付託（議案第3号から議案第21号まで）	113
散 会（午前10時40分）	
議案付託表	114
-----	
第11日（平成24年12月13日 木曜日）	休会
-----	
第12日（平成24年12月14日 金曜日）	休会
-----	
第13日（平成24年12月15日 土曜日）	休会
-----	
第14日（平成24年12月16日 日曜日）	休会
-----	
第15日（平成24年12月17日 月曜日）	休会
-----	
第16日（平成24年12月18日 火曜日）	休会
-----	
第17日（平成24年12月19日 水曜日）	休会
-----	
第18日（平成24年12月20日 木曜日）	
議事日程	115
本日の会議に付した事件	115
出席議員	115
欠席議員	115
事務局職員出席者	116
出席要求による出席者	116
開 議（午前10時00分）	
○日程第1 議案第1号から議案第21号まで	117
（議案第1号）	
討論・表決	117
（議案第2号）	
討論・表決	117
（議案第3号から議案第21号まで）	
委員長報告	

予算決算常任委員長	117
総務文教常任委員長	117
産業厚生常任委員長	118
質疑	119
(議案第3号から議案第21号まで)	
討論・表決	119
○日程第2 議案第22号から議案第24号まで	119
(提案理由の説明)	
浦尻和伸議員	119
質疑	120
委員会付託省略	120
討論・表決	120
○日程第3 陳情第14号	120
委員長報告	
総務文教常任委員長	120
質疑	121
討論	
浅木 敏議員 (反対)	121
表決	122
○日程第4 委員会調査について	122
継続調査	122
(閉会あいさつ)	
市長	122
閉会 (午前10時32分)	
委員会審査報告書	125
陳情審査報告書	128
閉会中の継続調査申出書	129

----- ● ● -----  
付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-3
議案	付-3
陳情	付-5

平成24年  
第4回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成24年12月3日 月曜日）

午前10時30分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 平成23年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について

第4 議案第1号から議案第21号まで

議案第 1号 宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについて

議案第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて

議案第 3号 平成24年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 4号 平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 5号 平成24年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 6号 平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 7号 平成24年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 8号 平成24年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第 9号 平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第10号 平成24年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第11号 平成24年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第12号 公の施設における暴力団の利用を制限するための関係条例の整備について

議案第13号 宿毛市暴力団排除条例の一部を改正する条例について

議案第14号 宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 宿毛市財産条例の一部を改正する条例について

議案第16号 四万十市と宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町及び三原村との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約の廃止について

議案第17号 幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について

議案第18号 指定管理者の指定について

議案第19号 市営土地改良事業の変更について

議案第20号 財産の取得について

議案第21号 市道路線の認定について

----- . . . -----  
2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 平成23年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について

日程第4 議案第1号から議案第21号まで  
----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし  
----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君  
次長兼調査係長 朝比奈淳司君  
議事係長 柏木景太君  
----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君  
副市長 安澤伸一君  
企画課長 出口君男君  
総務課長 山下哲郎君  
市民課長 河原敏郎君  
税務課長補佐 楠目健一君  
会計管理者兼  
会計課長 弘瀬徳宏君  
保健介護課長 村中純君  
環境課長 岩本克記君  
人権推進課長 岩田明仁君

産業振興課長	三 本 義 男 君
商工観光課長	松 岡 博 之 君
建設課長	岡 崎 匡 介 君
福祉事務所長	滝 本 節 君
水道課長	川 島 義 之 君
教 育 長	立 田 壽 行 君
教育委員会 委員長	松 田 典 夫 君
教育次長兼 学校教育課長	沢 田 清 隆 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金 増 信 幸 君
学 校 給 食 センター所長	野 口 節 子 君
千 寿 園 長	杉 本 裕 二 郎 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	児 島 厚 臣 君
選挙管理委員 会 事 務 局 長	嵐 健 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時30分 開会

○議長（中平富宏君） これより平成24年第4回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において宮本有二君及び濱田陸紀君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（浦尻和伸君） おはようございます。議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る11月29日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査をした結果、本日から12月20日までの18日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（中平富宏君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月20日までの18日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月20日までの18日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告をいたします。

本日まで、陳情1件を受理いたしました。よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般

質問の通告の期限を、12月4日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましても、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3「平成23年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

本決算は、平成24年第3回定例会において「予算決算常任委員会」に付託し、閉会中の継続審査となっておりますので、この際、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（今城誠司君） 予算決算常任委員長。予算決算常任委員会の審査の結果について、御報告をいたします。

平成24年第3回宿毛市議会定例会において、閉会中の継続審査として本委員会に付託されました平成23年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の審査を終了いたしましたので、宿毛市議会会議規則第103条の規定に基づき、御報告をいたします。

審査の方針といたしましては、平成23年度各会計の決算審査については、監査委員から提出された各会計決算及び基金運用状況、審査意見書を参考にしながら、予算が議会議決に従って適法かつ合理的、効果的に執行されているか、財政の健全化並びに財産の適正管理に十分留意されているか、しかも、期待された行政効果を上げ、いかに市民福祉の向上に寄与したかという視点から審査をし、これからの予算審議に活用するためといたしました。

審査の結果につきましては、各会計における予算は適法かつ合理的、効果的に執行されてお



り、平成23年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算については、全会一致で認定すべきものと決しました。

以下、委員会審査の中で指摘いたしました事項の中で、主なものについて御報告をいたします。

1、歳入未済金の早期解消について。

平成23年度においても、一般会計、各特別会計、水道事業会計で、過年度を含めて、6億7,572万8,000円の歳入未済金が生じている。歳入未済金の増加は、財政運営に及ぼす影響はもとより、税の公平負担の原則並びに受益者間の不均衡を招くなど、憂慮すべき問題である。

昨今の不況による経済的な苦境には配慮する必要はあるが、今後も滞納者に対する適切な納付指導や、各関連関係法令、条例等に基づく厳正かつ適正な対処を実施することにより、歳入未済金の早期解消を図るとともに、財源の確保に努め、効果的な行財政運営と、さらなる財政の健全化を求める。

2、各種公共施設の耐震改築の推進について。

昨年度も指摘したとおり、来るべき南海トラフの巨大地震を想定した各種公共施設の耐震化に、計画的に取り組むことを求めたい。

特に、本市は小中学校の耐震化がおこなわれている全国137の自治体の一つに含まれており、本年8月には、文部科学省から平成27年度末までに耐震化を完了することを強く求める書簡が送付されている。

このような状況を真摯に受けとめ、小中学校の耐震化に向けた計画を作成の上、平成27年度までに、全ての小中学校の耐震化が完了するように、計画的に取り組まれない。

また、市民から強く要望されている保育園の高台移転改築についても、適地の選定を含めて、一日も早い実現に努められたい。

3、随意契約の適正な実施について。

地方自治体が行う契約については、入札が原則であるが、契約内容が入札に適さない場合や、金額が一定額以下の場合については、随意契約が認められている。

本委員会においては、100万円以上の随意契約について、資料提出を求め、審査を行ったところであるが、中には随意契約で実施しなければならない理由が不明確な案件も見受けられた。

今後は、市民に対する説明責任がしっかりと果たせるよう、ガイドラインや運用指針などを作成の上、随意契約の適正な実施に努められたい。

4、特別養護老人ホーム千寿園の運営改善について。

千寿園においては、昨年度、長期の空床があったことが発覚している。このことは、赤字経営のため、一般財源からの繰り入れにより、何とか収支が均衡している千寿園の経営にとって、大きな損失となったことはもちろん、一日も早い入所を心待ちにしている多くの待機者、介護家族にとって、重大な背信ともいえる問題である。

このような状態が再び生じることがないように、職務規律の徹底を図ることは当然として、新たに第三者による監査機関を設置するなど、再発防止の実効性を担保できる仕組みづくりに取り組まれない。

また、民間や他市の老人ホームにおいては、迅速な入所者の入れかえが実施できていることを考慮すると、本園についても、業務の改善は十分に可能であり、今後は民間並みに入所完了までの日数や、ベッドの稼働率等の目標を定め、達成値を検証するなどの実効的な改善を図られたい。

あわせて、約30%という低率で推移してい

るショートステイの入床率も、民間並みの90%程度にできるだけ近づけるよう、さらなる経営努力を求めたい。

5、事務処理ミスの再発防止と、事後対応の改善について。

本年発覚した前立腺がん、大腸がん検診結果の通知漏れは、受診者の健康に深刻な影響を及ぼすことが懸念される重大な事務処理ミスである。

また、先に指摘した千寿園の長期空床問題に加えて、本年10月には、本来、使用が制限されるべき都市公園用地を、メガソーラー事業用地として利用させようとしたミスも発生している。

これら相次ぐ事務処理上のミスは、市民に大きな不安を与え、市政に対する信用を著しく損なうものである。今後はこのようなミスが生じないよう、職員一同、みずからの担当業務についてだけでなく、組織として、ヒューマンエラーを防止するような有効な仕組みづくりについても、取り組みを求めたい。

また、がん検診の通知漏れが発覚した後の対応についても、市民の命にかかわる重大案件であるという認識に乏しく、結果として、市民や議会に対する情報開示が大きくおくれるという不手際が見られた。

事務処理にミスがないよう、万全の体制で取り組むことは当然であるが、それでもミスが発生した場合に、事後の対応をどのように行い、行政として責任をいかに果たすかというリスク管理についても、取り組みの改善を求めたい。

以上、本委員会の審査での指摘事項は、今後の市政運営や市民福祉の向上に反映することを切望して、委員長報告といたします。

○議長（中平富宏君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入りま

す。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、平成23年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、平成23年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきであるとするものであります。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 全員起立であります。

よって、「平成23年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算」は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第4「議案第1号から議案第21号まで」の21議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（沖本年男君） 市長、議案の提案理由の説明をいたします。

本日は、平成24年第4回宿毛市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変御多忙中のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま、平成23年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算を認定いただき、まことにありがとうございます。

審査報告書の御指摘はもとよりでございますが、審査の過程におきまして、御指摘をいただきました点につきましては、今後さらに検討を重ね、これからの市政運営に反映させてまいりたいと考えております。

それでは、御提案申し上げた議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについてです。

内容につきましては、市立坂本図書館への書籍の寄贈をはじめ、本市の教育、文化の振興に多大な功績を果たされています坂本嘉廣氏を、本市の名誉市民として選定することについて宿毛市名誉市民条例第3条の規定により、議会の同意を求めようとするものです。

議案第2号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてです。

内容につきましては、現在、人権擁護委員として委嘱されています今城瑞代氏が、平成25年3月31日をもって任期満了となりますので、新たに土居桃代氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めようとするものです。

議案第3号は、平成24年度宿毛市一般会計補正予算です。

総額で5億63万8,000円を増額しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、国庫支出金5,203万8,000円、県支出金4,464万5,000円、繰入金5,188万8,000円、市債3億2,730万円です。

一方、歳出につきましては、増額する主なものを申し上げますと、総務費では、SRF工法で実施予定の本庁舎耐震改修工事費として7,500万円、福祉センターへの津波避難階段や災害備蓄倉庫等の整備を行う津波避難対策推進事業工事費として1億2,000万円を計上し

ています。

民生費では、障害者サービス対象者等の増加に伴い、更生医療費扶助で1,700万円、障害介護給付費等扶助で6,600万円、私立保育園の園児が当初見込みより増加したこと等により、私立保育園運営委託料として4,376万7,000円を計上しています。

衛生費では、ポリオの予防接種方法の変更等により、予防接種費用の単価の増額に伴い、予防接種委託料として580万円を計上しています。

農林水産業費では、中角地区で実施を予定をしている宿毛市集落営農・拠点ビジネス支援事業費補助金として1,035万1,000円を計上しています。

土木費では、緊急防災減災事業で実施予定の道路新設改良事業として1億1,459万3,000円、都市計画区域の見直し等を行う事前調査として、都市計画道路交通量調査費を390万円計上しています。

教育費では、平田小学校、山奈小学校、橋上小学校の3校の耐震補強実施設計委託料として、913万8,000円、東中学校の校舎耐震補強実施設計委託料として484万9,000円を計上しています。

続きまして、歳出を減額する主なものとしたしましては、先ほど、増額の中で説明いたしました民生費の市立保育園運営委託料の増額に伴い、私立保育園運営補助金が2,364万5,000円の減額となっております。

繰越明許費につきましては、都市再生事業費が本年度に予定していた事業が終了しない見込みとなりましたので、国に対し、翌債の手続をする必要がありますので、2億661万1,000円を計上しています。

債務負担行為につきましては、来年度支出予定の宿毛市立坂本図書館窓口業務委託料、栄喜

地区スクールバス通学輸送委託料、宿毛市ゴルフ場管理委託料、宿毛佐伯航路運行経費支援事業補助金の4事項について、契約等の作業を平成24年度中に実施する必要がありますので、債務負担行為補正を計上しています。

議案第4号から議案第10号までは、平成24年度の各特別会計の補正予算です。総額で8,025万1,000円を増額しようとするものです。

補正の主な内容は、修繕費等の管理的な支出に伴うものとなっておりますが、議案第9号の介護保険事業特別会計補正予算では、保険給付費が不足する見込みとなり、保険給付費として7,230万円を計上しています。

議案第11号は、平成24年度宿毛市水道事業会計補正予算です。

収益的支出で110万7,000円、資本的支出で45万円の増額となっております。内容につきましては、地方公営企業の会計制度の見直しに伴い、固定資産の財源情報を正確に把握する必要がありますので、その調査委託料等を計上しています。

議案第12号は、公の施設における暴力団の利用を制限するための関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

内容につきましては、宿毛市暴力団排除条例等に基づき、本市の暴力団排除に向けた取り組みとして、市の管理する各施設について暴力団の活動等に利用させないこととするため、宿毛市沖の島開発総合センターの設置及び管理に関する条例など30の条例について、利用制限を設けるための条例を改正しようとするものです。

議案第13号は、宿毛市暴力団排除条例の一部を改正する条例についてです。

内容につきましては、宿毛市暴力団排除条例の中で、これまでは排除対象が暴力団及び暴力団員としておりましたが、高知県暴力団排除条

例と同様に、暴力団準構成員も排除対象としようとするものです。

議案第14号は、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてです。

内容につきましては、平成23年度に保健介護課で発生したがん検診結果の送付遅延に対し、現在の職員の管理・監督の最高責任者である私をはじめ、副市長の責任を明確にするため、私の給料を、平成25年1月から2月までの2カ月間について減給10分の1、副市長の給料を、平成25年1月の1カ月について、減給10分の1としようとするものです。

議案第15号は、宿毛市財産条例の一部を改正する条例についてです。

内容につきましては、暴力団排除に向けた取り組みとして、暴力団員及び暴力団準構成員に対する公有財産の貸付等を禁止し、暴力団員及び暴力団準構成員が利することとならないよう、改正しようとするものです。

議案第16号は、四万十市と宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町及び三原村との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約の廃止についてです。

内容につきましては、現在、四万十市に委託しております消費生活相談事務につきまして、平成25年度より幡多広域市町村圏事務組合で共同処理する事務となりますので、本規約を廃止することについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めものです。

議案第17号は、幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約についてです。

内容につきましては、議案第16号で説明した消費生活相談事務につきましては、幡多広域市町村圏事務組合での共同事務とすることなどの改正について、地方自治法第290条の規定

に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第18号は、指定管理者の指定についてです。

内容につきましては、平成25年4月1日から平成28年3月31日まで、蛍湖ゴルフパークの指定管理者として、株式会社すくもグリーン企画を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第19号は、市営土地改良事業の変更についてです。

内容につきましては、平成13年度に中山間地域総合整備事業で圃場整備事業を実施しました橋上地区楠山換地区及び橋上地区日平換地区につきまして、本年度換地処分の事務作業を行っているところですが、換地処分のため、事業区域の見直しが必要なことが判明し、これに伴い、計画面積を1万74,28平方メートル増加し、11万7,171.74平方メートルに変更することについて、土地改良法第96条の3第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第20号は、財産の取得についてです。

内容につきましては、宿毛市土地開発公社に宿毛市総合運動公園の目的として、先行取得依頼をいたしております、宿毛市山奈町芳奈クワンス谷2233ほか104筆、面積10万4,947.73平方メートル、取得予定金額1億7,277万8,741円について、宿毛市土地開発公社保有土地購入事業として、宿毛市土地開発公社理事長との間で仮契約が締結できましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第21号は、市道路線の認定についてです。

内容につきましては、宿毛市平田町戸内字師高瀬屋敷1214番5地先から同1213番5

地先間を新たに市道師高瀬線として認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上が、御提案申し上げました議案の内容です。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（中平富宏君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月4日から12月7日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、12月4日から12月7日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月4日から12月9日までの6日間休会し、12月10日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時01分 散会

陳 情 文 書 表

平成24年第4回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第14号	平成 24.11.21	MV22オスプレイの配備撤回と訓練中止を求める意見書の提出について	宿毛市 山下 正寿	総務文教

上記のとおり付託いたします。

平成24年12月3日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏

平成24年10月22日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

予算決算常任委員長 今 城 誠 司

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により、別添のとおり審査経過概要及び意見を添えて報告します。

記

【平成24年第3回定例会提出分】

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第 1 号	平成23年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	認 定	適 当
議案第 2 号	平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	適 当
議案第 3 号	平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	適 当
議案第 4 号	平成23年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	適 当
議案第 5 号	平成23年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	適 当
議案第 6 号	平成23年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	適 当
議案第 7 号	平成23年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	適 当
議案第 8 号	平成23年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	適 当
議案第 9 号	平成23年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	適 当
議案第10号	平成23年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	適 当
議案第11号	平成23年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	適 当
議案第12号	平成23年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認 定	適 当
議案第13号	平成23年度宿毛市水道事業会計決算認定について	認 定	適 当

平成23年度 一般会計・各特別会計・水道事業会計

決算認定議案審査に係る経過概要及び意見

【審査の経過概要】

1 審査方針

平成23年度各会計の決算審査については、監査委員から提出された宿毛市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書を参考としながら、予算が議会議決に従って適法かつ合理的、効果的に執行されているか、また、財政の健全化並びに財産の適正管理に十分留意されているか、しかも期待された行政効果を上げ、いかに市民福祉の向上に寄与したかという視点から審査をするとともに、これからの予算審議に活用するためのものとする。

2 審査日程

種別	日時	曜日	決算審査内容
全体会	9.12	水	○審査日程・審査方針の決定 ○資料要求
全体会	10.1	月	○指摘事項の説明（各担当課長）
第1分科会	10.2	火	○一般会計（議会事務局、教育委員会、企画課、監査事務局、選挙管理委員会、会計課） ○特別会計（定期船事業）
第2分科会	10.5	金	○一般会計（農業委員会、福祉事務所、人権推進課、産業振興課、保健介護課、環境課、建設課）
第1分科会	10.9	火	○一般会計（総務課、市民課、税務課） ○特別会計（国民健康保険事業、後期高齢者医療、学校給食事業）
第2分科会	10.10	水	○一般会計（商工観光課） ○特別会計（国民宿舎運営事業、へき地診療事業、幡多西部介護認定審査会、介護保険事業、土地区画整理事業、特別養護老人ホーム、下水道事業） ○水道事業会計
第1分科会	10.11	木	○補足調査 特別会計（国民健康保険事業）
第1分科会	10.22	月	○補足調査 特別会計（国民健康保険事業）
全体会	10.22	月	○意見調整
全体会	11.22	木	○審査報告書の確認



## 【審査意見】

### 1 収入未済金の早期解消について

平成23年度においても、一般会計、各特別会計、水道事業会計で過年度を含めて675,728千円の収入未済金が生じている。

収入未済金の増加は、財政運営に及ぼす影響はもとより、税の公平負担の原則ならびに受益者間の不均衡を招くなど憂慮すべき問題である。

昨今の不況による経済的な苦境には配慮する必要があるが、今後も、滞納者に対する適切な納付指導や、各関係法令、条例等に基づく厳正かつ適正な対処を実施することにより、収入未済金の早期解消を図るとともに、財源の確保に努め、効果的な行財政の運営と更なる財政の健全化を求める。

### 2 各種公共施設の耐震・改築の推進について

昨年度も指摘したとおり、来るべき南海トラフの巨大地震を想定した各種公共施設の耐震化に計画的に取り組むことを求めたい。

特に、本市は小中学校の耐震化が遅れている全国137の自治体の一つに含まれており、本年8月には、文部科学省から平成27年度末までに耐震化を完了することを強く求める書簡が送付されている。このような状況を真摯に受け止め、小中学校の耐震化に向けた計画を作成のうえ、平成27年度までにすべての小中学校の耐震化が完了するよう計画的に取り組まれない。

また、市民から強く要望されている保育園の高台への移転改築についても、適地選定を含めて一日も早い実現に努められたい。

### 3 随意契約の適正な実施について

地方自治体が行う契約については入札が原則であるが、契約内容が入札に適さない場合や金額が一定額以下の場合については、随意契約が認められている。

本委員会においては、100万円以上の随意契約について資料提出を求め、審査を行ったところであるが、中には随意契約で実施しなければならない理由が不明確な案件も見受けられた。今後は市民に対する説明責任がしっかりと果たせるよう、ガイドラインや運用指針などを作成のうえ、随意契約の適正な実施に努められたい。

### 4 特別養護老人ホーム「千寿園」の運営改善について

千寿園においては、昨年度、長期の空床があったことが発覚している。このことは、赤字経営のため、一般財源からの繰り入れにより、何とか収支が均衡している千寿園の経営にとって大きな損失となったことはもちろん、一日も早い入所を心待ちにしている多くの待機者、介護家族にとって、重大な背信ともいえる問題である。

このような事態が再び生じることがないように、職務規律の徹底を図ることは当然として、新

たに第3者による監査機関を設置するなど、再発防止の実効性を担保できる仕組み作りに取り組みたい。

また、民間や他市の公立老人ホームにおいては、迅速な入所者の入れ替えが実施できていることを考慮すると、本園についても、業務の改善は十分に可能であり、今後は民間並みに入所完了までの日数や、ベッドの稼働率等の目標を定め、達成値を検証するなどの実効的な改善を図りたい。

併せて、約30%という低率で推移しているショートステイの入床率も民間並みの90%程度に出来るだけ近づけるよう、更なる経営努力を求めたい。

## 5 事務処理ミスの再発防止と事後対応の改善について

本年発覚した、前立腺ガン、大腸ガン検診結果の通知漏れは、受診者の健康に深刻な影響を及ぼすことが懸念される重大な事務処理ミスである。

また、先に指摘した千寿園の長期空床の問題に加えて、本年10月には、本来使用が制限されるべき都市公園用地をメガソーラー事業用地として利用させようとしたミスも発生している。

これらの相次ぐ事務処理上のミスは、市民に大きな不安を与え、市政に対する信用を著しく損なうものである。

今後は、このようなミスが生じないよう、職員一同、自らの担当業務について徹底的な見直しを行うことはもちろんであるが、職員個々の努力に頼るだけでなく、組織としてヒューマンエラーを防止するための有効な仕組みづくりについても取り組みを求めたい。

また、ガン検診の通知漏れが発覚した後の対応についても、市民の命にかかわる重大案件であるという認識に乏しく、結果として、市民や議会に対する情報開示が大きく遅れるという不手際が見られた。

事務処理にミスがないよう、万全の体制で取り組むことは当然であるが、それでもミスが発生した場合に、事後の対応をどのように行い、行政としての責任をいかに果たすべきかという、リスク管理についても取り組みの改善を求めたい。

平成24年  
第4回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第8日（平成24年12月10日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君  
次長兼調査係長 朝比奈淳司君  
議事係長 柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君  
副市長 安澤伸一君  
企画課長 出口君男君  
総務課長 山下哲郎君  
市民課長 河原敏郎君  
税務課長 佐藤恵介君  
会計管理者兼  
会計課長 弘瀬徳宏君

保健介護課長	村 中 純 君
環 境 課 長	岩 本 克 記 君
人権推進課長	岩 田 明 仁 君
産業振興課長	三 本 義 男 君
商工観光課長	松 岡 博 之 君
建 設 課 長	岡 崎 匡 介 君
福祉事務所長	滝 本 節 君
水 道 課 長	川 島 義 之 君
教 育 長	立 田 壽 行 君
教育委員会 委員 長	松 田 典 夫 君
教育次長兼 学校教育課長	沢 田 清 隆 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長	金 増 信 幸 君
学 校 給 食 センター所長	野 口 節 子 君
千 寿 園 長	杉 本 裕 二 郎 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	児 島 厚 臣 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） おはようございます。

7番、松浦でございます。

それでは、通告いたしておる内容につきまして、市長に一般質問を行いたいと思います。

今回、私が質問する内容につきましては、水道料金における料金体系の問題、並びに水道施設の津波対策と水道行政について、お伺いをいたします。

まず、初めは宿毛市の水道料金体系について、質問をいたします。

先日、私のところに市民から水道料金の問題について、疑問視というか、不公平感を抱いているとの声をいただきました。市民から届いた声をもとにし、私なりに調査をしてみました。

調査をする中で、東京に本社があります体力健康新社という会社が、全国のスイミングクラブの経営者や指導者向けに発行しております「クラブパートナー」という月刊誌がありました。この記事によりますと、これまで民間の企業が経営をするスイミングクラブの水道料金については、全国どこの自治体でも、営業用として扱われてきておったとのことでもあります。

しかし、2008年3月1日に発行されましたその月刊誌の3月号の中に、特報として、「水道料金の減免措置ついに実現 宿毛市が湯屋用適用で扉が開いた」「スイミングクラブ業界念願の水道料金減免措置の自治体があらわれた」それが我が宿毛市であると掲載をされました。

全国で初めて宿毛市が営業用から湯屋用に変更し、2008年4月1日から適用したとのことでありました。

私としては、これまで条例の中でうたわれている湯屋用とは、公衆浴場法や、公衆浴場の確保のための特別措置法で規定されている公衆浴場、いわゆる入浴料を定めて、まちの中で営業しておる銭湯のことについて規定をされておると思っておりましたが、このようにスイミングクラブがこれまでの営業用から湯屋用に用途変更がされ、まちの中で営業している銭湯と同じ扱いになっていたのであります。

どうしてこのように用途変更ができるのか、行政手続はどのようになっているのか、私としても疑問に思うところであります。

また、現在の、宿毛市における料金体系は、条例においては家庭用から中核工業団地内工業用の8種類に用途別に区分をして、水道料金を徴収いたしております。

しかし、用途別の料金体系についても、家庭用のままで営業活動をしていて、安い料金体系を適用しているところがあるとか、家庭菜園等に水道を引く場合には、同じ口径であるにもかかわらず、園芸用の料金が徴収されている。また、用途の変更についても、毎月、検針をする人からの報告なり、本人からの申告に基づき、行っているのが現状であるようです。

そこで、まず初めにお伺いいたしますが、営業用と湯屋用の料金区分において、どのような基準で定められているのか、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

7番、松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

宿毛市は用途別水道料金となっており、用途によって家庭用、団体用、営業用、工業用、湯

屋用、船舶用、臨時用の七つの区分扱い。区分及び高知西南中核工業団地に係る工業用料金に分かれております。

その適用基準としては、営業用は、直接営業のため、または営業に付随して使用するものとして、湯屋用は、公衆浴場用に使用するものとしております。

なお、水道料金は営業用が1カ月当たり、基本水量15トンまでが1,740円で、超過料金が1トンにつき170円、湯屋用が、1カ月当たり基本水量200トンまでが1万4,560円で、超過料金が1トンにつき160円となっております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 答弁ありがとうございます。

営業用については、直接営業、間接、そして、湯屋用については、公衆浴場用ということで、答弁をいただきました。

そこで、次は、用途の変更の部分について、お伺いをいたします。

宿毛市では、企業から水道使用料区分の変更についての要望が出された場合には、宿毛市公営事業審議会を開催をし、その審議会の御意見を参考にしながら、条例なり規則をもとに、コンプライアンスを順守する中で、判断をすべきであると考えますが、現在の宿毛市の条例では、行政手続について、どのように規定をされているのかお伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛市公営企業審議会の開催につきましては、料金変更等の重大なものについては、審議会に諮っておりますが、用途の変更など、条例で決められた区分の中で判断する事柄は、審議会に諮っておりません。

用途変更につきましては、宿毛市水道事業給水条例第18条において、用途を変更するときは、あらかじめ市長に届け出なければならないと規定されております。

そのため、議員が言われるように、本人や検針人などから申し出があれば、担当職員が状況確認をした後、用途の変更を行っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今、市長のほうから、用途の変更については、私の申し上げた部分も踏まえて、最終的には市長の判断というふうに答弁をいただきました。

今回、さきに指摘をしました水道料金の、スイミングクラブの水道料金についての市民の不公平感というか、疑念をいただいているのは、先ほどの答弁がありましたように、条例に基づき、最終的に市長が判断をするということになっているようですが、その政治判断言いますか、そこについて大きな問題を、疑問に感じておるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

そこで、近隣の自治体でも、この不公平感をなくしていくという観点から、口径別の料金区分を適用しているところがあるようでございます。

それぞれの料金体系についてメリットやデメリットがあると思いますが、宿毛市としても、現在の用途別の料金体系から、口径別の料金体系に変更する用意がないかどうか、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

全国の自治体で口径別と用途別の比率は、昭和40年度は口径別が1%、用途別が99%でした。しかし、給水普及率が97%を超え、それに伴い、使用形態も多様化し、用途区分や料金算定根拠が不明確であるなど、使用目的別に

料金を決定することに、利用者からの理解が得られなくなってきたことを背景に、平成23年度は口径別54.2%、用途別34.8%、その他11%と、口径別の水道料金設定は用途別より多くなっております。

現在、幡多郡内では、四万十市、黒潮町が口径別料金を適用しています。宿毛市においても、口径別料金への変更も検討をしており、今年度もシミュレーションを行いました。

ただ、料金の設定によって増額となる世帯もあり、今後、公営企業審議会に諮問し、皆さんの意見を聞きながら、検討していきたいと考えております。なお、平成26年度からは、消費税の増額や公営企業の会計制度変更も予定されておりますので、周知期間の必要な料金体系の変更についても、平成26年度実施をめどに、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今、平成26年度を目途に変更していきたいという答弁をいただきました。ぜひ、そういう方向で調整をしていただきたいというふうに思います。

制度を変える場合には、どうしても一定、利用者には不便をかける部分が一部出てくる、これは一定、仕方ないと思いますけれども、そこらあたりも、審議会の皆さんの御意見を十分聞く中で、前に進めていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

次、水道施設の防災対策について、お伺いいたします。

これまでの機会においても、震災時におけるライフラインの確保対策については、水道管や橋梁の耐震化を含めて、同僚の議員からも質問がされ、この議会でも議論をしてきた経過がありますけれども、今回は、津波対策や施設の防災対策について、なお質問をさせていただきます。

す。

まず、初めは、和田にあります取水施設の管理棟の問題であります。この建物は、これまでの議会答弁においても、昭和56年の建築基準法施行令改正による新耐震基準による建設であるということでありまして、地震対策については、一定の基準を満たしておるようでございます。

そこでお伺いいたしますが、和田地区は本年8月29日に、内閣府から示された10メートルメッシュによる津波の浸水想定によりますと、約10メートルの浸水が予想されているようであります。

このことを考えれば、津波の発生時には、この管理棟も津波による被害を受けることが十分予想されます。水を確保する上で、最も重要な施設でありますこの管理棟が、津波の被害を受ければ、二ノ宮地区から和田地区以西、市内全体においては、約64%の世帯において、ライフラインの確保に重大な影響が出るものと予想されます。

そこで、この管理棟の津波対策は十分にとられておるのかどうか、また、今後どのようにしていこうとしているのかお伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

上水道取水施設の現場管理棟は昭和60年に建設されており、昭和56年の建築基準法施行令改正による新耐震基準に対応しておりますが、津波に対しては考慮されておりません。

この現場管理棟は、松田川沿いにあるため、出水時の冠水に対応できるよう設計されており、浸水深2.5メートル以下であれば、通常運転が可能であり、停電時においても、昨年設置した自家発電機にて運転できます。

それ以上の浸水深を想定した場合、津波の波圧、浮力、掃流力及び漂流物による衝撃力が作

用しますので、それに対する施設の安全性、施設内への津波の浸水防止等を検討する中で、今後、津波対策を進めてまいりたいと考えております。

なお、非常用の飲料水の確保については、津波の影響を受けない東部広域簡易水道と和田で、また北部簡易水道と二ノ宮で、配水管が連結されておりますので、配水管等に破損がなければ、水を送ることは可能であります。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 今、答弁の中で、2.5メートルぐらいであれば、十分対応できるということでもありますけれども、先ほど、私が指摘しましたように、きょうも県から詳しい発表があるというふうにお聞きいたしておりますけれども、この前に出された10メートルメッシュの中でも、10メートルくらいが予想されるということで、言うたら、完全にこの施設そのものが危ないということでございます。

今、市長のほうからそこらあたりの、津波対策等についても、今後十分検討していきたいという答弁をいただきましたけれども、本当に命の水を確保するという部分で、本当に最も大切な施設でございますので、ぜひ、真剣にこの問題、取り組んでいただきたいというふうに思います。

次は、松田町にあります配水池タンクの耐震化について、お伺いいたしますけれども、この問題についても、9月議会の中で質問がなされておりますけれども、なお詳しい内容について、お伺いをいたします。

水道課では、この施設の耐震化については、専門の業者に調査を行ってきたとのことであり、結果的には、取水施設の管理棟と同じく、昭和56年の建築基準法施行令改正による、新耐震基準による建設であり、地震対策について

は、一定、基準を満たしておるようではございますけれども、どれぐらいの規模の地震に耐えられる施設であるのかどうか、住民の、地域の皆さんも一番知りたい部分だろうというふうに思いますので、その調査内容、業者に委託をして調査をした内容について、詳しくお伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

松浦議員おっしゃられましたように、56年の新耐震基準には対応しておりますけれども、タンク容量が5,000トンと非常に大きく、直下には人家が多数あるため、巨大地震に耐えられるのか、心配する方もおられると思いますので、平成18年に行った耐震についての検討結果を述べさせていただきます。

この配水池は、現在の耐震設計手法を用いて、耐震検討を行った結果、阪神大震災クラスの震度7の地震にも、人命に重大な影響を与えない及びタンクの機能保持が可能という、耐震水準を満足しています。

また、地盤支持力や転倒及び滑動に対しても、安全であるとの結論であります。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ありがとうございます。

今、阪神大震災くらい、震度7ぐらいについては、対応できるということでございます。

先日の3.11の東日本大震災も、マグニチュードは9.1でしたか、震度は7ぐらいということで、震度については、同様の規模のようであります。今の市長の答弁を聞く中で、一定、そこらあたりについても、調査結果に基づくならば、一定、安心という答弁でございます。

そういう面で、地域の住民も一定、これで安心しておる部分があるかなというふうに思いますけれども、建物が60年に建ったということ



でありますので、もう4分の1世紀過ぎております。老朽化もしてくるだろうというふうに思いますので、そこらあたりについても、十分、今後も調査をしながら、住民に安心感を与える取り組みをしていただきたいというふうに思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（中平富宏君） この際、10分間休憩をいたします。

午前10時23分 休憩

-----・-----・-----

午前10時33分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 4番、通告に従いまして、一般質問を行います。

初めに、沖本市政における基本姿勢の大きな三つの柱の一つ、20年後、30年後の宿毛市のビジョンの策定についてであります。

3月議会において、このビジョンの具体的な策定方法、行政的な位置づけについては、これからの検討課題だと思っている。時間をいただきたいと、答弁をいただきました。

市長に着任して間もない時期の質問のため、具体的な答弁には至っておりませんが、着任して1年になろうかとしております。このビジョン策定について、現在の進捗状況について、お聞かせ願いたい。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 4番、今城議員の一般質問にお答えいたします。

私は、20年、30年後の宿毛市が目指すべき方向、宿毛市のビジョンについて、各分野の専門の方々の意見をいただき、よりよい宿毛市づくりのために活かしていくことは、大変重要なことであると考えております。

平成24年度におきましては、農業や林業、水産業に係る人たちが、有機的なつながりを持つ中で、一次産業の発展はもとより、地域の活性化のための提言等を行うことを目的に、10月に農協や森林組合、漁協の関係者、そして行政職員が一堂に会し、宿毛市農林漁業協同組合連絡協議会を立ち上げていただきました。

今後、定期的に会合し、その他の団体等とも連携を図る中で、よりよい宿毛市づくりのために、提言等をいただくことになっています。

また、新エネルギーを活用したまちづくりにつきましても、循環型社会の構築と、地域にある資源を活用した地域振興策として、有効であると考えておりますので、今後も積極的に取り組んでまいります。

先ほど申し上げましたように、今年度は、一次産業を中心とした宿毛市農林漁業協同組合連絡協議会の結成を初め、新エネルギー開発や、宿毛湾を生かす取り組みをしている団体等の皆さんと意見交換をし、すぐに進めることが可能な分野については、その取り組みを推進してまいります。

今後は、さらに商工業や観光、地域づくりなどの皆さん方の意見を聞く中で、市長としてのビジョン策定への手順を確認しながら進めてまいりますと考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 4番、少し再質問をさせていただきます。

基本姿勢の中で、今回は、一次産業について取り組んだという答弁でございましたと思いますが、市内外の各分野の専門家や、未来づくり検討委員会を立ち上げて行うということになっておりましたが、今の答弁によると、個別にやっていくような答弁みたいだったんですけど、市長が言われよったのは、未来づくり検討委員

会を立ち上げて、総合的に20年、30年後のビジョンを策定して取り組んでいくと、私は解釈しておりましたが、そのあたり、市内外の各分野での専門家での未来づくり検討委員会の立ち上げについて、どのようなお考えかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

昨年12月の市長就任以来、この1年、市長としてさまざまな団体や、個人と交流を行ってきました。

こうした中で、あらゆる場面で、いろいろな御意見や御提言を伺うことができました。そうした経験からも、私自身が公約として掲げておりました未来づくり検討委員会につきましては、公的な組織としてではなく、私の個人的なシンクタンク的な要素で、さまざまな分野の方々から、いろいろな機会を通じ、施策に対する各種の御意見、御提言、あるいはアイデアを伺い、必要に応じて市の政策審議会等に諮り、施策に反映していきたいと考えておりますので、今後、そういった方向性で取り組んでみたいと考えております。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 個人的なシンクタンクということでの立ち上げ、その場、その場でいろんな御意見をいただいて、政策に生かしていくという考えですね。

20年後の、30年後の宿毛市のビジョンですから、そういうやり方で思ったものができるんでしょうかね。そういう会合であったときとか、そういうときに提言をいただくだけで、ビジョンができていくのかどうか。

そのビジョンを市民とも共有するということになってますが、どのような手法でそのビジョンを共有していくのか、個別な意見を聞いただけで、ビジョンが整っていくのかどうか、それ

を市民と共有するという事は、どういう手法をとっていくのか、お聞かせ願いたい。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、お答えいたします。

私は、市政運営の基本姿勢として、行政の最も大事なことは、事業を公平公正に行い、市民にわかりやすく説明することであると考えております。

その意味からも、市民の皆様は、行政情報を積極的に開示することや、市の将来ビジョンを明らかにし、理解と協力をいただく中で、事業を推進していくことが重要であるとと考えております。

今後、目指すべき都市像は、あらゆる機会に市民の皆様は説明し、ともによりよい宿毛市づくりに取り組んでいくことができるよう、努めてまいりたいと、このように考えております。

先ほどの質問にもございましたように、この1年間、それぞれの分野の皆さん方から御意見をお伺いをする中で、そしてだんだんにその方向性を集約する形で、それなりに考えてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） それなりに考えていくということですけども、余り理解をしづらいんですけど。

未来づくり検討委員会なるものを立ち上げて、その20年、30年後の宿毛市のビジョンを総合的にまとめ上げて、そして市民に提示をして、ビジョンを共有していく。私は、そのように思っておりました。

そういうことをするために、市内外の各専門家ですらそういう委員会をつくるんだと思ってました。

その委員会を立ち上げもしない、個人的な組

織にするということですのでけれども、やっぱりこの策定には予算は必要ないんですね。そういう委員を集めて、そういうビジョンを策定していくということはせずに、個人的なシンクタンクというものであるということで、総合的なビジョンを、市民に提示することはないのですね。

そのあたりをお聞かせ願いたい。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まず、未来づくり検討委員会につきましては、私的な機関であるために、予算は必要ではありませんが、ビジョン策定に当たって、今後、新しく公的な組織を設置し、さまざまな分野の方々にお集まりをいただき、御提言をいただく必要性が生じた場合には、費用負担が生ずることは考えられます。

費用負担が伴う会議等につきましては、今後、当然のことながら、議会で予算を御審議いただくこととなりますので、その必要性については、御理解いただけるよう、十分説明してまいりたい、このように考えております。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 再質問を少しさせていただきます。

その20年、30年後のビジョン、宿毛市のビジョンの策定、その下に宿毛市振興計画は存在するわけですのでけれども、それとの整合性はどのようにとっていくのか。将来、宿毛市こうある姿のために、10年後の姿はこれで、5年後の基本計画はこれで、3年の計画はこれであるとか、その振興計画との整合性について、どのように考えておられるかお聞かせ願いたい。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛市のビジョンは、宿毛市が目指すべき方向、進むべき方向を明らかにするものであると考えております。

宿毛市の振興計画基本構想は、今後10年間のまちづくりの指針となる総合計画があり、これに基づき、中期的な実施目標を部門ごとに体系化した基本計画及び毎年度の予算編成の指針となる実施計画を定めることとなっております。

大きなビジョンのもとで、それを具現化していく道筋を明確にしていくことは重要であり、振興計画を策定する意義があるものと考えています。

大きなビジョンと相反する計画については、当然、見直しも検討しなければならないと考えておりますし、また社会情勢の変化等によっても、見直しを行う必要が生じるものと考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） その大きなビジョンは、各一次産業とか商工とか、各分野ごとに、これから私的な機関としてまとめていかれる。

それは、総合的に一つにまとめて、市民に、議会に提示していくのかどうか。一つ一つの分野で、私的な組織で検討をしたものを、小さな組織組織でいくのか、宿毛市全体として、全ての分野をまとめて、一つのビジョンを策定していくのかをお聞かせ願いたい。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛市のあるべき姿や、進むべき方向を明らかにすることは必要でありますので、必要に応じて、この審議会に諮り、当然ながら、施策に反映していく、こういう形で実効性のあるものにもしていかなければならないというふうを考えております。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 20年、30年後のビジョンの必要性というものが、余り、理解しづらい。もう少し、議員にも市民にもわかる形で、

これを整理していただきたいと思います。

関連しますので、次の宿毛市振興計画についての質問に入りたいと思います。

平成23年4月の自治法改正により、市町村への基本構想策定義務が撤廃されました。

宿毛市振興計画は、この同じ23年4月に策定されておりますが、今後もこの振興計画を活用して、宿毛市が目指すべき方向や、目標を定めての長期計画に取り組んでいくのかどうかをお聞かせ願いたい。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

さきの質問でもお答えしたとおり、宿毛市が将来にわたって、豊かで活力に満ちた地域社会を築いていくためには、宿毛市が進むべき方向、将来ビジョンを市民の皆様にも明らかにするとともに、そのビジョンを具体化していくための計画が必要であると考えております。

そのため、今後も一定期間の目標を定めた振興計画に基づき、事業を推進してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 再質問をいたします。

間もなく来年度予算の編成の時期になりますが、先ほども答弁の中でありました予算編成の基礎となる実行計画は、宿毛市の将来像を具現化する行政のマニフェストといえる実施計画、昨年度、3月に質問したときは、間もなく完成であるという答弁もいただきましたが、この実施計画について、いまだ議員には提示されてない。その実施計画について、どのような進行なのか、お聞かせ願いたい。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛市の振興計画は、今後10年間の宿毛市の望ましい発展の方向と、まちづくりの指針となる基本構想、平成27年を目標年次とした基

本計画、そして期間を3年とした実施計画をもって構成しています。

計画の進行管理につきましては、毎年度、実施計画をもとに実施する事業の評価や検証を行い、次年度以降の実施計画の設定に際して、必要な見直しを行っていくということとしております。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 昨年3月に質問したときに、実施計画について、間もなく完成であると。その完成というか、その進行ぐあいを今、質問したんですけれども、その辺、再度お願いします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 先ほどの質問に対しての説明を、企画課長のほうからさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（中平富宏君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、4番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

宿毛市振興計画の実施計画の策定ができていいのかという御質問をいただきましたけれども、平成23年度に、新しい宿毛市の振興計画基本構想及び基本計画、これは平成27年までの5カ年の計画でございます。

その計画を、具体的な事業に展開するための実施計画、これを23年度から3年間ごとに作成をいたしております。

毎年、これをローリングをして、毎年度、事業の計画に基づいた事業として、成果が上がっているのかどうか、そういったものも評価しながら、翌年度の実施計画を、さらに事業を見直しするのか、あるいは廃止をしていくのか、さらに継続、あるいは事業を拡大していくのか、そういったものを、予算編成時期にあわせて、新たな実施計画を策定を検討していくと。

したがって、3年間の計画をつくっていきま

すけれども、翌年度の分については、見直しによってまた変更がかけられてくるという、実施計画、3年間、毎年1年ごとのローリングの計画でございます。

実施計画につきましては、これまで議会のほうへは、あるいは市民の皆様の方へも報告できておりません。これは業務の進行管理表のような形になっておりまして、ページ数もこういうもので、数十ページに及ぶものでございます。

お手元でございます振興計画基本構想基本計画の中の具体的な事業に基づいて、この実施計画を策定をいたしてございまして、それを予算の箇所づけを行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 実施計画については、市民にも議会にも提示はされていなかったと、そういう理解でよろしいですね。

それで、やはり、それもやっぱり公表して、計画がこれで、実施がこうだった。それは、検証をするのは議会か市民、やはりそれはやるべきだと思いますので、今後、実施計画、その検証については、全て議会のほうでも検証したいので、提示するべきだと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、毎年、達成度の計画の確認と、計画の見直しについて、どのように取り組んでおられるのか。

この振興計画の目標値の中に、達成度をはかる目標値の中にこういう記述が多いんですけども、「今後、達成度の確認の時点に指標を設定し、達成度合いを検証する予定」ほとんどの項目で、目標値に対して、このような記述をされております。

どうやって達成度の確認をするか、少し理解に苦しむんですけども、毎年度の達成度の確認、計画の見直しについて、また市民の確認に

ついて、どのように取り組んでいくのかをお聞かせ願いたい。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛市の振興計画につきましては、中期的な基本計画に基づき、3年間の実施計画を策定しております。

毎年度、実施計画に基づき実施する当該年度の事業の評価を行い、翌年度以降の計画の見直しや策定を行っています。

予算的に、具体的には、各課による事業の評価と見直しを、翌年度の実施計画と予算要求に反映させ、財政当局や市長、副市長の段階で再評価を行う中で、翌年度の事業決定を行っております。

市民の皆様への公表については、基本構想や基本計画については、市のホームページで行っておりますが、実施計画については、公表をいたしてございません。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 再質問を、少しさせていただきます。

成果の確認、事務事業での評価表とか、政策評価とか、少し前までは全ての事業に対しては評価表で、議会のほうにも提出はあったんですけども、今は新規事業だけ、事務事業評価を提出されております。

成果の確認として、機能してない。その事務事業の評価についても、新規事業だけ。新規のときだけ議会に提出している。やはり、行政評価は事後、予算を投入して、どういうふうに変ったのか、よくなったのか、そういう評価をしていくのが行政評価です。

どうも、宿毛市は、PDCA、Pだけで、Dが少しかじって、チェックとアクションがない。行政評価は、やはりそこまでのいかんといかんと思いますが、今後、政策評価、事務事業評価を

手厚くする、やり方を変える必要性はないのか。今のままのやり方でいくのか、お聞かせ願いたい。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

毎年度の実施計画に基づいて実施する事業の評価を行って、成果が上がっていない事業等については、廃止や縮小、または通年時にわたって実施することが必要な事業については、継続をしたり、事業の拡大を図るなど、計画推進のために見直しを行っております。

今後、常に事業の評価や検証を行い、計画推進のために、市に必要な事業を実施するように取り組んでまいりたいと思います。

先ほど、質問にもございました行政評価、あるいは事務的な事業の評価等につきましては、執行部のほうでよく検討して、今後、対応をさせていただきますというふうに思います。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 見直しは行っているということなんですね。

今の状況では、議会にも市民にも見えない。やはり、これは改善するべきです。今後、しっかり評価までいけるような振興計画、運営をよろしくをお願いします。

次の質問に入りたいと思います。

次に、業務継続計画について、質問したいと思います。

昨年の平成23年9月議会において、業務継続計画の策定の必要性を質問させていただきました。その当時の答弁といたしまして、被災後の宿毛市の復旧復興をスピーディーに行っていくためには、この業務継続計画を策定していく必要性というものは、強く感じておまして、今後、全庁体制で検討協議を行ってまいりたいと考えております、と答弁いただきました。

コンピューター等のICTに関する業務継続

への取り組みは、少しずつではありますが、前進しております。

この業務継続計画について、現在の策定の進捗状況をお聞かせ願いたい。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

市役所の業務継続計画策定の進捗状況でございますけれども、現在まで協議検討をしてみました、まだ策定には至っておりません。

今後の予定としては、本年度中に南海地震の新想定に対応できるよう、地域防災計画の改定を行い、現在の体制を抜本的に見直した上で、震災時の職員の初動マニュアルを作成し、さらに業務継続計画を策定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 4番、再質疑をいたします。

地域防災計画を優先して、さきにやりたいと。その後、この業務継続計画について、取り組んでいくと。

もう少し、歩調を速くしないと、市民の負託に応えることができませんので、その担当課についても、少し人員の補強もされておりますけれども、今年度。もう少し取り組みを、前向きに進めるためには、課に昇格とか、そういうことも視野に入れて、一日でも早い策定に努力していただきたいと思います。

同じく、業務継続計画ですけれども、消防業務の業務継続計画の必要について、質問したいと思います。

新消防庁舎において、震災前の津波想定高さは、敷地の高さより下で、浸水はしない想定でした。

震災後、避難路などの計画のために、暫定的にこれまでの中央防災会議の2倍、高知県の想

定の1.5倍で取り組んでおりました。その高さによると、新消防庁舎は敷地が30センチ程度浸水する想定でありました。

内閣府の発表した50メートルメッシュで、この新庁舎は浸水深さが4.3メートル、10メートルメッシュでは4.7メートルと発表され、南海トラフの巨大地震、1000年、1500年に1回の想定される地震が発生すれば、新庁舎の2階の床付近まで浸水する想定となっております。

先日の議会報告会においても、多くの市民から、現在、建設中のこの消防庁舎について、その建設位置での浸水被害について、不安の声が多く出されておりました。

我々議会側の答弁として、仮に1階が浸水しても、庁舎機能が失われることのないよう、2階以上に重要な設備機器を配置する構造にしていること。車両については、津波到達までに一時的に高台に避難しておく対応をとると、我々は議会で説明を受けたことを、市民に対しても説明をいたしました。

この消防活動において、市民に今の位置でも可能なんだという安心を与えるために、現在の新庁舎において、どのような方法で業務を継続するかを策定して、その業務の継続を担保する必要があると考えますが、新庁舎での業務継続計画を策定する必要性について、お聞かせ願いたい。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

消防署につきましても、現在、明確な業務継続計画は策定できておりません。

現在、建設中の新庁舎の地盤高は6.5メートルで、南海地震による最大津波浸水深が4.7メートルと想定されておりますが、堤防が決壊しない場合の浸水深は、相当差があると想定されております。

新庁舎については、2階にサーバー室、屋上に非常用発電設備等を設置し、大規模地震が発生し、庁舎が使用できなくなっても、最も大切なのは、市民の生命、財産、身体が一番大事だと考えておりますので、聖ヶ丘病院のグラウンドに、消防車両を待機させ、防災拠点として活動できるよう、聖ヶ丘病院と協定を締結しようとしているところです。

また、新庁舎での消防無線が使用できなくなるおそれがあるため、芳奈の運動公園内にメーン設備を整備しておくことで、無線での被害状況等の把握や、県、各市町村との連絡網を確保できるよう、進めているところです。

消防署におきましても、地域防災計画の見直しをした上で、できるだけ早く業務継続計画を策定したいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 市民の不安が少しでもなくなるよう、一日でも早く策定して、皆さんに公表して、安心を与えていただきたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。

次は、教育行政についてであります。

教育長には、着任早々の質問ということで、これまでの議論、経過が把握されていない点があるかと思いますが、宿毛市の重要課題でありますので、今回、質問をさせていただきました。よろしくお願ひします。

初めに、学校再編計画についてであります。

宿毛市小中学校再編調査特別委員会より、9月議会において、現在の再編計画については、幾つかの問題を抱えており、再編計画を再考すべきではないかという報告がされ、この議会の一般質問に対して、教育委員会といたしましても、市民の代表であります審議会の特別委員会の審議を経て、本会議で議決されたものにつき

ましては、重く受けとめており、今後、市長部局との再編計画の見直しの必要性について、協議をしてみたいと思っております。と答弁しております。

市長部局との協議はされたのかどうか、再編計画の見直しについて、教育委員会ではどのような協議がされているのかをお聞かせ願いたい。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 4番、今城議員の質問にお答えをいたします。

学校再編計画について、9月議会を受けて、市長部局との協議はどのような結果になったのか、という御質問をいただきました。

教育委員会と市長部局との協議につきましては、4月に宿毛小中学校建設に係るプロジェクト会議を立ち上げ、宿毛小学校の建築のあり方についての協議をしてみました。

その中では、宿毛小学校の建設についてのみではなく、関連といたしまして、学校関係校以外の再編計画や、学校施設の耐震化等についても、協議を進めております。

現段階におきましては、具体的に申し上げることはできませんが、今後は宿毛小学校の建設場所についての方向性を示す中で、再編計画についての協議も深めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 再質疑をさせていただきます。

4月に行われたということで、この9月議会を受けて、9月議会以後の協議はされてないんですね。そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 4番、今城議員の質問にお答えをいたします。

教育委員会といたしましても、9月に特別委

員会の報告を受け、宿毛小学校の建設場所と合わせて、現再編計画の見直しの必要性についても協議を始めているところであります。

こちらについても、現段階においては、具体的に申し上げることはできませんけれども、教育委員会としまして、内部で十分な調整をするとともに、市長部局と十分な協議を深めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 新教育長は、これまで教育委員会にいなかった、今度入ってきたんですけれども、現在、我々特別委員会が幾つかの問題を抱えているというこの再編計画に対して、どのような考えを持っておられるかを、少しお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 4番、今城議員の一般質問にお答えをいたします。

新教育長は、現在の再編計画についてはどのように受けとめているかと、そういう質問をいただきました。

この件に関しましては、現在の教育委員会においては、最重要課題であると認識しておりますので、今後、今までの経過を再度確認する中で、現在の再編計画が最善の枠組みであるのかどうかについて、教育委員会内部で検討することはもちろんですが、市長部局とも、十分に協議し、見直しの必要性についても検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 着任早々、大きな、重要課題でありますので、早急に教育委員会としての案を、再度、練り上げていただきたいと思っております。

この再編計画が、少し迷走というか、そうし



た関連で、市内における全校の耐震化もおこなわれております。

今後、その全校耐震化に大きく影響するこの学校再編計画について、どのように進めていくかをお聞かせ願いたい。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

学校再編についてであります。検討の結果、見直しの必要性が生じた際にはもちろんであります。具体的に計画を進めていく際にも、9月議会において、前教育長が重ねて答弁しましたように、住民不在の計画にならないように、今まで以上に保護者、地域との話し合いを密にするとともに、また一貫性に欠けるとの指摘がないように、明確な根拠をもって計画をお示しし、計画の実現を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） どうもありがとうございます。しっかりと、よろしく願います。

次の質問に入りたいと思います。

最後に、学校の耐震化についてであります。

宿毛市の小中学校の耐震化率は、本年6月1日現在、42.2%、県下の市町村で50%を割っているのは土佐清水市の45%、須崎市の42.1%。全国的に見ても、810ある市区のうち、本市は805位であり、耐震化率は全国的に見ても、最もおくれた水準の本市の学校施設であります。

文部科学省より文書が送付されており、首長を含めた意識の問題として、職員を訪問させる意向を示されております。

国の目標とする平成27年度末までに、本市の学校施設の耐震化率は100%が可能であるのかどうか、お聞かせ願いたい。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 4番、今城議員の質問にお答えをいたします。

学校施設の耐震化についての御質問をいただきました。

学校施設の耐震化につきましては、文科省より平成27年度までに100%にするようにとの指導をいただく中で、宿毛市におきましても、取り組みを進めている状況です。

しかしながら、学校施設の耐震化につきましては、過日の高知新聞に、高知市の学校施設の耐震化の状況が掲載されましたように、予算面のみではなく、全国的に耐震化が進む中、受注業者の限界もあり、宿毛市におきましても、対応に苦慮しているところであります。

宿毛市における具体的な取り組みと、今後の予定を説明させていただきますと、平成24年度につきましては、12月現在、片島中学校の体育館の耐震補強工事が完了しております。同校の校舎及び小筑紫中学校の校舎につきましても、現在、耐震補強工事を行っているところであります。

また、早期の耐震化に向けた取り組みといたしまして、来年度以降に予定しておりました山奈小、平田小、橋上小及び東中の校舎の耐震補強設計を前倒しするための予算を本会議に提出させていただきましたところであり、設計完了後におきましては、状況を精査する中、来年度補正予算で対応をさせていただくことも視野に、順次、耐震補強工事を進めてまいりたいと考えております。

また、宿毛小学校、松田川小学校につきましては、現在の再編計画におきましては、統合校舎を改築することにより、耐震性の確保を図ることとしておりますが、現在、建設予定地については、高台調査により調査中であり、3月にはその方向性を示していきたいと考えておりますので、その方向によって、改築までに耐震補

強を行うかどうか、またどういった工法で耐震補強を行うかについて、判断してまいりたいと考えております。

同時に、宿毛中学校につきましても、来年度に耐震診断と耐震補強設計を完了させる中で、平成26年度には、耐震補強工事を行いたいと考えております。

残る大島小学校、沖の島小学校、橋上中学校、東中学校4校の体育館についてであります、現在の計画におきましては、大島小学校、沖の島小学校を平成27年度に、耐震補強工事を行う予定であり、橋上小学校、東中学校の体育館につきましても、平成27年度までの耐震化を目標に取り組んでいきたいと考えております。

しかしながら、冒頭にも答弁させていただきましたように、設計及び工事が可能な業者につきましては、市内業者のみで考えますと限りがあり、市長部局に確認しますと、平成27年度までの間には、保育園や市営住宅の改築など、学校施設の耐震化以外の事業も想定されるなど、ほかの事業との兼ね合いもありますので、学校の耐震化について、平成27年度までに全てが完了できない可能性もありますが、教育委員会としましては、子供の命にかかわることですので、でき得る限り、早期の耐震化に向けて、市長部局と連携をして、取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 少し再質疑をさせていただきます。

耐震化への計画も少し説明をいただきましたが、24年度末で耐震化率は何%、25年度、今、見込まれている耐震化率は幾らになるのか。26年度は、この予定でいくと、このくらいになるという数字はつかんでないのでしょうか。

その辺をよろしくお願いします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えいたします。

ただいまのところは、まだそういうことについて把握しておりませんので、後ほど調べてお答えをいたします。

以上です。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 詳しい把握はされてないということですが、各年度の耐震に対する予算は、幾らを見込んでいるのか、総事業費として、このくらいはかかるというものをつかんでないのか。財政的には、大丈夫なのか。

先ほどの答弁によりますと、施工業者のほうで、少し不安があるというような答弁でしたが、各年度の事業費の見込み、幾ら必要なのか、つかんでいるのか、総事業費は幾らを見込んでいるのかをお聞かせ願いたい。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 今城議員の質問にお答えをいたします。

各年度の事業見込みと、総事業費についての御質問をいただきました。

事業費につきましては、2次診断、耐震補強設計が完了しておりませんので、あくまで概算金額ではありますが、御答弁させていただきます。

まず、平成25年度におきましては、沖の島小学校校舎の耐震工事及び宿毛中学校の第2次診断、及び耐震補強設計を予定をしております、合計6,400万円余り、平成26年度におきましては、山奈小学校、平田小学校、橋上小学校、東中学校、宿毛中学校の耐震補強工事、大島小学校、沖の島小学校、橋上小学校、東中学校の体育館の耐震診断及び耐震補強設計を実施したいと考えておまして、合計2億6,200万円余りの予定となっております。

また、平成27年度におきましては、大島小学校、沖の島小学校、橋上小学校、東中学校の体育館の耐震補強工事を実施したいと考えておりまして、合計1億4,000万円余りの予定となっております。来年度以降に耐震化に向けて必要な事業費は、4億6,600万円余りを見込んでおります。

なお、現在、申し上げた各事業につきましては、前倒しできるものについては前倒しをして、行っていきたいと考えておりますが、先ほども申し上げましたように、予算面のみではなく、予定どおりの実施が困難になる可能性もありますので、その点については、御了承をいただければと思います。

また、先ほど答弁させていただきましたように、宿毛小学校、松田川小学校については、耐震性確保の方向性を3月には判断してまいりたいと考えておりますので、2校の耐震補強に係る費用は、ただいまの金額には含まれておりません。

また、これらの金額は、あくまで概算となっておりますので、あわせて御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 事業計画について、る説明をいただきました。

執行部としても、子供たちの安全安心のための予算ですので、各年度の予算は、必ず確保して、この平成27年度に向けて、取り組んでいただきたい。

まだ、宿毛小学校について、建設位置でもう少し時間がかかるようではございますけれども、特別委員会の議決は全ての学校を耐震化しなさいということも出てますので、早期に耐震化が実現できますよう。どうも答弁を聞いておりますと、27年度には少し難しいような答弁であります。

全国的に見ても、宿毛市が最後の端になってしまうんじゃないか。それだけは避けたい。1日でも早い耐震化をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（中平富宏君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時29分 休憩

-----

午後 1時00分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木でございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。

質問通告に従い、質問させていただきます。

まず、最初に市長の政治姿勢についてであります。

その1番目に、林業問題を取り上げておりますが。

皆さんも御存じのように、沖本市長が昨年の選挙戦の中で、こういうふうな政策を出されました。この中には、林業問題も幾つか含まれております。

これまで、余り政策に林業問題が見られなかったもので、私はこういう点では、ある一定、沖本市長は林業政策を推進してくれるものと期待して、きょうの質問をすることにいたしました。よろしく願いいたします。

まず、森林整備と林産業の振興策についてであります。

その1番目に、宿毛市市有林の整備状況と、今後の経営方針についてお尋ねします。

整備の現状では、間伐進行状況のうち、現在、間伐が未完了となっている面積をお示し願いたい。

また、皆伐跡地がどうなっているのかの現状

をお聞きします。

このことについて、まずお聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 浅木議員の一般質問にお答えいたします。

現在、宿毛市の市有林は、約823ヘクタールであり、森の工場やふるさと交付金を活用いたしまして、直近のこの5年間で約331ヘクタール、約40%の山林を伐採をいたしております。

質問の反対側からの答えではございますけれども、そういう間伐をしておりますので、よろしく願いをいたします。

答弁が欠けておりましたので、お答えをいたします。

市有林で皆伐を行った面積は、平成19年度から平成23年度までの直近5年間で4.1ヘクタール、皆伐いたしております。その植林については、今後3年後をめどに、計画的に植林する予定といたしております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今現在、823ヘクタールのうち331ヘクタールですか、間伐が終わっているということで、まだ実行できてない部分もあるわけですので、今後の取り組みをしていただきたいと思います。

次に、経営方針のほう。今後の市有林の経営プランについて、お尋ねします。

今後、市有林をどう経営するかについて、市長はどうお考えか聞きたいわけです。

特に、先ほど、皆伐も含めてというお話ありましたが、私は、こういう若齢木を皆伐することについては、非常に疑問を持っております。皆伐の時期については、50年や60年の若齢間伐はやめて、やはりもっと長期の伐期を設定すべきじゃないかと考えます。

今、若齢木を素材にして市場に出しても、素材単価は安く、伐出費用を差し引くと、収入金はわずかとなってしまいます。

また、皆伐後の植林や育林費用を考えると、かえって支出超過になるというのが現状ではないでしょうか。

それよりも、収入間伐、間伐をした材を売って収入を得るわけですが、これを繰り返しながら、100年ぐらいの長期伐採、長伐期林分をつくっていく、こういうことが大事じゃないかと思えます。

そして、大径材を生産することによって、高値販売ができると、このほうがずっと有利だと言えます。

また、間伐方法については、林地の形状にもよりますが、点状間伐じゃなしに列状間伐が望ましいと思います。

列状間伐は、点状間伐と比べて、抜倒や搬出時に、残した立木に傷がつきにくく、また搬出コストが、点状間伐よりも低くなる、そのために収入がふえるという面があります。

そしてまた、皆伐後の林地については、新しく針葉樹や広葉樹の適地適木を植林し、次の時代の人々が利用する木材をつくり、林地荒廃を防ぐための森林をつくるべきだと。私は今後の市有林をこういうふうに設置してもらいたいと考えるわけですが、市長はどう考えるかお聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まず、市有林についてでございますけれども、長伐期施業についてでございますけれども、標準的な伐期齢は、35年から45年でございますけれども、市有林は起債の償還のこともあり、60年から80年として、長伐期施業を行っております。

続いて、市有林の伐採方法については、山の

斜面や作業道の状態によって変えておりますけれども、現在、施業の多くは、列状間伐によって行っております。

さらに、市有林の皆伐後の植林については、放置林とするのではなく、樹種等を協議する中で、計画的な植林を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、市長から60年から80年という伐期も示されましたが、80年ぐらいすれば、ある一定、価格がついてくるということは、私も仕事の上でわかっているわけです。

そういった面で、今までは、若齢間伐というか、50年、60年で切ったところもあるんじゃないかと思われませんが、今後、そういうような皆伐はしないようにしていくという考え方が確認できましたので、この問題については、これで了解しました。

次に、民有林の整備についてですが、森林整備が未完了となっている民有林について、どうするかであります。

民地といえども、森林は人間生活の多くの面にその恩恵を与えています。

こうしたことから、民有林においても、間伐等適切な森林整備を行うことは必要なことですが、間伐がおくれている小規模民有林について、どのようにして整備を進めるのか、お尋ねします。

また、民有林の皆伐後の未更新地対策ですね。これについてはどう考えるか。

木材価格が低迷する中で、皆伐後の山が植林されず、放置される傾向となりつつあります。市行政として、山の持ち主に植林を働きかけるとともに、市としても、育林意欲が沸くような上乘せ補助制度をつくって、森林づくりを進めるべきではないかと思いますが、市長はどう考

えているか、お尋ねします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まず、民有林の未整備の森林については、森林所有者に対して、森林組合等関係団体の協力を得る中で、制度等の周知や指導を行い、除間伐の事業が実施されるよう、森林経営計画の樹立を促し、計画森林内に入れ込んで、一体的に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、皆伐後の造林についてでございますけれども、市に提出されます伐採の届出書に、所有者が造林の計画をすることとされています。

計画に沿った造林となっていない場合は、市から所有者に対し、指導を行うこととなっておりますので、放置林がないように指導してまいります。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 市長の今の答弁内容は理解しましたが、現実には、特に小さい山、里山も含めて小さい山では、間伐ができてないところは、私もずっと回っている中であるわけです。

いわゆる小面積の場合、これは今、森林組合の作業班だけでなしに、地場林業ということも言われておりますが、いろんな手続して、その人には日役が出るような措置をして、自分で切っていく、山を整備していく、そういう方法もあるように聞いているわけです。

そういう面も含めて、小面積のところでも伐採できるような、いわゆる採算性がとれるとか、そういうまとまった山でなくてもできるような方法、これをひとつ考えてもらいたいと思います。

それから、皆伐地の更新の問題については、私は心配している山を見ておりますが、そういうことで、これから県のほうの造林の補助も出てくるという何もありましたので、それが実際

に更新されるかどうか、私は確認して、もしそれができてないようだったら、またいろいろ取り組みをさせていただきますが、今、市長は指導していくということでございましたので、その政治姿勢を受けとめておきます。

先ほどの部分について、もう一度、小面積の部分ですね、お答えいただきたい。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

民有林の小規模な未整備の造林につきましての対応については、今後、市としても検討していきたい、このように考えております。

よろしくお願いたします。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） ちょっと聞き取りにくかったのですが、今後、検討していくということで理解してよろしいんですかね。

そしたら、それも今、市長の言葉、実現されるように、私は山を見守ってまいりたいと思います。

それから、次に、民有林の境界確定をどう進めるかについてであります。民有林の整備を進める中で、隣地の境界が不明瞭なことが、事業実行の進展に大きく影響しています。

昨年も、宿毛市内の山林で誤伐が発生しました。こうしたことから、宿毛市としても、境界明示につながる国土調査の業務を拡大する必要があります。

市長も、この選挙公約に境界明確化のため、国土調査を推進と打ち出しております。その公約に基づいて、境界確定明確化をどのように進めていくのか、お聞きます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

民有林の整備促進の遅延要因が、土地の境界確定が困難となってきたことが一因となっていることについては、認識いたしております。

国土調査につきましては、中村宿毛道路建設予定ルートを先行して調査し、現在、四万十市との市境から西に向けた地区の調査を実施しているところであります。

山林はもとより、海岸部においても、地図混乱地域があることから、計画的に作業が行えるよう、調査、計画を策定し、取り組みをしてまいりたいと考えております。

しかしながら、国土調査による境界確定は、あくまでも地権者同士の合意形成により決定されるものでありますので、調査を実施しても、皆様の協力なしでは事業効果は発揮できません。

また、調査に先だち、基準点の設置に約3年、地図混乱地域の場合には、事前調査として、1年ないし2年が必要となります。

さらに、1地区の調査に3年を要することを御理解いただく中で、作業を進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、市長から答弁をいただきましたが、この境界確定、住宅地とか、市長から話もありました国道に沿って、あのあたりを先にやろうということでやっていくことは、私も重々承知ですが、この公約の中では、民間森林境界の明確化ということで、当然、当事者の協力なければ、これはできんもんで、市のほうで勝手にするものではございませんので、当事者同士が境界について、ここにしようという納得を得て進めていくことは、当たり前のことで、その協力は関係者がしなくてはならないわけですが。

この膨大な森林ですね、これを本当に施業ができるように、全体を済ませることが可能なのかどうなのか、そこらあたり、市長、考えているかどうかお聞きます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

地籍調査につきましては、まだまだ確定してないところがたくさんございます。

また、私も現在の状況で、いついつまでに市内を全て終わらす、そのような展望をよう持ち得ないのが現実でございます。

しかしながら、今後は調査を進めていく上において、森林組合と、このような方々にはさまざまな調整活動等の協力をいただく、そういうことも今後あわせて検討していく中で、できるだけ早く国土調査が進むように、もっともっと進むように、そういう形で今後も検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 広大な分量の民有地、これは境界確定ですので、なかなか進みにくいということは、私も重々承知の上で質問するわけですが、今までのテンポよりも少しでも速めて、この市長が出した公約に少しでも近づくと、この4年間に、もう1年過ぎましたけれども、あと3年間で、次の選挙のときには、ここまでできたということが言えるぐらいに、成果を見せてほしいと思います。

次に、シカ被害の問題で質問します。

新植林地のシカ被害防護ネット設置の支援策をどうするかという問題であります。

今日のシカによる食害の現状から見て、新植林地の林地には、防護ネット作設なしには、ひとたまりもありません。

県は新植推進のため、補助率を引き上げましたが、市として、これをどう活用し、また、市としての上積み支援、こういうものは考えてないかどうか、お聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

伐採跡地の再生林につきましては、シカ被害の防護ネットの購入者等に対して支援をする、県の補助事業として、森林資源再生支援事業が

ございます。

このような事業を活用して、森林所有者に対して支援してまいりたいと考えております。

しかしながら、シカの被害というのは、非常に、まだまだ大きなものがございますけれども、しかし、相当大きな効果が出ていると、駆除されているという報告も聞いておりますので、今後、そのような方向とあわせまして、市としてどのような形で上積みをしていくのかどうか、このことについても検討はさせていただきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今の答弁では、県の助成制度はありますわね。市のほうとしても、上乘せを含めて検討するというところで受けとめさせてもらっていいですかね。

なお、先般、宿毛市の林業活性化議員連盟のほうで、森林組合の御案内をいただきまして、山へ入っていったわけですが、これは新植林じゃなしに、成熟した山ですが、ヒノキの大きなものの皮をはがれるということで、ネットを張ってありました。

どういう資金を導入してやったのか、よう聞かんかったわけですが、山の上まで、いわゆる鉄パイプ、ビニールか鉄かのパイプをもって、たててやっておりますが、私もこういうシカ防除の仕事もしてまいりましたが、ネットにシカがもつれて、それが暴れると3センチぐらいな立てた棒はすぐに引き倒されてしまったというような経験もあるわけです。

そして、そういうことで、国有林では立木を残しておいて、立木にネットをくくりつける。そうすれば、シカが少々かかって暴れても、引き倒されることは少ないということで、2メートル余り、2メートルから2メートル40ぐらいな棒を立ててすることについて、どうかなと

いう面があるわけです。

ここらあたりは、林業指導のほうになろうかと思いますが、今後、事業を進めていく上で、研究していってもらいたいと思います。

それから、もう一つ、森林の機能の問題で、多面的機能がより発揮できる森林経営についてどうするかという面で、お尋ねします。

私は、森林がより多面的な機能を発揮できるようにするためには、次のような施策が望ましいと思いますが、市長はどう考えているか、お聞きします。

森林を効果的に経営するためとして、先ほど、列状間伐と長伐期経営の考え方を述べましたが、森林の多面的機能を継続して発揮させるためには、複層林経営が最も望ましいと思います。

複層林経営は、列状間伐をした林地にその都度植林し、山全体を2ないし3段の林齢の違う林層をつくって伐採し、いつまでも皆伐状態にしない森林づくりであります。

山地の崩壊の食いとめや、水源涵養等、公的機能を発揮する上で、理想的な森林経営であり、今後の普及が待たれます。

また、伐採跡地は、山林荒廃防止のため、すぐに適地適木を植栽し、森林育成に着手する必要があります。

ここで、尾根や谷筋は一定幅、有用広葉樹を植栽すれば、火災時には防火帯の役割をし、豪雨の谷抜け防止や、谷川に住む魚のえさの供給源にもなっていく、こういう自然を守るという面でも大事であります。

山火事の際には、ヒノキの場合は全部クローネを火がつたいますが、中に広葉樹やそういうような広葉樹帯を置くと、クローネをつたう火災はそこでとまるという面もありますので、今までみたいに、山の上から谷の下まで、全部ヒノキ、スギを植えるという造林ではなしに、こういう適地適木を考えるべきだと思います。

私は、こういう森林の多面的な機能について、考え方を持っておりますが、このことについて、市長はどう考えるか、お聞きしたい。

以上です。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

複層林経営についてでございますけれども、山林の伐採は、皆伐すると山の保全機能が一時的に低下するということから、複層林経営がよいとされておりますが、宿毛市森林組合によると、大きな施業面積で行うことや、60年以上の樹齢が前提であるとのことで、県下では複層林経営は余り行われていないとのことでございます。

条件が合う山林があれば、山林や河川の保全の上からも、複層林経営について、山林所有者の御理解が願えればと考えているところであります。

続いて、尾根や谷筋に有用広葉樹を植えること等についてでございますけれども、山を守ることが、その下の平地を守ることになるという視点から、森林施業をすることは、非常に重要でございます。

尾根や谷筋を含め、一体的に施業をする中で、有用広葉樹の植栽についても、林業関係者に検討をお願いをいたしたいと思っております。

浅木議員は、この分野のプロでございますので、今後もいろいろと御指導いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、お話しいただきました複層林経営については、私も現職中にやってみたくはありますが、列状複層林じゃなしに、点状複層林をやったもので、やはり点状複層林は伐採時に残存木を痛めるという面がありまして、好ましくなかったという何があります。

やはり、列状複層林、こういったものについ



て、今後、機会あるごとに山づくりの一つとして、多面的機能を生かす上で、またそれぞれ研究していただきたいと思えます。

なお、昔は谷筋まで全部植えておりましたが、やはり広葉樹を植えることによって、広葉樹林の中には、植物が生えてきます。花が咲きます。そしたら、虫が飛んでくる。そういった虫が集まることによって、そこに住む魚がふえていく。肥えていく。そういう非常にいい循環があるわけです。

谷筋の土砂崩れを防ぐだけじゃなしに、そういう生物保存という面からも効果がありますので、また機会あるごとに取り組んでいただきたい。

次に進みます。

次は、林産業の振興策についてであります。

この中で、林道網をどう拡充するかについて、お尋ねします。

木材の伐採や搬出経費の削減は、山林所有者の収入をふやしたり、また国産木材の価格を下げて需要を拡大し、自給率を高めることとなります。その搬出コスト削減に大きく影響を与えるのが、林道網の充実であります。

日本は、豊富な森林資源を持ちながらも、林道網が乏しいために、搬出コストは高く、木材市場で安い外材に押される一因となっています。

また、森林管理を広域的に進める上でも、林道は非常に重要であります。

こうしたことから、私は林道網の普及は急がなくてはならないと思えますが、市長は、林道網の果たす役割をどう考えるか、お尋ねします。

また、宿毛市として、今後、林道網拡充の取り組みをどう進めていくのか、このことについてお聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛市が管理する林道につきましては、44

路線がありますが、十分な維持管理ができていない現状であることは認識をいたしております。

平成23年度には、豪雨災害により被災し、災害復旧工事を実施した路線もありました。林道整備は森林整備と合わせて検討されるものでありますので、整備手法も含めて検討してまいりたいと考えておりますけれども、ただ、林道事業についての補助事業等が、今、ないものでございまして、なかなかこの整備については、現在、厳しい条件にあることも事実でございますけれども、非常に、今後のさまざまな事業を、林業振興を行う上においては、今後より重要になってくるところも、また私のこれからの方向の中で思うところもございまして。

このようなところを再認識しながら、林道整備については考えて、検討していきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、市長から補助事業がないというお話でございましたが、今、林道がないために、作業道は多くつくらなくてはならないという状況になってきて、それが林業搬出コストにはね返るということになっているわけです。

せめて、それぞれの深い谷の溪流に沿うた部分、こういったものについては、林道を入れるというふうな方向で、また今後取り組んでいただきたいと、こう思います。

なお、こういった林道網、日本は現在、1ヘクタール当たり17メートル、オーストリアは87メートル、大変な差でございまして。やはりこういった道をつけれる、ようつけてない、こういったことが搬出コストの削減に影響してくるわけです。

次に、高性能林業機械の導入についてお尋ねします。

高性能林業機械の導入による生産性の向上、これは誰もが言われるとおりです。しかし、こうした機械は高価なために、小さな林業事業者が自力で購入することは非常に困難であります。

ところが、政府はこうした機械購入の補助率を、今年度は10%も引き下げたと聞いています。

他の自治体では、国や県とは別に、市町村で独自に支援をしているようであります。市長は、宿毛市としての上乗せの助成の拡大や、今後の継続性について、どのように考えているか、お尋ねします。

また、森林組合以外の民間事業者が購入する場合の補助金はどうなるのか、お示し願いたい。

以上、質問します。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

高性能林業機械等整備事業の事業実施主体は、林業関係者が主たる構成員となっており、資金計画や事業執行体制が整備されている団体や、5戸以上の森林所有者と、5年以上の長期施業委託契約を締結し、森林施業計画を樹立している施業受託者も入っています。

このために、民間事業者に対する支援は可能でございます。民間事業者に対する市の上乗せ補助については、今後、補助対象となる事業者からの要望がある場合は、検討してまいりたいと考えております。

今後も、上乗せ補助を継続するかにつきましては、事業の必要性等を考慮する中で、検討もしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、民間の林業事業者、作業の効率化をしたいけれども、機械買えないという面がありますので、ぜひそういった面で、民間事業者にもそれが買えるような取り組みを

していただきたいと思います。

なお、四万十市では、国、県の補助にプラスして、15%補助をしているというふうにお聞きしました。こういうふうには、四万十市だけではないですが、ほかでもそれぞれ、その重要性に鑑みて、上乗せをして、機械の導入をしているようですので、今後さらに考えていただきたい。

続いて、これも市長の公約の中にあります大型製材工場の誘致についてお尋ねします。

市長は、公約の中で、宿毛新港の活用の一環として、大型製材工場の誘致を含め、原木製品の出荷を図るとした。これは、雇用の拡大にもなるということですが、高知県では今、大豊町に銘建工業を中心にして大型製材が入ってくるということですが、県は積極的に推進しておりますが、それぞれ事業者では、賛否あるわけでございます。

そういったことから、この地元の皆さんの声も聞いて、慎重に対処すべきではないかと思うわけです。

確かにこういうものが投入されると、例えば、銘建の場合、年間10万立方が必要だという話を聞いております。

今、高知県の木材生産量が、年間38万から40万ぐらいなものでございますので、その4分の1を銘建が使ってしまうということになるので、果たして同じようなものが、宿毛へ出てきた場合、宿毛の製材業者は原木が確保できるのかどうか、そういった面も含めて、心配するわけです。

宿毛の製材におきましても、木材界の不況の中で、私が営林署におったころと比べては、もう半分程度に、廃業してしまっているという現状があります。

大型企業を投入するよりも、ことによったら協業とか、また効率的な機械を買えるような助

成とか、そういうものも含めて、地元の業者を助けることをするべきじゃないかと思いますが、そういう面も含めて、今後どう考えるかお聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

大型製材工場の誘致という形で、公約にもあるが、慎重に対応すべきではないかという質問でございました。

私の基本政策の中では、工場も、誘致ではなく、大型製材工場の建設を支援するとしていきます。現在のところ、工場建設の話はございませんが、民間業者からこのような話があり、市として有用であると判断すれば、施設や機械設備等について、県や関係機関とも連携する中で、できる限りの支援をしてみたいと考えております。

とにかく地元の業者の皆さん方との調整、これが第一でございますので、その辺のところを勘案しながら、今後検討していきたい、このように考えております。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、市長は、支援するというところでございましたけれども、私がここに持っている資料では、誘致を含めということで、大型製材工場を市長は積極的に誘致したいみたいな考え方を持っているというふうに受けとめております。

また、県議会の質問の中にも、そういう内容があったように思うんですが、市長自身の中に、例えば銘建みたいな大きなところを引っ張りたいということがあるんじゃないかと思うんですが、そういうことではないんですか。もうちょっと確認させてください。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

今の製材業界、非常に大変な部分もあるわけ

でございますけれども、このような状況を改善していくためには、相当、抜本的な施策も必要になるところはあるんじゃないかというふうに、私は個人的には判断をいたしております。

そういう場合には、地域外からの進出という話もあるかもしれませんが、あった場合にも、とにかく地元の業者の皆さんとの調整、このことをきちんとしながら実施していく、このような形で対応したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 地元との話し合いを大事にするということでもございましたので、特に同じ仕事をする製材業者、こういった人の気持ちをくみ上げて、この話については、慎重に対処してほしいと思います。

次に、木材需要の拡大の問題ですが、一つには、公共建築物に木材利用を使うというのは、これは法律でも定められているわけでございます。県のほうでも積極的に活用しておりますが、宿毛市においても、立地位置がどうなるかわかりませんが、極力、こういう木造小学校、中学校、学校が建てれるような取り組み、こういったものの必要を考えていただきたい。そのことについて、どう考えるかお聞きします。

また、もう一つ、民間での木材需要拡大のために、宿毛産材を活用した住宅に対する市の上乗せ補助を考える、補助をする考えはないかをお聞きします。

県では、こういった地元産材に対して80万の補助をすると、最高限度額ですね。これに対して、四万十市や四万十町では、なおこれに150万上乗せして、それも四万十市やったら四万十市内、四万十町やったら四万十町内という制限はついているわけですが、そういう制度もつくっているということでございます。

建築材が非常に、木材の消費という面では大

きい役割を果たしますので、これらについてどう考えるかお聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

まず、国産材の需要拡大についてでございますけれども、市は、宿毛市産材利用推進方針を、本年11月11日に策定をいたしました。

この方針は、宿毛市が整備する公共建築物や、公共土木工事において、率先して木材を利用することにより、直接的な効果はもとより、一般建築物における市産材の利用の促進、工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての市産材の利用拡大を図るためのものであり、方針に沿った形で、木材の利用促進を図ってまいりたい、このように考えております。

そして、補助の質問でございますけれども、宿毛市の産材より建築される住宅について、上乗せ補助ができないかとの質問ですが、宿毛市で市産材を活用して建築された住宅に上乗せ補助を行っていることは承知をいたしております。

当市としましては、現在のところは、財政事情のこともあり、困難ではないかと考えておりますけれども、将来的には、市独自の上乗せ補助を検討してまいりたい、このように現段階では考えているところでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） どこの自治体も財政困難な中でも、林業発展を願えばこそ、こういう制度をつくっているわけです。

そういった面で、宿毛市も84%が森林と、面積の、いうて言われる市でございます。

森林は、ある面では、金を生む、雇用を生む宝の山やと、私はそう考えております。

そういった面で、いろんなところへお金はいくという面がありますが、若干でもそれを刺激するような対策、今後も考えていただきたい。

それと、次には、木質バイオマスの利用拡大、これは9月議会でもしましたんで、余り多くを言うつもりはございませんが、最近と言いますか、この間、林業活性化議員連盟で現場へ行ったとき、宿毛市の補助も含めて、買ったというハーベスタという機械が稼働しておりましたが、元のほうの、いわゆる曲がったところを切り落とす、そしてまた、枝払いですね。これも細いところまで全部できる。

以前は、チョウナを使ったり、チェーンソーを使って枝落としをしよったんで、非常にコストがかかったわけですが、これやったらコストはかからないと。現場の人に聞いてみると、これは現場で何ぼでも、細いとこまで含めて搬材ができると、道路へですね。これを、木質バイオマスとして活用してくれるならば、いつでも持っておりられるという話を聞きました。

そしてまた、先般は、チップ工場の再生分解工場のほうへ行って、いろいろ聞いてみたわけですが、チップで出荷できない、こういったものについても、木質バイオマス、こういったものが普及できれば、買い取ってもらえるならば、我々としては生産したいという話がございました。

一部地方、三原も含めて一部地方では、ペレットをつくっているようですが、ペレットはコスト高になるという話も聞くわけです。そのままの原木を小さくして、燃えるようにして使っていく、こういった木質バイオマス、これを普及していく考えについて、いま一度、市長のお考えをお聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

木質バイオマスの利活用、利用拡大については、さきの第3回定例会で、浅木議員の一般質問にもお答えをいたしておりますけれども、木質バイオマス等の循環型自然エネルギーを推進

することは、自然環境保護、林業の活性化、資源の地産地消、ひいては雇用の確保という視点からも推進していく必要があると考えておりますので、今後とも積極的な企業誘致や、各分野への普及に向けて取り組んでまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、答弁をいただきました。木材界の中では、木材業者の中では、これがどう普及させてくれるか、このことについて、私は非常な期待を感じているわけでございます。

そういった面から、私もいろいろ研究してまいります。市としても、他の、特に東のほうの市町村やっておりますので、ぜひとも取り組んでいただきたい。

最後に、この林業問題について、お尋ねします。

市の行政に林業専門職員を含む担当職員の増員を図るべきかと思いますが、市長はどう考えているか、お尋ねします。

林業の支援は地元産業振興の面で、非常に重要な役割を果たすわけです。ところが、宿毛には今のところ1名ですかね、担当者が。それでは仕事がしにくいんじゃないかと思うわけです。

今、私が申し上げた内容を、もし本当に林業担当者が実行するとしたら、今の1人ではとてもできないと思います。

四万十市では、支所も含めて、多くの方が林業担当としてやっているということですが、市長の公約を実際にやっというところならば、こういう増員配置も含めて考えるべきじゃないかと思えます。

ちなみに、四万十市の場合は、林業に携わる職員が7名いるそうです。そして、林業課ということで、もっとも統廃合がありましたのでね。

西土佐を含めて、分室も含めてのことですが、7名で、林業課を構成しているということでございます。

四万十市と比べれば、宿毛の場合、森林面積が四万十市の50%に満たないということですので、同等のものは必要だというふうには考えませんが、その半分程度でも、やはり要員確保すべきじゃないか。四万十市の約45%ぐらいは森林がありますので、こういったものを本当に市民に役立つものにしていくためには、そういう林業担当職員が必要だと考えますが、市長、今後この職員配置、特に林業について、詳しい職員、最低1名入れてつくっていく、こういったものについてどう考えるか、お聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

それまでに、上乗せ補助のところで答弁をいたしました、四万十市で市産材を活用して建築されたという答弁すべきところを、宿毛市でという答弁になっていたということでございますので、おわびして訂正をさせていただきたいと思えます。

先ほどの林業の専門職員の配置については、現在、高知県と調整中ではございますが、平成25年度から県との相互の人事交流として、新たに林業の専門職員で、総合的なプロデュースができる課長補佐級の派遣を要望をいたしており、宿毛市からは、県の林業分野へ職員を派遣する人事交流を計画をいたしております。

新年度には、県からの交流職員の配置により、一層、地域産業の活性化や、底上げにつながるものと考えております。

林業につきましては、今後、一次産業、ほかの産業とも同時に、連携して、ぜひとも活性化していく、そういう事業をこれから展開してまいりたいと、このように考えております。

まだまだ大きな、具体的な形の計画にはなっておりませんが、ぜひともそういう方向での事業の展開を図っていくことを、構想として持っておりますので、このような職員を、ぜひとも配置したい、このように考えております。よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、県からの、来年度の人事交流で、林業の専門家というか、熟練した人を入れるということでございますので、それは期待しておきたいと思っております。

なお、私も営林署在職中には、時々そういった、自治体から要望があって、営林署職員が出向というような形で出て行って、市町村で二、三年勤務してくるといようなこともしております。

このことは、前にも、私も、ずっと前にも提起したわけですが、実現されなかったわけですが、来年度これをやるということでございますので、期待したいと思っております。

なお、専門職員一人おっても、その人はそれぞれすぐれた知識は持っていますが、実際に動くのは、一人では動けませんので、やはり必要な、四万十市の規模からいけば、3人ぐらいでも担当者をおいて欲しいと思うわけですが、それも含めて、今後、検討していただきたい、このように思います。

以上で、市長に対する質問は終わります。ありがとうございました。

次に、教育長に対する質問をいたします。

教育長に対しては、学校教育における人権擁護についてお尋ねいたします。

立田教育長には、宿毛市や日本の未来を担う人材を育成する教育行政の最高責任者となられましたこと、本当に御苦労さまです。

今、全国的にも、この宿毛市においても、教育をめぐる課題は山積しております。とりわけ

宿毛小学校建築の問題があり、また、再編問題もあり、忙をきわめられると思われませんが、体調に十分御留意の上、任務に向かい合ってくださいと思います。

この議会前に、教育委員長を含め、3人もの委員がかわられましたので、私はこの機会では、学校教育における基本的な所見をお伺いさせていただきます。

まず、1番目に、人権を尊重する学校教育についてであります。

今、全国各地の学校教育の現場で、子供への体罰やいじめ、管理教育のもとで、教職員へのセクハラやパワハラなど、人権が侵害される事件が頻発しています。

楽しく学び、切磋琢磨して、人としての人格を形成するはずの学校において、人権の中でも最も大切な生きる権利が侵害され、みずからの命を絶つという、私にとっては憤りを感じる出来事が各地の学校で発生しているわけでございます。

私は、教育委員会や教育関係の最大の任務は、子供の命を守ることであると思っております。

憲法が定める義務教育は、行政や学校、また親にとっては、子供に教育を受けさせる義務がありますが、子供にとっては、教育を受ける権利であります。

新教育長は、こうした学校での人権侵害に対して、どのようにして子供の人権を擁護し、学校教育を進めるのか、そのお考えをお聞かせいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 8番、浅木議員の質問にお答えをいたします。

学校における人権侵害に対して、人権擁護の教育をどのように進めていくかという質問でございますが、子供の人権を尊重した教育の実施は基本であり、大変重要なことと考えておりま

す。

いじめや体罰は、児童生徒の健全な育成に、深刻な影響を与えるものであり、その解決のためには、学校教育では、教員は児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接し、人間尊重の視点に立った、人間の生き方や道徳心を育む教育を進めていくことが重要であると考えております。

児童生徒の指導は、集団生活の中でルールを守ること、協力すること、一人一人の違いを認め合うことを大切に、各教科においては、総合的な学習の中での人権学習だけではなく、国語科では、さまざまな生き方や心情を知り、豊かな感情を身につけ、社会科では、人権が確立された歴史を学んだり、社会科見学を通して、いろいろな人に支えられて生活していることを実感するなど、全ての教科の学習に人権尊重の視点を持った教育を実施しております。

また、子供の人権擁護のためには、学校だけではなく、家庭や地域の協力も不可欠でありますし、家庭教育や地域の子ども見守り隊など、全体で子供たちのすこやかな育成ができるよう、連携してまいりたいと思います。

今後、人権侵害が起こった場合や、保護者等から相談があった場合は真摯に受けとめ、実情の把握に努めるとともに、適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 人権に対する基本的考え方を、今、述べていただきましたが、今、教育長が述べられました方向で、今後の宿毛市の教育行政をリードしていただきたい。

今、御説明いただきました内容に、ここところはこうしてもらいたいという部分はございませんので、今の言葉どおりに、実際の行政を進めていただきたい、このようにお願いしてお

きます。

次に、2番目の問題に入ります。

2番目には、体罰に頼らない教育についてであります。

体罰は、教育者にとって、子供を自分の意に従わせやすい手段として、また愛のむちなどという飾り言葉のもとで、今日でも用いられることがあるようです。

しかし、体罰は、ときとして子供に障害を発生させたり、恐怖を与え、不登校の原因になることもあります。

また、幼少期の体罰は、人格を欠損した人間づくりにつながるおそれがあります。

体罰は法律で認められていない他人への苦痛であり、体罰は暴力であり、犯罪要件を構成します。

子供にけがをさせると傷害であり、あるいは、業務上過失傷害罪に問われる可能性があります。

市町村教育委員会が管轄する教育機関での教師の体罰により、子供に被害が出た場合、その損害額の負担は市町村教育委員会の負担となることが、2009年の最高裁判決で確定しています。

こうしたことから、教育長に次のことをお尋ねします。

1番目に、私は、教師が体罰以外の方法で子供を教育できる力をつけるべきだと考えますが、教育長は、体罰についてどう考えるか、所見をお聞きしたいと思います。

つけ加えて言うならば、体罰を使わなければ子供を指導できないから、体罰を使っていると、頼っているというふうに、私は思います。

教師のことを教諭という字を当てはめる場合もあります。教え諭すということではないかと思うわけでございます。

ちゃんと諭して、子供に納得をさせて、理解をさせて、物事を進めるという、これは手間暇

のかかる話ではございますが、こういう方法で進めていく力を、教職員がつけるべきであると思います。そういった点から、今の面において、体罰に頼らない教育方法、また教師のレベルアップ、こういったものをどう図るか、教育長にお尋ねします。

もう1点は、宿毛市の学校教育の現場において、体罰が行われているかどうかの実態把握をする考えはあるかないかについて、お尋ねします。

3点目には、先ほども触れましたが、法の定めでは、教師であろうとも体罰は禁止されており、学校教育の現場で、体罰を発生させないような対策をどう進めるか、お聞きしたい。

この3点について、教育長のお考えをお聞きます。

**○議長（中平富宏君）** 教育長。

**○教育長（立田壽行君）** 8番、浅木議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目、学校における体罰について、どのような認識を持っているかということですが、学校教育法におきましても、校長及び教員は体罰を加えることができないとされております。

児童生徒の問題行動に対しては、教員は毅然とした態度で、正しい方向に導くよう、厳しい指導も必要であると考えますが、体罰による指導は、子供たちに力による問題解決の思考を助長させますし、いじめや暴力行為の土壌を生むおそれもあると考えております。

また、自尊感情や豊かな心の育成にとっては、これによって失われるものは大変大きく、許される行為ではないと考えております。

2点目でございますが、宿毛市内の学校においては、体罰が行われていないか、実態把握をしているのかとの質問をいただきました。

これまでの全国各地での事例等のたびに、校

長会で周知を図り、また国からも体罰に関する考え方が示されておりますし、教育方法として望ましくないということは、現在、教育界においては、既に共通理解が成立しているところがあります。

各学校におきましては、校長を中心に、体罰が許されない行為であると同時に、教育上の正当性は認められない、こういう認識度は高い状況であると考えております。

そうした中で、宿毛市内の小中学校におきましては、学校からの報告や、保護者等からの相談はありません。

しかし、今、議員も言われましたように、どの学校でも起こり得る問題として、今後もあらゆる機会を通して、各教職員が共通の認識を持ち、互いに確認できるよう、周知をしまいたいと考えております。

続いて、3点目にお答えいたします。

学校における体罰を発生させない対策を、どのように進めるかという質問でございますが、先ほど言いましたように、校長会などの機会を通じた周知により、各教職員が互いに確認できるようにするとともに、児童生徒の問題行動への対応を、担任一人に任せるのではなく、学校の教職員全体が問題を認識し、学校が組織的に対応することが重要であると考えています。

そして、体罰によることなく、粘り強い指導と、家庭との連携を図る中で、児童生徒と教員の信頼関係が深まるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

**○議長（中平富宏君）** 8番浅木 敏君。

**○8番（浅木 敏君）** 今、教育長から答弁をいただきましたが、この答弁の内容では、現在は体罰は発生していないという認識だということでございますので、それはそれとして受けとめておきます。



しかし、いじめと、ちょっと内容は違うかわからんけど、潜在化している場合もあるかもわからんで、そこらあたりは十分注意してほしい。

なお、私は3人の子供を育てましたが、そのPTAの役員等をやっている中でも、何回か体罰の問題について、保護者から相談を受け、これを解決するために取り組んできた経緯があります。

そういったことから、体罰というものは、どこで起こるか、教育長も言われました、どこで起こるかわからんという面がありますので、十分それを把握するようにしてもらいたい。

あと、いじめの問題のところで提起しますけれども、たまにいうか、時には生徒へ向けてのアンケートですね、こういったものを実施して、学校側は隠すと言うたら語弊がありますが、そういう表現は適切でないかもわからんですが、学校側から報告が上がってないこともあるかもわからんで、やはり子供に直接アンケートをとってみる、そういったことも、一つの方法ではないかと思っておりますので、こういったことについて、やるかやらないか、検討するか、そういったことを含めて、もう一つ答弁をいただきたいと思っております。

なお、一番最初の問題の時点で、教育長は、きちんとしたルールを守るということを強調されました。これは非常に大事だと思います。この体罰につきましても、これはいわゆるルールどころじゃなしに、法律上で規定された問題でございます。

こういった法律違反のことを先生がやるようでは、指導できないんじゃないか。生徒へ話しても、説得力がないんじゃないかと思うわけです。

先生自身が、必要な分、そういったものについては、重視していくということも必要だと思

います。

そういった面で、先生がこれが法律上の規制だということをきちっと認識できて、いろいろ精神的葛藤はあっても、手を出さない、こういった取り決めをしていただきたい。

なお、アンケートについて、今、教育長はこのことについて、どう考えるかお聞きしたいと思っております。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

学校のいじめに対する体制と、それから教師の暴力に対する問題につきましても、学校においては、児童生徒や保護者が相談しやすい環境づくりを目指して、児童生徒と担任の生活日誌のやりとりや、個人面談を実施して、悩みなどを聞く機会をつくったり、直接、言いにくい児童生徒を考慮して、適時、アンケートを実施するなど、教師が生徒の悩みなどの、合図に対して早い段階で気づける取り組みを実施してまいりたいと思っております。

体罰に対しては、やはり教師がどれだけ時間を要しても、じっくり生徒と対峙して、わかるまで時間をかけて指導していくと、そういう情熱が必要であると考えております。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 今、体罰の問題で、アンケートをとることを考えますか、考えませんかという提起をしたわけですが、いじめの問題での話はあったけど、体罰問題でのことについては、明確でなかったと思うので、もう一度、答弁をお願いします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えいたします。

体罰につきましても、学校の重要な教育活動の一つでございますので、生徒の本当の心の中を知る一つの手だてとして実施してまいりたいと考えております。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 明確な答弁、ありがとうございました。

続きまして、次の題に入っていきます。

「いじめ」のない学校教育について、質問します。

今、全国的にいじめが多発しておりますが、このいじめの多発現象を、教育長はどう捉えているかお聞きします。

特に今年も、全国で多くの子供がいじめを苦にして自殺する事件が発生しました。

昨年の大津市の事件では、警察が学校を捜査するという事態にまで発展してしまいました。

このいじめは、極めて表面化しにくいと言われますが、学校と保護者はもちろんのこと、地域との連携を密にすれば見えてくるのではないかと思います。

こういったいじめ多発の現状について、教育長はどう考えるか、お聞きいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 浅木議員の質問にお答えをいたします。

まず、最初にいじめの現状について、把握しているかということですが、本市のいじめの認知件数としましては、残念ながら、全く発生していないというわけではありません。ここ数年の推移といたしましては、十数件ほど発生しております、その都度、対応をしておる次第であります。

以上です。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） このいじめ問題についての、今、宿毛市の教育委員会での内容については、説明いただきました。

いじめについて、教育長自身がどう考えるかということをお聞きしたわけですが、その部分についての回答がなかったですので、もし回答

できるようだったら、お願いします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。いじめについては、先ほどの体罰の問題もありますが、その子供の人格を否定するものでありますので、これは絶対に許されないというふうに考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 次に、いじめを発生させない教育環境をどうつくるかについてですが、今、教育現場においては、いろいろな形で課題が、やらなくてはならない問題が山積し、非常にストレスがたまっております。

そういったストレスのはけ口が、いじめを増加させているのではないかと思います。また、教育現場が忙しくて、先生自身もゆとりがない。そうした状況の中で、そのいじめと向き合うことができないようになってるんじゃないかと思うわけでございます。

特に、私も新聞記事を見ておりますと、先生にいじめを相談したけど、きょうは忙しいしだめですと言うたその後で、自殺してしもったというようなことがあるわけです。

そういったことから、いろいろ忙しくても、何が忙しくても、やはり子供の命にまさる忙しさはないと思いますので、まず子供は先生にそういうことを打ち明けるといことは、よっぽど事態が進んでいるというふうに捉えて、それをまず優先して対処する、そういったことをすべきではないかと思います。

それと、もう一つには、先ほども触れましたが、先生自身が、それに向かい合えるような、ゆとりある学校経営、学校運営、教員配置も含めて、これが必要ではないかと思います。

この点について、教育長にお尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

先ほども少し触れさせていただきましたが、いじめの正当性はあり得ないことですし、いじめは絶対に許さない。いじめは犯罪であるとの教職員が共通意識を持ち、全ての教育活動を行うことが、いじめを起こさせない環境づくりになるものと考えております。

学校は忙しいですけれども、先ほど申し上げましたように、いじめの正当性はあり得ないわけですので、その点については、以上のように考えております。

また、いじめのない学校教育についてですが、教職員の多忙化を解消し、いじめに対応することができる体制になっていかなければならないことだと考えております。

教職員にだけ負担をかけるのではなく、現在、宿毛市では、臨床心理の専門知識を持ったスクールカウンセラーを配置し、専門的な見地から、児童生徒はもちろんのこと、教職員の相談を受けることができる体制を整えていますし、保育職を経験した方などに、教員とはまた違った視点で子供たちの様子を見てもらい、相談体制をとるように、小学校に子供と親の相談員を配置しております。

教育委員会といたしましても、学校現場に対しまして、いじめ対応を含め、不登校対応やさまざまな悩みを抱える児童生徒、教職員をサポートする体制を整えております。

学校現場においても、教育委員会が配置した相談員等を活用しながら、教職員と管理職である教頭、校長が連携をして、一人の教員だけでいじめ対策をさせて、教員一人に負担させない、学校全体の問題として、組織で対応できるような体制を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） いじめの問題につきま

しては、今お話いただきました基本的な考え方で、今後、いじめを発生させない教育行政、こういったものをつくっていただきたい、このように思います。

もう、時間が押してまいりましたので、最後に一つ、「子どもの命を守る」学校管理について、お尋ねします。

学校の管理責任となる致死傷事件の発生防止対策、こういった対策ができていくかどうか。

施設の問題、施設の瑕疵によって、子供がけがをする、死亡する、こういったことが全国的に、埼玉県のプールの問題、屋上から転落した問題含めて発生しております。

それ以外にも、校庭での事故、こういったものがありますが、こういった危険な学校施設や器具はすぐに改善し、そのことによる事故の未然防止、これをどう図っていくかお聞きします。

それから、通学路の危険箇所については、関係機関と協議し、安全対策を講じているか、お聞きします。

一部には、私も道路を見る中で、最近、改修をされているということもわかりますが、今後、さらにどうしていくかお聞きします。

それと、先ほど今城議員のほうからも、学校の問題で、耐震対策の問題がありましたが、今後、宿毛小学校等を建てるわけですが、こういった場合に、津波のおそれのない高台に新築することについて、教育長はどう考えるか。

この3点についてお聞きします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

事故の未然防止について、御質問をいただきました。

私としましても、議員御指摘のように、学校施設や遊具の危険箇所については、早期の改善をしていかなければならないと考えております。

現状におきましても、学校現場で安全点検を

行っていただく中、随時、報告をいただき、それをもとに、教育委員会で危険性を判断し、早期に改善の必要な箇所については、対応を図っていくところであります。

今後におきましても、学校現場との連携を密にし、早期の対応を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしく願いをいたします。

2点目について、お答えをいたします。

通学路の危険箇所での安全対策についての質問ですが、ことしの春以降、全国各地で通学中の児童の列に車が突っ込み、死傷者が出ているという痛ましい事故が相次ぎましたことから、文部科学省、国土交通省、警察庁が連携して、全国に通学路の安全点検の実施が呼びかけられました。

宿毛市教育委員会としましては、市内各小学校に通学路における危険箇所の抽出を依頼し、対象となった22カ所の危険箇所について、学校、保護者、道路管理者、警察との緊急合同点検を7月に実施いたしました。

点検を行う中で、それぞれの立場で対応すべきことを協議し、道路管理者においては、道路の安全性を高めるためのポストコーンの設置、車の減速を促すドットラインやカーブミラー、歩道設置の推進の取り組みがされております。

警察においては、危険箇所の巡回や、信号機の両面化などの対策がされ、学校においても、交通安全指導の周知がされております。

教育委員会としましては、飛び出し注意などの注意喚起の看板の設置や、路面に学校ありの表示をするなどの取り組みを行っております。

今後も関係機関と連携する中で、通学路の安全対策を推進してまいりたいと考えております。

3点目でございますが、新たに学校を建設する場合は、安全な場所で、よりよき環境に学校を設置するように取り組んでまいりたいと考え

ておりますし、また、保護者や地域の方々の動向を十分に・・・

○議長（中平富宏君） 浅木議員に申し上げます。

浅木議員の一般質問の時間は、既に90分に及びましたので、会議規則第57条の規定により、発言を禁止いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

-----

午後 2時40分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 12番、一般質問をいたします。

まず、前回の3月議会に、市長にたくさんの質問をいたしまして、少々時間がかかった問題もございまして、時間切れ寸前で何問かを宿題として、またお聞きしますということにしておったんですが、学校関係の問題につきましては、今、調査中でありますので、これは、きょうは再編計画については、お聞きしませんけれども、その中で、通告いたしましたとおり、職員の採用試験の問題という題にしておりますけれども、これは3月議会において、この採用試験に前市長の問題でございましたが、非常に疑問があるとか、そして不正があったんじゃないかという、市民のうわさがたくさんございまして、私と話す中で、市長も調査をするというような形として、宿題で残っておりました。

その間に、私は、制度にも何ら問題はないし、不正なんてあるわけがないと。ここにおる担当の幹部職員も、面接に参加をしておる方々ばかりだから、そういうことは、これはありませんよと言ったにもかかわらず、市民の間にうわさがあるから、一応、調査をすると。

こういうことで、調査内容の結果は非常に重大なことです。議会で報告していただきたいということで、その質問は終わったように思いますが、9月議会で、寺田君が、若干、私の質問を例に出して、市長の答弁を求めておりましたので、まず、ちょっと二重になるかもしれませんが、職員採用の調査の内容について、結果がどうであったのかを、御説明をいただきたいと思えます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 宮本議員の質問にお答えをいたします。

9月の定例会でも、寺田議員から質問がありまして、答弁をいたしておりますけれども、私は、疑念があるという公約はいたしておりません。より透明性の高い試験制度を導入したい、その思いから、平成22年度、平成23年度の2年間に実施した採用試験について、試験者数等の実施状況や、成績一覧表の結果を検証しました。

なお、不正を確認するための目的の検証ではありませんでしたが、不正があったという事実は確認されませんでした。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 9月議会で寺田君が、不正がなかったということであれば、市長は謝罪をすべきではないかという質問がありました。

そのときに、私が疑念を持ったんじゃなくて、今も、公約にも掲げてないとおっしゃいましたが、市民が疑惑を持っておるから、そういう制度そのものも、改めるべきは改めてみたいし、不正があったかどうかの調査も行います、こういうふうに私は聞いたと思うんですよ。

調査内容について、今、不正はなかったと、結論的に申されましたけれども、私は、執行部が調査をするというのは、非常に難しいよと。

捜査権があるような警察であればともかくとして、今、試験の成績の結果を見たということでは、本来、調査をしたということには入らないんじゃないかと。それはただ見ただけじゃないかと。

例えば、面接試験なんてのは、もう一回、元に戻して見れるものでもない。採点には、いろいろな主観が入って当然なんですよ。だから、作文が1次に回ったことで、作文に、例えば点数を加えて、合格にそれを反映させたんじゃないかというような疑いがもたれるというような制度の改革というようなことも、前段、話の中に出てましたよ。

しかし、やっぱり不正がなかったということであれば、一定、私は市長も謝罪をすべきじゃないかと、私も思いました。

しかし、いろんな理由で、寺田君にも謝罪をするつもりはないと、こういう答弁だったんですが、もう一回繰り返すようなんですが、なぜ謝罪をするつもりはないのか、市長は。今でもそのおつもりなのか、いうことをもう一回、お聞かせを願いたいと思えます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

私の考えとしては、9月議会の、一般質問において寺田議員への答弁で、市民の中に疑いを持っている人もいたが、不正は私が検証した中では一切ありませんでした。これまで疑惑をもたれていた部分もあったので、疑惑の生まれない試験制度をつくりたいと答弁をいたしてきました。

また、何度もお答えいたしておりますけれども、今までの試験制度に疑惑があったとは、私は考えておりません。市民の皆さんが、疑いを客観的に払しょくできる試験制度をつくりたい、そのために、試験結果、試験内容について、検証したものでございます。

ただ、これまでの採用試験をめぐる一連の答弁を通じて、多少なりとも、不正があったかのような印象を与えたかもしれませんが、私は、3月議会においても、不正があったとは言っておりません。市民の皆さんの疑惑が広がっていたと申し上げていたことをございますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 考え方の違いですが、例えば、市長は、制度にも疑惑は持ってないし、不正があったとも思ってないけど、市民の方々が言うから調べたんだと、こういうことですが、多少、自分の言葉に対して、問題があったかもしれませんということもおっしゃいましたが、私はそんなことを聞いているんじゃないんですね。

根本的に、あなたが選挙に出るときの背景ですね。これは、中西市政に対して、非常に市民が非難をしておった。試験制度にも不正があるんじゃないか、身内が入っているんじゃないか。あるいは、制度の問題で、細かいことは知らないんだけど、何かやっているんじゃないかというようなものがあつた。

そういう空気の中から、誰も出る人がいない、無投票はいけないということで、あなたが立候補した。だから、これはあなたが広めたことではない、私もそう思うんですよ。

しかし、およそ選挙をする立候補者というのは、講演会、あるいは政治活動期間におけるもろもろの発表であるとか、あるいは支持者も集まってきて、いろんな話が出る、それが世間に出ていく。ガセネタであろうとうわさであろうと、あなたも認識はしてたと思うんですよ。

あなたが、いや、中西君はそんな人じゃないよという否定をすることも、その場でできたと思うんです。だから、講演会であつたこと、政

治活動であつたことは、政治家本人が最終的な責任をとることでなきゃならんわけですよ。

そういう意味からは、いろいろな考え方はあるけれども、私が調査した結果、不正がないと、制度にも大きな過ちはなかったということであれば、一点の曇りがないわけじゃない。多少は疑ってかかったと思うんですから、それについては、真摯に謝罪をして、新しくスタートしたほうがいいんじゃないかと。この宿題は、1年越しになります、私ももう新しい、来年に持ち越したくはないから、ぜひそういう意味では、市長は謝罪をするべきじゃないかと、そういう思いでお話をしておりますが、私の今の考え方を聞いて、どのように捉えるか、おっしゃっていただけますか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

先ほど答弁いたしましたように、一連の私の言動の中で、疑われることはあつたんじゃないかということは、先ほど答弁でもいたしておりますけれども、私の真意とは全く違う形の中で動いた世論でございまして、私はそのことについて、また謝罪するという形は、とるつもりはございません。

そして、3月議会でも、宮本議員の質問を読まさせていただきますと、市長になったんだから、あなたは徹底的に究明できるんだから、だから徹底的に究明する気持ちはありますかということで、そういう形で投げかけをいただきましたので、私としては、その立場に立ちましたので、ほかのこともあわせて、その不正云々を主目的として、形として調査検証したのではなくて、いわゆる市民の一般の人たちが、宿毛市の試験制度は一切疑問を挟む余地がない、そういう試験制度、私も初めてのことでしたので、まだまだ足りないところは、現在も、今でもあつると思うんですけれども、一生懸命そこで改革

をする内容を検討させていただきました。

そうした中に、先ほど言われたように、客観的なことであることと、あるいは面接官のさまざまな思いであるとか、そのようなことに対しては、私がそこで結論づけて申すべき、できないところもたくさんございます。そうした中では、決して不正はありませんでしたし、明確にこのことは、市民に公表いたしましたし、今回のような形で、まだまだ不十分な試験内容にもなっているとは思いますが、一生懸命積み上げて、24年度の試験制度をつくらせていただいた、そういうことでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 市長が言うのは理解できましたが、私は、調査したらどうですかと言ってても、それは前段があって、制度も間違っていないし、不正もないんだから、市民がうわさをしているから調査をするという段階に至るまでには、調査をする必要ないと。あなた、そう疑いがあるということだったら、告発すべきですよ。刑事訴訟法239条にあるでしょう。

一般市民は告発することができるけど、公務員は告発しなければならないというのが刑法なんです。刑事訴訟法なんですよね。だから、告発したらいいじゃないかと、こう言ったと思うんですよ。調査を勧めたんじゃない。その中で、そういう言い方はしたかもわからない。そういうことなんですよ。

ただ、今、言われているように、かくかくの理由で謝罪するつもりはないというのはわかりましたけれども、じゃあ、もっとわかりやすい例で申しましょう。

議会報告会、市民との接点を持つということ、各地でやられておるから、宿毛市もそういう市民と近い立場に議会はいなきゃいけんと

いうことで、4回やりました。

私も2会場に行って、14名が7名ずつに分かれて行きました。私のいないところであった質問は、後の議員協議会で、こういう質問があったよと。これをどう生かしていったらいいかということ、議員で話し合いした中に、平田のほうの質問に、さきの選挙で、松田川小学校の裏山を買っている議員がいるじゃないかと。こういう議員には、十分注意して、さっさとやめてもらえというような、けしからんじゃないかということ、市民が議会報告会の中で質問したということが書かれておりました。

その場所に私はいないから、誰がどう答えたかわからないけれども、その議員協議会のときに、ある議員が、私が法務局に行って調べたから、宮本さんの潔白は晴れてますよと、こういうふうに言ってくれた。私の目の前ですから。聞き間違いではないと思う。

ありがたいことですよ。身の潔白を晴らしてくれたということは。でも、考え方によっては、例えば、私の同僚である寺田君とか、浦尻君が、12年間ぐらい一緒に生活をしている。議員として。この方がそのことを言ったならば、私はどう捉えたでしょうかね。けしからんと。寺田、おまえもあんまりことやないか。調べるということは、俺を疑うてるということやろと。何で俺を信用できなかったぞと、私はそう言って怒ったと思うんですよ。その気持ちがわかりますか。

あなたは、県会議員も無投票になるから、無投票はいかんからやると、立派な考えやっただすよ。そして県会議員になった。中西市長が1期目の途中だったと思うんですが。

非常に中西君とあなたは、高校の同級生でしょう。政治家として支援を受けたはずですよ。そして、今回の市長選になった。中西君に対しても、あなたはあらゆる場所で、そんな人じゃないと、市民のうわさを否定すればよかったん

じゃないでしょうかね。

やっぱり、選挙はある意味、そういう世間のうわさを有利に、利用はしてなくても、背景的にはあなたに資するところが多くて、あなたはたくさんの票を取った。

私は、当選のときに、これはあなたが信任された票ではなく、中西の批判票ですよと言ったことも、あなた覚えているでしょう。

そういうことからすれば、同じ政治家として、市民がうわさしたから調べたんじゃなくて、あなたは執行者、最高執行者として調べたんだから、その調べたことで、不正がなかったら、中西君に対して、あるいは中西君を支持した人に対して、一遍の謝罪をしても、私は差し支えないんじゃないかと思う。そのことについて、どう思いますか。それでも謝罪をする必要はないですか。お答えをお願いします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宮本議員おっしゃられますように、私と前中西市長とは高校も同級生でありました。また、県議選のときを含めまして、あるいは前々選挙戦も通じまして、市長選挙も。私も支援させていただきましたし、そういう信頼関係は、私は持っておりました。

私としても、中西市長のそのような個人的なことについては、一切疑ったという思いは持っておりません。

ただ、あのときの世論が、そのことだけじゃなくて、さまざまな形と重複したように、逆にあおられたような形で、あのような議論が、またこの試験の採用問題等についての議論を附随して出てきたというふうに、私は考えておりますけれども。私は一切、中西前市長がそのようなことをされる人ではない。あるいはまた、試験官にとっても、また別の次元であろうと思っておりますけれども、私はあり得ないと思っております。

した。

ですから、私として、そこで謝罪するということになれば、私はそこに何らかの瑕疵があったという形になるわけですので、私はそのことについては一切、疑われる、瑕疵のある黒い部分というのは、私の心にはないと思っておりますので、私はそのことについては、改めて中西前市長が、これは全く潔白であったということを表示するとともに、私としても、そのような疑いの疑念を持ったという形はございませんので、こういう形の場で表明させていただきたいというふうに思います。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） この件は、これでやめましょう。

じゃあ、職員制度の改正は、どう改正をしたのかを、簡単に御説明願えますか。どうなったか、結論だけでよろしいですか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

試験制度の改正については、先ほどと同じく、9月議会の一般質問において、寺田議員への答弁をしておりますけれども、今年度の試験から、これまでの試験制度の一部を見直し、これまで、一次試験での合否判定対象としておりました作文試験は、1次試験で実施はしますが、2次試験の合否に反映させることとしました。

また、試験区分についても、昨年度までは社会人枠として実施しておりました一般事務Bと、18歳から29歳までの一般事務Aと、受験者への門戸を広げる上で、年齢を35歳まで引き上げを行い、一つに統一して実施をいたしました。

今年度の試験は2次試験まで終了をいたしております。今後も、今年度実施した結果を検証しつつ、他市町村の試験制度も調べる中で、よりよい人材の確保ができる試験制度になるよう、



努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） これは、改正じゃなくて改悪の面もございますね。

まず、作文を1次でやるけど、2次で採点をする。ここに大きな問題が、一つできるのは、今の宿毛市におけるような公務員試験は、初級試験ですね。現役有利ということは、皆さん、それを言われたらわかると思うが、試験の内容が、現役有利であろうかと、私は思うんですよ。

がり勉型で、少し言い方悪いが、専門的な学校に行って、公務員用のテストをいろいろやっていると、成績が上がってくると。こういうもので、あるいは大学で専門課程に行く。そして、その辺の知識の豊富な方は、高校でやるような教養的なもの、数学なんかも忘れていると思うんですよ。

あなたも工学院に行って電気をやった。私も中央大学で法律をやった。ここへ帰ってきて、一発でその試験受けたら、多分、30点ぐらいじゃないですか。全くわからない。

今、中学校のやつ見ても、新聞でも全然わからん。俺、本当に大学出たのかと思う。

でも、そういう方々、社会で経験豊富な方々、あるいは知識を奥深くある方々、これが地方分権の時代になったら、必ず専門的な職員がいるようになりますよね。こういうことも含めて、一般企業でも、詳しくはもう申しませんが、いろんな人材の確保のためには、いろんな試験をやっておる。そこで、作文が人格や考え方や、その人のいろんなものを把握できる。それを1次に入れることは、学力偏重を避けていこうという、一つの取り組みでしょう。これを2次に回すというのは、改悪じゃないですか。私はそのように思いますね。

だから、そこに作文を、例えば1次で採点し

たら、悪いことするかもわからんと、いうような下世話な思いよりも、本当にこの制度が、将来、宿毛市の職員の層を厚くして、いろんな自己責任でやらなきゃいかん時代が来るから、専門的な人を入れておこうとすれば、少しその方々には不利な内容になるし、18歳から35歳までを一つの枠にしてやることによって、35歳までの豊富な人材が入れないかもわからん。

そういうことも含めて、今後、これをまた全部守るわけじゃないでしょうから、いろいろ見直ししていくでしょうから、私はそういうことも含めながら、検討していかないと、この問題は、不正疑惑があったからこうするんだというような単純な問題じゃないと思いますよね。

だから、そういう意味じゃ、改悪じゃないかという思いですが、市長どう思いますか。

今後の取り組みとして、今の私の話を受けて、どのように思いますか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

現在も、24年度の1次試験が行われている最中でありまして、今までも、それぞれ試験を受けられた方々もおられると思いますので、非常に個人的な情報を含めたものは、開示できない部分がございますので、制度の細かな形の中での検証した内容は、この場では申し上げることはできませんけれども、22年、23年度の試験結果、これをずっと検証していく中で、教養試験において、試験A、Bに関係なく、社会人枠を設けなくても、有能な職員採用ができる、このような結果が22、23年度のデータから出ております。

このために、自分としては、さらに2次試験でその判定を受ける形にしたほうが、より効果的だと判断した結果、先ほど申し上げましたような試験内容にしたわけでございます。

現在、年齢を35歳とし、試験A、Bを一つ

に統一したものでございます。決して制度の改悪になったとは認識しておりません。しかし、この試験結果、また分析する中で、来年度に向けても、検証というのは常にしていかなければならない内容だと考えておりますので、その辺のことの御理解というか、現状についての御説明は、これでさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） ちょっとわかりにくかったところもあるけれども、よりよいものにするように、余り固執しないで、柔軟な考えで取り組んでもらいたいと思います。

それでは、次の2番目の通告の質問ですが、避難道、避難場所の確保についてとありますが、これは、高知県が平成22年と23年度で市町村の持ち出しをゼロにしてでも、この避難道、避難場所、あるいは避難タワー等の建設には、最大限補助をすると、こういう知事の考え方があって、宿毛市でも海岸線に面したところもたくさんあるし、危険な場所、たくさんあると思うんですが、この避難道と避難場所の整備が、この県が持ち出しゼロでやるという期間内におおむね終わりますかね。これはどのような計画か、簡単にお答え願いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 御答弁いたします。

宿毛市の避難道、避難場所の整備状況についてでありますけれども、今年度は、平成23年度の繰越事業の8カ所が完成をしております、さらに30カ所整備予定で、現在、測量設計等を行っております。

来年度については、20カ所、整備予定として検討しており、今後も各地区からの要望等を整理していく中で、国、県の有利な制度を活用して、避難道、避難場所の整備を行っていきたい、このように考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） この問題はこれでいいでしょう。

それで、学校の耐震についてを題としておりましたが、これは今城君の質問で、もうほとんどわかりました。

ただ、今城君が言ったのは、810分の805で、しりから5番目ということですかね。宿毛市が。

国は、平成27年までに必ずやれということですが、文科省のほうでは。宿毛市が下から5番目になったのは、市長、どうしてなったと思っておりますか。お答えできますか。

質問の内容がちょっと難しいですかね。大丈夫ですか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

さまざまな要因はあろうかと思いますが、やはりこの学校再編計画、このものが19年、あるいは23年という形に変更等があり、また、現在もまだそれが確立されていないという、今後、再検討しなきゃいけないという、特別委員会の報告等もいただいている状況等もあり、そのようなところがあると思います。

さらには、やはり宿毛市としても、財政状況と、あるいは地理的な位置づけであるとか、さまざまところが、総体としてはあるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 今、あえてこういうことを言ったのは、松田川小学校と宿毛小学校、橋上小と大島、この四つを再編の一つの、第一歩としてやろうということが、崩れている、今ね。

そこをやっぱり、早くやらなきゃいけないと

いう思いがあって、高台か何かということでやっていますけれども、とにかく早くやりましょよ。

それと、これがなぜ、宿毛市が耐震化率がおくれておったかというのは、一つには、行財政改革、あるいは少子化、あるいは教育の自由化、こういう流れの中で、古い学校、17も持っておいたら、今までのような有利な段階補正は入らないよと。古いから1,000万ずつくれる時代は終わったよと。だから、古い学校を耐震して、修繕をしていくことは、非常にコストがかかるから、いっそ新築をして、将来の少子化にあわせて統合して、いい先生をつけて、中学校であれば、専門教員をつけて、立派にできるような規模の縮小、あるいは統合をしようじゃないかということから検討して、10年スパンの宿毛市の再編計画をつくったけれども、場所の問題で、ごちゃごちゃごちゃごちゃ、もう前へ進まんって。

こういう経過があって、今のしりから5番目になったんだから、何もしてなかったんじゃないですよ。あれがずっといってたら、全国でもトップクラスの耐震化じゃなかったかと思うんですが、そういうことも含めて、今後、スピーディーにやらないと、市民の皆さんも安心できんということですから、ぜひ精力的にお願いをしたいと思います。

あとは、次の3番目の質問ですが、これは、この間のがん検診の送致がおくれたということで、非常にこれは御迷惑をかけております。

市長も、本議会に給料の減給の条例改正案も提案をして、計上しておりますが、この職員さんは、このことが原因でやめたのではないと、自分がほかの仕事をしたかったんだと、こういうことを聞いておりますから、このことで責任をとったんじゃないと思いますから、それはそれで聞いておりますが。

2年ほど、希望に燃えて公務員になっても、どこの社会にいても、これ仕事が嫌だなとか、いろんなことで、もうおもしろくないとか、みんななると思うんですよ。ならないのはそだと思うんです。

私なんかだったら、すぐなるかもわからない。やっぱりそれを、顔色を見るとか、それからちょっとおかしいんじゃないかなとかいうふうに関心を持って、管理職はもちろんだけれども、周りの者が、そういうふうにして早く気がついてやっておれば、この方じゃなくて、大事にならないんじゃないかというふうに思ったわけですが、確かに職員の数も減っておるし、仕事もふえておるかもわからない。

ただ、全庁的にこういうことが起きないような管理体制の構築というのが、今、市長はこのことを受けてどう思っているのか、基本的なところを聞かせてください。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

今回のがん検診結果送付遅延の原因は、職員一人が健診結果を受領し、その後の発送業務までの作業を、結果的に担当者が1人しかかわっておらず、職場内でも事務の進行チェックが行われていなかったことが、最大の原因だと考えております。

今後の再発防止の取り組みとして、10月に各課において、文書の保管や処理が、担当者一人のみで、係内などで、わからない状況になっていないか。また、事務処理の内容や進行状況は、上司が把握できているかといった点について、事務処理のチェック体制の点検確認を実施いたしました。

結果としては、改善が必要なケースが2課あり、定期的にチェックを行うなどの、早急に改善を行った報告を受けております。

この結果につきましても、庁議の中で報告を

し、情報の共有を図っております。

今後は、今回の事件により、市民の方々から失った行政に対する信頼を回復すべく、全庁あげてこのようなことが二度と起きないように、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 全庁で取り組むということですから、それでいいと思いますが、今までも役所の仕事というのは、全て、段階的に決済印を押しているわけですから、押してないのは、書類が通らんのですからね。ということは、チェックをしているということですが、中身の問題ですから。そこをきちんとやっていただきたいと思います。

次に、産業振興の現状についてという題ですが、専門的人材の配置についてお聞きをしようと思いましたが、これはどうも今の浅木君の質問の、人事交流であるとか派遣と重なるんじゃないですかね。重なりませんかね。何かそんな気がするんですが。

専門的人材配置、市長の選挙公約だったかどうか、行政方針だったか、載っておりますので。

重なれば重なるでいいんですが、どんな人材配置を思っておられるのか、基本的なところをお聞かせいただけますか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

専門的人材の配置は、現在、産業振興課農林振興係へ、元農業改良普及員として勤務されていた方を、平成22年度から農業分野の担当として、1名配置しております。

また、水産業分野の担当者には、社会人経験枠で採用した経験者を、平成23年度から1名配置しております。これは、以前の体制でございまして、今後の取り組みといたしまし

ては、浅木議員に答弁いたしましたように、現在、高知県とも調整中ではございますけれども、平成25年度から、新たに林業分野における県の職員を受け入れ、また、当市からは県庁へ派遣する人事交流を計画をしており、新年度には県からの交流職員の配置により、一層、地域産業の活性化や底上げに取り組んでまいります。

重なった答弁もあろうかと思っておりますけれども、よろしくお願いたします。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） この件については、もっと民間の方々ですね、こういう方々を想定しておるんじゃないかと思って聞いたんですが、県との人事交流もいいことですが、先ほどの今城君の質問にもあったように、いわゆる宿毛市の総合的な発展計画、こういうものと重なるわけですから、専門的人材の配置というのは、県から一人来ていただくとかいうこと以外に、民間のいろいろなノウハウを持った方々、先ほどの検討委員会もそうですけれども、人材配置についても、もっと大胆なことをなさってはどうかと思うんですが、どうですか。

まだ3年、任期がありますから。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

私もそのように、本当に地域の専門的人材たちが、今、退職された人たちなど、そういう人たちが、まだ眠っていると申しますか、この市内にはおられること、承知をいたしております。

そのような人たちを、どういう形で市役所の体制の中に組み入れていくか、このことについては、早急に取り組みたいわけではありますけれども、徐々に、3年と言わず、ここ一、二年の間に、そういう方向の中で、私なりにこれからの一次産業を振興していくという、非常に重視している政策課題でございますので、取り組んでまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 今、取り組んでいくということでございますから、一生懸命をお願いいたします。

それでは、2番目の中心市街地の活性化計画、これは活性化の基本計画を策定して、にぎわいのあるまちづくりを維持するというをおっしゃってますが、先ほど、高知新聞でも、高知市が5年ごしぐらいですか、平成7年ぐらいから、基本計画を策定して、やっと認められたと。これ、内閣府に出したわけですね。

ダイエー、スーパーの跡地を、商店街を入れて、上はマンションにするとか、それから図書館をつくって、50幾つの事業をやって、活性化していくというのが認められて、これ、最大3分の2の国庫補助が入りますね。5年間でまちづくりをするというんですが。

そういう流れが宿毛市にもあったんですが、市長のいう基本的な活性計画というのは、どんなもんですか。簡単におっしゃってもらえますか。どのような考えを持っておるのか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

中心市街地の再構築に向けた基本計画を策定いたしまして、にぎわいのあるまちづくりを推進するという基本的な方向に変わりはございません。

現在、宿毛市中心市街地活性化協議会の皆様と共同で、計画策定を行っているところではありますが、中心市街地を問わず、中小商業店舗の経営は、厳しさを増す一方なのが現状だと、十分認識をいたしております。

このようなことから、既存小店舗の商店の存続、商店街アーケードの老朽化問題、あるいは水路を活用した水道通りの整備を検討をしつつ、比較的商店が数多く存在する本町商店街の

活性化を盛り込んで、高齢者、子供に優しい、安心して、安全に、そして住みやすいまちづくりを、計画を策定したい、このように考えておるところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君）

基本的なまちづくりの計画そのものは、変わらないと。ただ、もろもろおっしゃいましたが、じゃあ、端的に聞きますが、中西市政のときは、公園の中にあるまちづくりという、公園の中にあるまちというトータルテーマで、何もかも案を出しているから、これ全部やるわけじゃないですよ。ただ、全部やるとしたら、約70億ですかね。その中で、公共がつくっていかなきゃならんものが、50%ぐらいある。

そういうことの中で、本当に計画が煮詰まるまでは、公共が先行して都市計画の中で道路を直すとか、拡幅するとか、買収をするとかいうのはやっちゃあいけませんよ。それは過剰投資になりますよ。まちが、本当に商店がそこにできて、生活ができて、資本投資をする人がいたら、助けてあげるべきだけど、環境整備として。先行してやって、誰も商店街ができませんよということをやっちゃいけませんよというようなことで、ここで議論したことがあるんですが。

基本的に、高齢化社会になって、非常に不便になって、まちで買い物も、必需品もできないというようなまちじゃ、何ともならんから、その基本的に守るべきところは守るでしょうけれども、もともとあった、公園の中にあるまちという、トータルテーマでやった五つか六つのゾーン、経済ゾーン、歴史ゾーン、文化ゾーン、公園ゾーン、福祉ゾーンとかって分けてましたね。

あれそのものは、まちづくり会社が引き続いてやってましたが、市からも当時、建設課長の安澤君が言ってましたよね。この壮大な計画そ

のものはどうするんですか。これ、やめるんですか。今の協議会で話していることは、だんだん、何かトーンが落ちているように聞かれますが、沖本市長になったら、この計画そのものは、基本的にまちの中を、環境をよくするというのはわかるんですが、これはどうするんですか。もうやめるんですか。あのトータルテーマは。

コンサルに980万円払って、あの大きな絵をかいたんですが、これやめますか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

この中心市街地活性化協議会の中で、さまざま議論されながら進んでいるところでございますけれども、私もいろんな資料を読ませていただく中で、非常に、そういう専門的な見地から見れば、この事業そのものが非常に厳しい。あるいは、地域の熱意も非常に少ないじゃないとか、実施主体のさまざまな問題であるとか、行政の対応とか、さまざまな大きな課題があるという指摘も読ませていただきました。

そうした中で、しかし、現実として、先ほど言ったように、この地域で暮らしている方々が、どのようにここで暮らし続けていくことのできるまちをつくるかという、このことの課題は、どうしてもやっていかなければならない課題であるというふうに考えております。

ですから、計画の中にさまざまなまちづくり会社が立ち上げた事業が、しようとしている事業があるわけですが、そのような内容については、今後、一つ一つ検証しながら、私は判断をしていきたい。

ただ、今、例えば中央線の水道通りの事業を、これから計画しております。あるいはまた、土居の後線の災害に向けての避難道としての整備、そういう形も計画しております。

まちの人たちのこういう災害対応であるとか、お年寄りの皆さんのそういう暮らしていけるよ

うな対応であるとか、小規模の店舗の皆さんが、そこでこれからも経営し続けていけるような、そういう方策の中で、今、市が何をしなきゃいかんか、どこから手をつけなきゃいかんか、やっぱり先行すべき、そのような視点から、宿毛市がかかわって、この事業は進めていかなければならないと、私は考えております。

先ほど言われました、森の中のまちづくりという、そういうところからの視点は、私の頭の中には、今のところはありません。しかし、先ほどから何回も申しますように、この宿毛市の中心であるこの市域が、これからも、10年も20年も30年も続いていかなきゃいかん地域でございます。そこをどう守るかというのは、やっぱり宿毛市の責任でもあると思いますので、その辺を慎重に、我々は今後、対応していかなきゃいかん、このように考えています。

公園の中にあるまちですかね、ごめんなさい。そういう形の認識は持っておりませんが、今後、そのような細部についての検討もさせていただきます。私もまだまだ具体的な形の課題の中に、全体の中に編み込んだ見地を持っていない部分がございますので、その辺も勉強もさせていただいて、その考えの中に入れていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 中心市街地のまちづくりの基本的な市長の考えはわかりました。これは、森の中でも公園の中でも、どっちでもいいんですよ。似たようなものですから。

だから、私も、今は無理だと思うんですよ。できることからやりましょうよ。20年、30年先の宿毛市のビジョンなんて、学者じゃあるまいしね。あすのことを考えましょうよ。

目先のことからやらないと、遠い先ことは、また誰かほかの人がやるんじゃないですかね。

産業祭のプロジェクトチームというのは、どんな活動をするんですか。これについて、もう簡単にいいですから。もう会議を何ぼやった、かにやったというふうなことで、何をどうするんですか、産業祭プロジェクトチームっていうのは。

簡単に、わかるようにお答えをいただきたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 答弁をいたします。

産業祭のプロジェクトチームの活動についてでございますけれども、来年度に実施予定の産業祭の内容について、協議をしてまいりましたが、実際の事業は、実行委員会形式で行うことを想定しているために、現在は、庁内プロジェクトチームと並行いたしまして、市役所外部メンバーによる産業祭実行委員会準備会を10月に立ち上げております。

産業祭実行委員会準備会のメンバーとしましては、市から産業振興課、商工観光課が入り、外部メンバーとして、宿毛商工会議所、宿毛青年会議所、宿毛市観光協会、JA高知はた宿毛支所、宿毛市森林組合、すくも湾漁協の6団体、そのほか高知県地域支援企画員、県の産業振興計画地域アクションプランに参加している3業者を加え、計12名で構成をしております。

また、実行委員会準備会の下部組織として、小委員会を設置しており、事業の詳細については、小委員会で検討することとしております。

実行委員会準備会については、立ち上げ時の2回の開催、小委員会につきましては、現在まで2回実施し、検討を重ねているところです。

イベント詳細につきましては、これからまだまだ検討していかなければならないところですが、現時点では、平成25年11月に、山奈町芳奈の宿毛市総合運動公園で開催する予定としております。

答弁はこれまでにさせていただきます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） その産業祭は、25年11月から行うということですが、これ、毎年継続して行うんですか。

それから、続いて通告してありますが、産直市ですね。84ターミナルでやっている。その産業祭と産直市というのは、どこがどう違うんですかね。私のほうでは、ちょっと、どう違うんだろうと思って聞いておるんですが。

重ねて結構ですから。産直市を、84ターミナルでやっておると。これと産業祭と、どのくらい違いがあるのか。また、84ターミナルでやることについて、私はちょっと、考え方を聞いてみたいんですが、そのことは後で聞きますから、まずどう違うんですかね。産業祭。12名の、各団体からの代表が集まってやるというのは、まだ詳細は検討中であるが、例えば産直市で品物を出して売っている。規模、若干、大小あろうと思いますけれども、それと産業祭とは、どのような位置づけが違うんですか。それをお答えください。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

それまでに、実行委員会の準備会については、立ち上げ時を2回開催したと申しましたけれども、1回の開催でございます。

この産業祭を継続するのかなのかということにつきましては、とにかく現時点では、来年度、実施していくということについて、確認をしてやっております。

その次に、どういう形になるかについては、そこでやっぱり、それぞれ反省しなきゃいかんところもあるでしょうし、大きな問題もあるかもしれません。私の希望としては、継続して、毎年1回やりたいという思いは持っておりますけれども、必ずそこにそういう形のものを取り

入れて、検証しながら、やっていく形が必要でないかと思っています。

それから、産業祭と産直市はどう違うのかということですが、産直市というのは、まず第一、84マリンターミナルで行われている産直市とは、やっぱり規模も全然違う形で実施したいというふうに思っております。

そして、一次産業全体、そして商工業に携わる皆さん、あるいは工業団地で生産している皆さん、産業をやられている皆さん方の展示であったり、アプローチであったり、そのような全体的な、いわゆる産業にかかわる皆さん方が、生産物や、あるいはその加工品や製品、そういうものを出し合って、市民がそこに参加し、皆さんに買っていただく、あるいはそういう宿毛市の産業について、市内外にそれを発表といいますか、オープンにしながら、その宣伝をして、さらに県外からも、そういう買い手がついていただくような、そういう幅広い方向に向けて、この産業祭を行っていかねばならぬというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） まあ産直市と規模、あるいは内容の面でも違うという御説明ですが、若干まだ、頭の中で、私はゆるゆるしてわからんところもありますけれども。

工業団地の製品なんて、誰が買うんだろうかと思いますが、イスなんかも売ってますよね。

商工業者、これもいろいろと、宿毛は減ってますけれども、一生懸命やっている商品もございますが、大事なことは、産業振興、尾崎知事も今度、高知県の予算見積もりが4,517億ですか、その中で30%増額予算になるのが、防災と産振ですね。

非常に、尾崎知事も力を入れている。宿毛市も、産品を何個かつくったけれども、なかなか

売りにくい。私も商売、30数年やったからわかるけど、6次産業なんて、1、2足すの3で、原料から加工、そして販売ルートまで自分でやろうという試みはいいけれども、なかなかできるものじゃない。

その中で、産業祭をやるのは、やっぱり宿毛市の新産業振興をして、皆さんが、民間がやるのを行政がフォローアップしてできた商品、特産物、付加価値のあるものをつくって、それを産業祭でお見せするという、そこがないと、なかなか継続しても、いつも同じものが出ているんじゃないかということに飽かされてくる。いうことは、やっぱり気をつけたほうがええですね。

それと、産直市は、84ターミナルで行っているのは、これは何のためなのかと。これはもうやめたらいいですね。

駐車場が広いからとか、湾港の利用実績に資するところがあるとか、これは本末転倒ですね。湾港は、あれだけの金をかけて、物を売るところじゃないんですよ。やらなきゃいかんことは、防波堤の早期完成と、それによる船がたくさん入ってくる。船が入れば、バックヤードの企業誘致もできるかもわからない。できなくても、努力すること。

関連する企業があれば、市長が行って、頼んで、中核工業団地に林遠さんがつくったとき、私は、聞いた話ですから、ここに議員でいたわけじゃないけど、全議員が、あんなものやめろと、ペンペン草が生えるぞと言ったらしいですよ。でも、一時は1,000人の雇用に迫るほどの雇用があった。

今は海外で労働者を雇うから、700数十名だけど、それでも家族合わせたら、これは、宿毛は大変助かっている。

そういうことからすると、湾港で利用実績を上げるためにやるようなものじゃない。

それで、産直市と産業祭の違いの中身の問題



で、若干、相通ずるところは、産直市は小規模だけれども、なぜ小規模かという、場所が悪くて売れないからなんですよ。

よその産直市は、年間5億、10億売っているところもある。私なんか、何カ所か知っている。宿毛が一番売れてないんじゃないですか。だから、売れるようなところでやらないと、業者は来ないんですよ。奪い合いで入りたいぐらいの場所があれば、そこを行政がいろんな手助けをして、行政が経営しろとは言いませんけれども、そういう素地をつくってあげることが、民間の事業をバックアップすることだと思うんですよ。

だから、あそこはもう、月に1回やるのはやめて、もっといいところ、私はあると思うんですよ。

私の見た目では、56号線のバイパス、反対側は都市計画で、非常に町並みもよくなって、いろんな商店やお店もできた。若干、宿毛市の資本が少なく、県外大手が来るのは残念ですけども、一応、雇用の場も確保されている。

その、今度、スーパーのエヴイ側、かなり面積ありますよ。草ぼうぼうで。前からずっと、あそこ通るたんびに、片方は都市化して、片方はこれ、山の中じゃないかと思うような景観ですよ。

あそこをちょっと、地主さんに、宿毛市も交渉して、もちろん地代は、借りるとかして払えばいいんだから、産直をやるとか、産業おこしの何かに使えたら、私は84でやるよりは、随分、効果が上がるんじゃないかと思うんですが。

そういうような、皆さんがぜひやらせてくれと思えるようなところで、市長、やってみたらどうですか。ぼんと84、もうやめて。どう思いますかね。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、お答えをいたし

ます。

まず、産直市につきましては、現在は、市が実施主体ではなく、出店者で、新港産直市実行委員会加盟39店舗という団体を立ち上げて、運営をいたしております。

開催開始当初は、新しくできた施設ということで、84マリンターミナルで行って来ましたが、出店者の中には、開催場所に調理場が欲しいという声などもあることから、今後は、実行委員会の運営に対し、産直市の振興、産業の振興ということを前提に、開催場所も含め、関係部署と連携し、協力をしてまいりたい、このように考えております。

議員御指摘の場所も、今、わかったわけでございますけれども、私も前に、ある良心市の方が、あそこだという話があったときに、何らかの問題があって、そこでできなかったということも、私のほうで直接聞いたこともございます。

そのような形で、なかなかそこに至るには、さまざまなクリアしなきゃいかんこともあるかもしれませんし、当然のことながら、場所等についても、いろんな形で検討をしていくべきではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 私が言った場所に、何らかのネックがあったかもしれませんが、84ターミナルは市が実施主体じゃないのは、十分わかっているけれども、やっぱり市が頼んで、おいで願っているんじゃないですか、多分。

調理場がないとかあるとかの問題じゃなくて、やっぱりよく売れるところでやれば、誰でも集まってくるということですから。若い人の、商売をやってみようかという気になるかもしれんですよ。

ぜひ、そういう気持ちで取り組んでいただき

たいと思います。

時間が迫ってきましたので。市有駐車場の夜間開放についてという題にしていますが、これはさきの新聞で、12月1日から四万十市が、新しくできた庁舎の駐車場、100台分ぐらい、全部で100台ですかね。を、24時間開放すると。

近くの商店街振興組合なんかと話して、飲食店、ショッピング、その他のことに資するからやろうじゃないかということで、発表されてましたが、飲酒運転とか、騒音なんかのことがあればやめるということですけども、宿毛市も市が持っている駐車場、全面開放したらどうでしょうね。

既にやっているところもありますが、やってないところもあると思いますから、全面的に一回開放してみたらどうかと思うんですが、市長、どう思いますか。お答え願えますか。

**○議長（中平富宏君）** 本日の会議時間は、議事に都合により、あらかじめこれを延長いたします。

市長。

**○市長（沖本年男君）** お答えいたします。

商店街等の中心市街地の利用促進のために、市有駐車場も夜間開放についてとの、どうなっているのかとの質問でございます。

中心市街地における市有駐車場の開放については、平成20年1月号の広報において、周知させていただいておりますが、まず、市役所正面及び北側駐車場58台においては、休日及び平日の17時30分から翌日の8時まで、夜間開放しております。

また、小野梓公園北側駐車場については、終日、開放しております。

次に、宿毛文教センター駐車場におきましては、18時から22時までには開放しており、かつ日中の駐車においても、イベント等で支障は

ない範囲で、利用を認めております。

また、それ以外でも、運用として施錠していない北側駐車場の夜間利用や、施錠時間に車が駐車している場合は、入り口を閉めるだけで施錠はせず、いつでも移動できるような配慮をしており、急な駐車が必要な場合は、夜間も含め、できるだけ配慮しておりますし、年末年始やお盆、ゴールデンウィークにおいても、帰省された方のために夜間施錠せず、開放しています。

ただし、職員が通勤に用いた車を、個人で賃貸がしている駐車場については、市有地ではございませんので、開放の対象とはなりません。

また、市役所駐車場においては、夜間開放する中で、周辺住民や周辺事業者の従業員が、駐車場がわりに常時駐車し続けるといった問題もあり、現在でも、そのような方には、車へ注意文を張り紙する中で、移動するよう、注意しておりますが、根本的な解決には至っておらず、今後、そのような問題への対応も踏まえ、できる限り、利活用いただけるような方法を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（中平富宏君）** 12番宮本有二君。

**○12番（宮本有二君）** 以前に、これは質問じゃないですけども、長いこととめて、とめないかんときに使えんから、これは問題がありますからということで、かぎ閉めたり、文教センターでも、オオサカヤさんの通りのところはかぎ閉めてると思うんですよ。

できたら開放して、というのは、やっぱり四万十市なんかも、商店街が非常に活性化しないと、行政どうするんだということで、その行政の思いを、24時間開放に向かったと思うんですから、実際に宿毛市の今の現状を見ると、駐車場がそんなに困っているわけじゃないと思うけれども、その思いをどうするか。共有する部分が大事だと思うんですよ。

あんなこと言うけど、行政が財産全部閉めて、あれは市民の財産だろうという思いがありますから、できるだけ開放して、有効利用したらいいと思いますから、ぜひそのように取り組んでいただきたいと思います。

あと2問ですが、6番目の住居表示の見直しについてという題ですが、これは、宿毛市宿毛という番地が長くあって、整理できない。旧町名を、中央という名前で、1丁目から8丁目まで、アラビア数字でまとめてみた。旧番地が点在したこともあるけど、郵便局の配達も便利になりますし、それから、ほかにもいろいろ、多少、理由はあったと思うんですよ。だけど、私が議員になる前から、この町名ですから、15年ぐらいたっているんじゃないですかね。ちょっと覚えられない。

ちょっと市長、中央6丁目2、3番地、どこあると思いますか。ちょっと、2丁目4番地とか、3丁目7番地とか、わかるのありますか。3-2とか。全然わからんですか。

わからんかわかるかおっしゃってくださいか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

正確な数字は、ちょっと、あれもあるんですけども、私の場合も、そのような中央何丁目ということで、1丁目あたりとか、2丁目くらいがわかるんですけども、しかし、その境が確実にこうだとかいう形等については、わからないところが多いし、しかも、それがもっと、6丁目、7丁目ということになってくると、非常に私としても、承知してないという部分がございます。

ただまあ、これはやはり、そこに住んでいる、私は山奈町芳奈ですから、ちょっとその辺が、町に住む宮本さんとは違うのじゃないかというふうにも思いますけれども、実際のところ、そのような状況です。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 市長、町に住む宮本さんがわからんがです。私は、今言った三つの番地で、中央3丁目2番地、これだけです、わかるの。私の家ですから。

市長にも答えてほしかったね。2丁目4番地は、あなた、看板立っているじゃないですか、沖本年男をよろしくって。東の米屋さんですよ。覚えとかないかんですよ。

6丁目3番地は三階ですね。全然わからん。

よかったか、わるかったじゃないしに、わからんままにするのかよということなんですよ。新しい子供たちは、上町、真丁、本町、土居下、こういう名前、沖須賀、仲須賀も含めて、全く知らなくて生まれてきて、知らなくて育ちやあ、アラビア数字でいいですけど、それでいいのかよというのがありますね。

それはやっぱり、宿毛のまちづくりの中からも、これは、名前というのは愛着もあるし、文化的な遺産じゃないのかなというような思いもあるんですよ。

だから、町名を変更するというのは、少しお金も要るんですよ。商売人だったら、判をやりかえるとか、いんなことあると思うんですよ。

だから、またかよという思いもあるかもしれませんが、慎重にはやらなきゃいけないんですが、最終的には、住民の合意を得て、議会議決ということになりますから、なかなか時間もかかると思いますけれども、何とかこの町名変更のことを考えていただいて、いろいろ区長会におろしてみるとか何とか、検討してもらいたいんですが、どうでしょうかね。

市長、答弁をお願いします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、答弁いたします。

平成6年度から2カ年かけて実施された住居表示でございます。約42ヘクタールの範囲を、

中央1丁目から8丁目までの新しい町名となりました。

この実施地域の住居表示前の地名は、宿毛市宿毛、宿毛市土居下、宿毛市本町のこの3地区で、特に宿毛市宿毛は、旧市街地から新田を経て、片島地区までに及ぶ広い範囲にわたっていたことから、混乱解消と、利便性の向上を目的に実施された経緯があります。

通称名で呼ばれていた旧町名の復活につきましては、わかりづらいという住民の皆さんの意見を真摯に受けとめる中で、中心市街地活性化協議会等の中で、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 大変いい答えを聞いたんですが。

検討していくという。本当に検討してもらいたいですね。

道を聞かれるときに困るんですけど。6丁目に行きたいんですが、5丁目に行きたいんですが、どうやって行ったらいいかっていうのは、あるんですよ。私はやっぱり、宿毛の入り口ですからね、あれ。松田川渡ってきて、車とめたら、道聞かれて、えっ、5丁目、5丁目全然わからんですねと。どなたのところですかって、個人の家だったら、全く見当つかんがですね。

ああ、愛媛銀行のそこじゃないですかとか、何かあればいいんですけど。個人の家というのは、私もそんなに覚えてないですから、やっぱり宿毛に住む人間が、道を聞かれたら答えるぐらいの住居表示じゃないと、これはつまらんとするんですよ。あんまり難しく考える必要はないんですよ。

20年近くたって定着せんものを、これからさき、20年もおくのかよという問題ですから。皆さんにおろしてみても、合意が得られたら、お

金も要ることですけど、やり直したほうがいいんじゃないかと。

それから、焼酎飲みながら、ゆうべうつらうつら考えて、ちょっと考え方の中に、よその街には、例えば中村一条通というのもあるし、通称なのか、住居表示なのかわからないけど、宿毛はそういや何もないなど。あれだけ有名人が出て、図書館の周りちらっと歩いたら、10人ぐらいおりますわね。とても有名な方が。これ、全国で有名な方ですから。

例えば、水道通りね、せつかくきれいになったら、梓通りにしてもいいんですよ。

それから、吉田さんのお父さんと、明太郎さんが生まれた場所は、森田のたばこ屋のところで、あの石一本立てるよりも、通り全体をばかやろう通りとか。何で「ばかやろう」なんだから、疑問を持たせるような名前にしたほうが、まちづくりしやすいんじゃないかなというふうに思うんですがね。

名案じゃないですか、市長。ちょっと感想を言うてくれますか。まだ時間ありますから。

最後の質問、簡単にいきましょう、もう。どうぞ。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 宮本議員の再質問にお答えいたしますけれども。

実際、今までの住居表示というのは、沖須賀とか、例えば仲須賀とか、真丁とかいう言葉は、住居表示にはない、通称なんですよ、これは。

ですから、その辺のこともございますし、今後はいろんな形で検討していかなくやいかんのではないかというふうに思っています。

先ほど言っていました、さまざまな、この町を、通りに命名をするということも、非常にいいことじゃないかというふうに、私は思います。

こういう形も、全体の中で議論ができるよう

な形で、取り上げさせていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） わかりました。

通称というのは、何でいいかという、それが通り名で通っているからいいんですよ。通称をのけたら、何もないんですよ。

だから、正式な住居表示であったか、通称であったかなんてというのは、問題じゃないんです。その通称がよければ、それを住居表示にすればいいんですから。

とにかく、子供たちがこれから育っても、宿毛10傑、あるいは20傑という人たちを、学校でも教える。こんな人になってくれよというように思いで。私なんか出来ないけど、おやじから、やっぱり言われた。とても出来ないけど、その人はどんな人か、もうこびりついて覚えているし。

そういうことは、大事にすべきじゃないかなと。それだったら、土居の殿様の下屋の屋敷は土居下なんだということは、子供に覚えてもらったほうが、その下にできた町が本町で、町の先っぽが上町だったんだというのがあるんですよ。

それはいいことだと思うんですよ。ぜひやってくださいよ。

それから、最後、入札制度について、ちょっとお聞きしますが、一定の金額、3,000万円以下ぐらいだと、私は思うんですが、建設工事の競争入札、この業者の選定ですね。この指名枠に宿毛市に本社がなければ入れないと、こういうことを聞いたんですが、この選定の枠組み、本社がなきゃ入れないというのは、どのような考えのもとになっているのか、まずここを説明していただきたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

指名競争入札については、市内業者で施工可能な業務については、できるだけ市内優先という考えで、市内業者のみを対象とした入札を基本として行っています。

市内業者の定義については、市内に本社がある業者としており、これは、大部分の県下の市とも共通した認識です。

今後も、市内優先で、できるだけ市内業者に発注することを第一とし、入札参加業者選定を行いたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 今、お伺いすると、本社がある業者で、市内を優先してやるという、これは県下皆さんそうになっていることですが、私も、市内優先でやるのは結構だと思うんですよ。ただ、業種によっては、入札というのは、大体、5社とか7社とかいるじゃないですか。専門業者が2社とか3社しかいない。もちろん1社なんていうのになつたら、よそを入れて入札するしかないですけど、それは枠組み外のところでやると思いますが。

2社しか、3社しかない業者数でも、例えば市内優先でやるということは、市内を限定してしまい過ぎるんじゃないかと、いう思いがあるんですよ。

例えば、大月、三原なんていうのは、経済交流が非常にやっていますから、その方は宿毛市に支店を持っているとか、いうことになったら、そういう支店を持っている方については、柔軟に取り組んだらいいんじゃないかと。まるで、これは鎖国のような考えで、よそがこうだからうちもこうだというふうにも聞こえるし、もう少し、柔軟性を持ったらいいんじゃないのかという意味と、これから、どちらが天下取るかわからないけど、自由民主党が一応、第1党にな

るんじゃないかと。その中で、安倍候補が、総裁候補になるかどうか。安倍さんが言うには、経済対策で、年間20兆円プラス10年、200兆の公共投資やろうと。成長産業を育てて、公共事業もやるんだと、こういうことを言っていましたね。

名目2から3%のインフレで、どんどんやるぞと。円安の株高をつくるんだと。だから、多分、宿毛市にも思わんような公共事業、くるかもわからないですね。

そういうことになれば、また指名枠も考え直すでしょうが、基本的に、余り排他的に、3社あるから十分だというんじゃないくて、そこらあたりは、若干、柔軟にお考えになられたほうが、より予算を効率的に使って、適正な価格で落としていただけるんじゃないかと。

余り数が少ないと、順繰りに回されるということもありますから。そういうことも含めて、一応、提案してみようかなという思いですから、それについて、今の基本方針と変わらなければ変わらなくてもいいが、最後に御答弁を願って、終わりたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、お答えをいたします。

例えば、例外として、本社が市内に1社しかない、こういう場合については、当然、市外の業者も入れる形で、現在、指名選定を行っておりますけれども、それ以外については、先ほど言いましたような点を原則として、実際、運用しておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） まったく、私の言ったことは、検討してもらってないんですが。

柔軟に取り組んだらどうですか。1社とか2社とか3社というのが、数の上では、1社と3社が、1社と一緒にぐらいに思いますけどね。

余りにも少ない専門業者の場合には、ある一定、大月とか三原とか、四万十市はどうかわかりませんが、いわゆる市町村合併でも一緒にやろうじゃないかといったところは、非常に経済交流ありますからね。ちょっと柔軟に考えたらどうですかということですから、また事業量もふえれば、当然、どなたかにお願いせないかんようになりますしね。

最後に、この間、東北に行って、非常に感じたこと、たくさんありまして、もろもろの防災の関係について、詳しくは言いませんが、やっぱり災害を受けてからの後の復旧に対して、東松島市は、一般会計150億の中で、660億ぐらいの被害があったと。民間も入れてないからね、これ計算ができませんといいますが、この分のお金は、政府がつくった19兆円の中からきているんですけども、積算と設計ができないと。とても5人や6人の建設の職員では、もう何もならんから。

私たちが帰るときに、宿毛市さんからは、ぜひ、どなたか建設の職員さんを、私のところへ派遣してくれませんかという、これはどの視察団体にもお願いしてますとあって、言っていました。

1年間は事故繰越でいきますが、2年間できませんから、国に一旦、返るんですよ。また新たに積算をしたものを、書類出さないかん。膨大な書類で、復旧事業はまともに進まんという、こういうのもありますから。宿毛市なんかも、あんまり本社がないものは入れないなんて言ったら、宿毛市には、行っちゃらんとなるかもしれませんから、ちょっと、頭をゆっくり柔軟にして、お考えになったらいいと思います。

一般質問を終わります。

○議長（中平富宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 4時05分 延会

平成24年  
第4回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第9日（平成24年12月11日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君  
次長兼調査係長 朝比奈淳司君  
議事係長 柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 沖本年男君  
副市長 安澤伸一君  
企画課長 出口君男君  
総務課長 山下哲郎君  
市民課長 河原敏郎君  
税務課長 佐藤恵介君  
会計管理者兼  
会計課長 弘瀬徳宏君



保健介護課長	村 中 純 君
環 境 課 長	岩 本 克 記 君
人権推進課長	岩 田 明 仁 君
産業振興課長	三 本 義 男 君
商工観光課長	松 岡 博 之 君
建 設 課 長	岡 崎 匡 介 君
福祉事務所長	滝 本 節 君
水 道 課 長	川 島 義 之 君
教 育 長	立 田 壽 行 君
教育委員会 委員 長	松 田 典 夫 君
教育次長兼 学校教育課長	沢 田 清 隆 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長	金 増 信 幸 君
学 校 給 食 センター所長	野 口 節 子 君
千 寿 園 長	杉 本 裕 二 郎 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	児 島 厚 臣 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○副議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） おはようございます。3番、山戸です。

通告に従いまして、私は大きく2項目、平成24年度当初予算の新規事業として採択された各種事業の現在までの進捗状況と、特別養護老人ホーム千寿園について、市長にお尋ねいたします。どうかよろしくお願ひいたします。

最初に、平成24年度の新規事業の進捗状況に関してですが、この3月の当初予算の審議を通じて採択された54項目の新規事業の中から、数件抜粋する形でお尋ねいたします。

と申しますのも、これら事業の大部分は、その進捗実施状況が明確に判定できる内容となっている中で、どうも見えにくいというか、担当課の直接関与しない部分が目につく事業が存在するということと、広く市民の注意喚起を行って、より一層の市民参加や協力をお願いする必要がある事業が存在しているように考えるからであります。

もちろん、いずれの事業も、3月議会の予算審議の段階で、あれこれの議論を経て採択された事業であり、その必要性、意義に対する大きな期待のもとに、執行部の皆様、鋭意取り組んでおられることに敬意を表することに変わりはありませんが、その進捗状況並びに成果の確認と、いわば市民へのアピールという形で、そういう意味で御質問いたします。

まずは、企画課の所管事業に関しては、4点お尋ねいたします。

この4点に関しては、一括してお尋ねいたし

ますので、どうかよろしくお願ひいたします。

1点目、地域おこし協力隊事業について。

鶴来島における一次産業支援、住民の生活支援、見守りサービス、地域おこしの支援、地域行事、伝統行事等、コミュニティー活動の応援、観光振興の取り組みなど、環境保全、観光振興支援、連絡所のサポート活動などということで、人件費200万円、その他の経費合わせて258万4,000円が一般会計から計上されておりますが、現在、どのような形で活動展開がなされ、どのような成果が上がっているのか、お尋ねいたします。

2点目、宿毛佐伯フェリーに関して、緊急雇用創出事業として、人件費250万5,000円を含めて、495万7,000円が県支出金100%で計上されている宿毛佐伯航路利用促進事業では、その成果目標として、宿毛フェリーの利用促進及び観光振興が掲げられているわけですが、その現状と成果の見通しについて、お尋ねいたします。

3点目として、宿毛佐伯航路利用促進キャンペーン事業補助金として、アンケート応募された宿毛市民の方の中から、抽選で100名の方にフェリー車両運賃片道割引券をプレゼントする費用として、一般財源から120万円が計上されておりますが、この事業の進捗状況についてもお尋ねいたします。

企画課所管事業の最後になりますが、緊急雇用創出事業で、東京・大阪それぞれに事務所を設置し、宿毛産芋焼酎の販売促進活動を行うために、人件費2名分、514万円と、その他経費512万円、合わせて1,026万円が計上されている宿毛産芋焼酎販売促進事業の状況について、お尋ねいたします。

以上4件、一括でお答えください。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

3番、山戸議員の一般質問にお答えをいたします。

平成24年度新規事業の進捗状況について、4項目にわたって質問をいただきました。

まず、1点目の鵜来島地区への地域おこし協力隊事業について、お答えをいたします。

本事業につきましては、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、本市では、現在、鵜来島地区のみで事業を実施しているものでございます。

鵜来島地区の地域おこし協力隊につきましては、離島という地理的な特性も考慮する中で、地区長から推薦がありました鵜来島出身で、島の実情をよく理解されている大阪府在住の方に、本年4月16日に委嘱をし、現在、一次産業の支援や、住民の生活支援、地域行事活動の支援など、さまざまな活動を行っていただいております。

鵜来島地区につきましては、平成22年度の国勢調査におきまして、人口が28人、高齢化率82.1%と、宿毛市の中でも著しく人口減少や高齢化が進んでいる地区でございますので、特に日々の高齢者の見守り活動や、日常的な生活支援活動といった地域協力活動が目に見えて効果があらわれており、地域の方々からも、大変、喜んでいただいているところでございます。

過日、新しい離島振興計画の策定に当たって、島の方々の御意見や御要望をお聞きする会を開催させていただきましたところ、その会合におきましても、地域おこし協力隊の活動について、高い評価をいただくとともに、来年度以降の事業の継続について、強く要望をいただいたところでございます。

次に、宿毛フェリーの利用促進及び観光振興に関する緊急雇用創出事業の現状と、成果の見通しについて、お答えをいたします。

現在までの活動内容といたしましては、本事業

を活用し、1名の職員を雇用して、観光客の利用促進のため、高知県、大分県周辺の観光地の取材を行い、フリーペーパー「はたもへら」への情報の掲載や、幡多広域観光協議会発行の観光情報紙への掲載など、観光客をターゲットにした宿毛フェリーの利用促進のための情報発信や、利用促進キャンペーンの実施、旅行会社等への営業活動、広告看板の大分県、土佐清水市への設置などを行ってまいりました。

しかしながら、これらの取り組みにもかかわらず、九州北部の豪雨災害、台風による週末連休の欠航、夏場の天候不順、景気の低迷など、さまざまな要因により、前年度と比べて乗船客数が落ち込んでいるところであります。

10月以降は、トラックの利用がふえてきているところであり、今後も利用促進に向けて、引き続き、PR活動等を行っていくこととしております。

次に、宿毛佐伯航路利用促進キャンペーン事業補助金の進捗状況についてでございますけれども、本年7月から8月の2カ月間で、宿毛市民を対象としたフェリー利用に関するアンケートの募集を行い、327名の方から応募がございました。

9月に抽せんを実施いたしまして、当選されました100名の方々に対して、割引券を発行しております。

割引券の使用期限につきましては、10月1日より来年の3月末までとなっております。11月末現在の割引券の利用状況につきましては、13名の方に御利用をいただいております。

次に、宿毛産芋焼酎販売促進事業の状況について、お答えをいたします。

本事業を活用し、現在、酒造会社が東京と大阪に各1名の営業職員を配置し、それぞれの地域で営業活動を行い、販路の拡大を図っております。

1 1 月末現在の実績ではございますが、営業職員の配置の結果、東京で11店舗、大阪におきましても、同じく11店舗の新たな取引先の開拓ができているところであり、企業全体の売上実績におきましても、現在のところ、昨年を上回る売り上げであるとの報告を受けております。

今後におきましても、東京、大阪における販路の拡大はもとより、地元の消費拡大など、販売促進に向けて、会社全体で取り組んでいくことといたしております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） どうもありがとうございます。なかなか成果が上がっているような、心強い報告をいただきまして、うれしく思っております。

続きまして、商工観光課の所管で、緊急雇用創出事業として、人件費2名分を含めて、839万4,000円が計上されているマリンレジャー振興基盤構築事業委託について、同じくお尋ねいたします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

この事業は、高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業を導入して、マリンレジャー振興基盤構築事業として、社団法人宿毛市観光協会に対して、業務委託し、実施しております。

本市には、自然豊かな宿毛湾を初め、県外からも非常に高い評価を得ております沖の島、鵜来島という素晴らしい観光資源を有しております。

その海を最大限生かした観光振興を、積極的に取り組んでいくための事業でございます。

事業内容としましては、市内の若者2名を臨時職員として1年間雇用し、ダイビングの技術と専門的な知識を習得させ、海の観光振興の担

い手として育成をしております。

現在、専門的な資格を持ったインストラクターの指導を受ける中で、当初目標のダイブ本数100本のうち、12月現在で80本の訓練を実施し、目標の海中でガイドができる資格、ダイブマスターライセンス資格の取得に向け、順調に推移をしております。

この一連の活動等につきましては、宿毛市観光協会のブログにて、宿毛湾の紹介も含め、積極的に情報発信をいたしております。

また、その他さまざまな取り組みも行われました。6月には、宿毛だるま夕日ダイビングクラブを新たに結成し、海岸クリーンイベントとして、海岸の清掃活動と、初心者を対象とした体験ダイビングを行い、7月には、2回に分けて鵜来島を舞台に、初心者体験ダイビングを実施するなど、島ならではのすばらしい海、自然を大いにPRする事業ができました。

また、宿毛市での新たな海洋レジャーの可能性についても、取り組んでまいりました。宿毛湾での新たなダイビングポイントの調査、開拓や、チヌ釣りのプロによる宿毛湾チヌ釣り大会の企画運営にも携わってまいりました。

そのことで、県外の釣り専門雑誌や、ケーブルテレビ局の取材を受けるなど、宿毛湾の魅力が少しずつ注目を浴びてきております。

事業完了後は、両名の臨時職員が、本事業で取得する資格を地元で生かしていけるよう、観光協会とも協議をしております。

今後において、本市へのダイビング客等入込客の増加につながる活躍をしてくれることを、大いに期待したいと思っております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） どうもありがとうございます。

続きまして、保健介護課の所管事業として、

国民健康保険特別会計による特定健康診査個人負担無料化の事業が、平成24年度保健事業計画表及び広報を全戸配布することにより、特定健康診査自己負担金の無料化を周知するという事で、国庫並びに県支出金合わせて621万2,000円、一般財源550万3,000円、合計1,171万5,000円が計上されています。

この特定健康診査の受診率は、これまでの担当課の多大なる努力にもかかわらず、平成21年度対象者数5,703名に対して、受診者数1,332名、受診率23.4%と低調なスタートとなったまま、22年度、21.9%、23年度は、修正があるのかもしれませんが、当初の報告では、21.4%というぐあいに、所期の目的とする数値とはほど遠いままに、しかも低落傾向が続いてきました。

今後のこの新規事業、今年度、この新規事業をどのように進めてこられたのか、またそれによって、どの程度の受診率の向上が期待できるものか、お尋ねいたします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

特定健康診査自己負担金の無料化の取り組みの進捗状況と、受診率の向上は期待できるかとの質問でございますが、その取り組みといたしましては、4、5月号の広報や、全戸配布の保健事業計画表にて、無料化を掲載、また、受診対象者5,405人全員に対しては、個別に受診券を送付する際、封筒に無料を表示するなど、受診通知書等、全てに無料化の周知を図ってまいりました。

また、無料化を書面で周知するだけでなく、平成23年度の未受診者4,259名に対して、未受診理由等についてのアンケート調査を実施いたしました。

1,477人から御回答をいただく中で、6

68人の方が未受診の理由として、「定期的に通院検査していたから」と全体の45.2%を占め、2位が、「忙しく行く暇がなかったから」が280人で19.0%、3位が、「忘れていた」176人で11.9%との結果が出てまいりました。

その結果をもとに、電話で保健師等による健康相談を行いながら、個人の状況に合わせた情報提供や、受診勧奨の取り組みを行ったところ、10月末現在で、集団健診は1,040人と、昨年度とほぼ同様でありましたが、各医療機関での個別健診受診者数は、8月末現在で、昨年度の51人に対して274人と、約5.3倍増の大幅な伸びを示しております。

その要因は、個別健診の個人負担金2,400円から、今年度無料化に移行したことが受診者の健診受診しやすいきっかけになったと考えております。

また、宿毛医師会の医師の皆様にも、患者さんから健診受診についての相談があった場合には、医学的判断を踏まえた上で、御指導いただくよう、協力依頼をしたところであります。

現時点での平成24年度の受診者は、1,314人で、受診率が24.3%となり、過去最高の伸びとなっております。

無料化の当初の目標の33%には到達できていませんが、今後、徐々に受診者数も伸びていくものと考えております。

各地区で行う集団健診は、10月26日で終了しましたが、個別健診は受診券の有効期限の1月31日まで受診することができます。

特定健康診査は、自分の体の状態を知り、自分の健康は自分で守る、いわゆる健康維持のための一つの方法であり、健診結果をもとにして、そこから改善に向けて取り組むことができれば、生活習慣病を予防することができます。

まだ受診されていない方につきましては、まだ

2カ月ありますので、ぜひこの機会に、各医療機関で受診を、健診を受診していただき、生活習慣病の予防、早期発見等、ご自分の健康管理に役立てていただきたいと願っております。

以上であります。

○副議長（野々下昌文君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） いろいろ工夫されながら、周知徹底に努力されていることに、本当に感謝します。

続きまして、総務課所管の補助金事業である宿毛市ブロック塀対策推進事業補助金の現在までの進捗状況について。

この事業は、避難道や通学路などの危険性の高いコンクリートブロック塀等の安全対策ということで、1件当たり20万円を最高限度額として、国庫と県の支出金合わせて600万円が計上されているものですが、現在まで何件の申請があり、何件が実施されているのか、今後の見通しも含めてお尋ねいたします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現在、12件の申請がありまして、そのうち、10件が実施されており、まだ18件程度の申請が可能であります。

今後の見通しにつきましては、問い合わせや御相談などは数多く受けておりますので、広報など、周知啓発をさらに行うことによって、ブロック塀等の安全対策につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 私の質問の大項目の1番目の最後の質問になります。

環境課所管の住宅用太陽光発電システム設置費補助金について。

この事業は、本年度から3年間の見込みで、各年度120万円、合計360万円が見込まれ

ている事業ですが、現在までの進捗状況と、今後の見通しについてお尋ねいたします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

まず、進捗状況についてですが、平成24年6月に補助金交付要綱を制定し、広報すくも及び宿毛市ホームページで周知、募集したところ、予定しておりました10件を上回る19件の申し込みがありましたので、抽せんにより、10件の方を対象とさせていただきました。

このうち、9件については、既に設置が完了し、太陽光による発電が開始されております。そして、補助金を交付しておるところでございます。

次に、今後の見通しですが、今年度中は補正予算による補助金交付は考えておりませんが、太陽光発電に関しては、市民の皆さんの関心も高く、宿毛市として、太陽光を初めとする再生可能エネルギーを推進していきたいと考えておるところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○副議長（野々下昌文君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 今までの質問を通じて、いろいろ市民からの反響の大きい事業が報告されておりますが、また、継続とか、あるいは拡大を含めて、来年度また有効な手だてができるよう、どうか御検討をお願いいたします。

続きまして、私の質問の大項目の2点目、特別養護老人ホーム千寿園に関して、お尋ねいたします。

千寿園に関しては、予算決算常任委員会でも議論され、収入増を図るために、空床率の改善、空床期間の短縮などの提案がなされてきました。

しかしながら、どうもみんなの意識の底に、ある委員会の報告がひっきり続きで、根本的な次元にまでおられる形で、運営自体をどうするのか、先の展望を切り開いていく、そんな図式

がなかなか見えてこない。一種、隔靴搔痒ともいった感じがつきまどってなりません。

平成22年7月5日を第1回として、23年3月1日まで、都合8回にわたって開催された千寿園運営検討委員会による報告書について、前市長のころの報告ではありますが、沖本市長は、就任後、これをごらんになられたかどうか、お尋ねいたします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長になって、この報告書を受け取り、その後、報告書をきちんと読んでおります。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 実は、この委員会報告、大きな反響と言いますか、指定管理制度の導入も視野に入れた検討ということで、特に介護の現場にある職員の方々には、人ごとではない、大きなショックを与えるものとなっているようなんです。

つまり、現在の市の職員としての位置づけは、もしも指定管理ということになれば、どうなっていくのか。自分たちの将来に、大きな変化をもたらすことになりはしないか。いわば、戦々恐々とも言うべき状況ではあるまいかと、私も推測するわけです。

そこで、この報告書に盛り込まれている内容を参照しながら、千寿園の運営に関する数ある問題点の中から、経費、医療、組織経営の3点について、それもうわべをなぞるだけの質問になるのかもしれませんが、市長の見解をお尋ねしたいと思います。

この報告書によれば、経費の面では、もはや基金も底をつき、起債の償還に加えて、人件費も毎年増加する中で、千寿園のサービス事業収入では、単独運営ができなくなっているのので、毎年、1億円を超える一般会計からの繰り入れ

が必要であるということになっています。

現に、22年度の決算では、9,565万円、23年度では、起債償還分1億1,209万円に少し欠ける1億284万円が、一般会計から繰り入れられているわけですが、24年度の予算によると、この繰入金金が6,600万円、大きく減少する想定となっています。

予算と決算の間には、多少の隔たりがあるのは当然とはいえ、今年度は昨年度より4,000万円ほど収入が伸びて、繰入金が少ないと済みそうだと想定したその原因は、一体何なのでしょう、お尋ねいたします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

報告書を読みますと、千寿園から提起された運営経費に関する課題、医療体制に関する課題の二つを柱として、指定管理者制度の導入も視野に入れた検討を、計8回開催し、この二つの柱に沿って、課題点が整理されております。

報告書のまとめとして、「最終的には統一した意見とはならなかったが、市内における老人介護施設の現状を見ると、公的施設以上のノウハウや、介護技術を持って取り組んでいる事業所も多い。

公的施設は安心という、従来の市民意識が今も存在することも事実であるが、医療機関を持たない単独施設であることや、現状の看護師体制では、到底、こうした市民ニーズに応えられない状況と言わざるを得ないことから、公的施設での経営には、無理があるとの意見が大勢を占めた」となっております。

千寿園は、これまで、公設公営で営業を行って、平成12年4月から、介護保険制度が始まり、運営費も措置費から介護給付費へと大きく変更してきました。

また、同時に、介護老人福祉施設に、経営という視点が組み込まれてきています。

平成22年度の千寿園運営検討委員会報告書や、先立っての予算決算常任委員会の審査報告書の指摘事項を踏まえて、今後の千寿園運営のあり方について、検討、見直しを進めてまいりたいと思います。

また、平成24年度に入所待機者の解消を行うために、施設入所定員を80名から84名に、短期入所定員を10名から6名に変更する計画としたことから、施設介護サービス費収入、及び自己負担金収入4名分の増額を見込んだことによるものでございます。

なお、12月3日の議員協議会で報告しましたが、先ほど述べましたように、入所待機者の解消を目的に、県に対し、施設入所及び短期入所の定員変更を行うため、老人ホーム事業変更届を、平成24年9月28日付で提出していました。

平成24年10月30日付で、老人ホーム事業変更届は受理されたものの、同一ユニット内に老人福祉施設と、短期入所生活介護施設の居室があることについて、特別養護老人ホーム及び指定居宅サービス等の人員、設備に関する基準に違反していますので、早急に改善してくださいとの通知がありました。

この通知を受け、基準違反をしてまで、千寿園経営はできないと判断し、平成24年10月31日付で、老人ホーム事業変更届の取り下げを行っています。

今後の千寿園運営につきましては、厚生労働省令・介護保険法に基づく人員、設備に関する基準、介護報酬の加算等を精査する中で、収益向上に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えています。

また、特別養護老人ホームの設置や基準を、地域事情や現況に沿った改善をするよう、今後、市長会等を通じて、県や国に積極的に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 市長、先ほどの4,000万ほど、ことしは少なくなるというのは、80床を84床にかえるという、そういうことを見込んで、収入がふえると、そういう読みだったということだろうと思うんですけども。

この計画、今年度のもくろみは、どうやら県のあれによって、空振りに終わってしまいそうだ、そんな感じがするというわけですけども。何とかしようと、経営を何とか、ちょっとでも収入を多くふやそうとする、その努力に対しては評価できると思うんですが、計画がずさんであったという指摘はさせていただきます。

空床率の高い短期入所者の10床から4床ですね、今言うた。施設入所者用に振りかえるだけで、大きな増収が見込めるとすると、予算決算常任委員会でも、再三指摘しているように、空床率の改善を図ることによる増収も、かなりの額となる。つまり、転換ではなくて、空床率の減少ですね。

それを図ることによって、かなりの額となることが想定されるわけですが、22年度91.3%、23年度は89.1%であった施設入所者の財源率は、今年度、どの程度見込まれているものか。これによって、どの程度の増収、あるいは減収になるものなのか、お尋ねいたします。

もちろん、まだ年度途中ですので、概算で結構ですので、お答え願います。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

平成24年度の施設入所者は、11月末現在までの実績で、月平均の入所者が71.87人で、施設介護サービス費収入と、自己負担金収入を合わせて、約2億2,460万円の実績となっています。



これらの数値をもとにして、平成24年度を推計しますと、年間の施設入所者の在園率は、89.83%、71.87人となり、また施設介護サービス費収入等は、約3億8,500万円を見込んでいます。

平成24年度の入院者は、月平均6.08人、平成23年度が4.04人となっています。

月平均で2人ほど、24年度がふえています。23年度在園率の89.1%と比較しますと、在園率はほぼ同率となります。

平成24年度は、入院者の増加はあるものの、在園率が昨年度とほぼ同率となるのは、長期空床期間の改善ができ、在園者がふえているものと考えています。

また、施設介護サービス費収入等は、5,810万の収入増を見込んでおります。

収入増になっている要因としましては、施設入所者の要介護度の高い方の入所が多くなったことがあげられます。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 今年度は5,810万円ほどの増収になるという、今、お答えをいただきましたが、どうもこの、千寿園ほどの組織になると、収支に関して、基本的には報告書に盛り込まれたような、悲観的とも思われる見方が底流にあるとはいえ、ちょっとした数値や、金額の違いが、総体としては、かなりな違いになってくる。

その面からすれば、千寿園の収入増加を考えるなら、まだまだその他の分野でも、改善の余地があるのではないかとおられてなりません。

先ほどの答弁で、市長も触れられたことですが、例えば、介護加算ですね。ここにある民間の特別養護老人ホームの利用料金について、公表されている資料があります。入所料金の内訳として、個別機能訓練加算、夜勤職員配置加算

(Ⅰ)、看護体制加算(Ⅰ)、看護体制加算(Ⅱ)、日常生活継続支援加算の6項目があります。これは、入所料金にかかる加算ですね。

千寿園でも、平成23年4月1日から、夜勤職員配置加算を算定することができたと報告されていますが、この施設では、これらの加算以外にも、いずれかの加算条件に該当する場合の加算、つまり一律ではない、個別的な加算として、一々読み上げるのは省略しますが、12の加算項目が設定されています。

当然、これらの加算は、法にのっとってなされているものであり、医療法人としてではなしに、特別養護老人ホームとして、可能な、正当な加算項目だろうと思われれます。

千寿園では、先述の夜勤職員配置加算以外に、どのような加算項目があるのでしょうか。

また、先述の民間の加算の中で、施設の構造などによるどうにも越えられないものや、民間ではできても、公設ではできないものは別として、条件さえ整えば、やり方次第で導入できるものがどの程度あるものなのか、お尋ねいたします。加算についてです。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、ただいまの質問に対しては、千寿園長のほうからお答えさせますので、よろしくお願いたします。

○副議長（野々下昌文君） 千寿園長。

○千寿園長（杉本裕二郎君） 千寿園長、山戸議員の一般質問にお答えします。

現在、千寿園に入所している方の施設利用料金は、ユニット型介護福祉施設サービス費、要介護度別に定められた利用料金に、日常生活継続支援加算、看護体制加算(Ⅰ)、栄養マネジメント加算、夜勤職員配置加算(Ⅱ)の4項目の個別加算を加えたものを、施設基本料金としています。

そのほかに、入所者一人一人の状態により、

個別加算基準に該当する場合に算定できる加算として、初期加算、入院外泊時費用加算、ひとり介護加算、若年性認知症入所者受入加算の4項目の個別加算があります。

以上のように、千寿園では、8項目の個別加算があり、入所者一人一人の状態に応じた加算を適用し、施設利用料金の算定を行っています。

千寿園の現状において、介護報酬上、算定できる加算については、可能な限り、算定を行っております。

次に、条件が整えば、どのような加算が導入できるかとの質問であります。口腔機能維持管理加算、経口維持加算、療養食加算、在宅復帰支援機能加算、在宅入所相互加算、退所前後訪問相談加算等につきましては、多くの加算基準算定が医師の指示に基づき、医師、歯科医師、歯科衛生士の技術的助言や指導、居宅介護支援事業所との連携を図る中で、居宅サービス計画等の利用に関する調整など、介護支援専門員、看護師、管理栄養士、介護職員が連携をもって取り組まなければならない加算があります。

現在の職員体制や、医師等の確保が困難な状況、居宅介護支援事業所を持たない千寿園においては、これらの個別加算を算定することは、困難であると考えております。

以上です。

○副議長（野々下昌文君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 民間の施設が職員体制に工夫を加え、いろいろな加算を付加して、目いっぱい収入を膨らまそうとしているのだととるか、もちろん、それだって、合法的なものであれば問題はないし、当然の営業努力になるんですが、それだけきめ細かいサービスを提供する努力をはらっているのだととるか、加算が少ない分、仕事も少なく、職員として、必要な資格を取るための経費も労力もかからず、安くあがるととるか、まだまだやればできるのに、正

当なサービスを省略しているのととるか、いろいろ考え方があると思います。

報告書の中で、施設の介護サービス収入がふえると、それが直ちに介護保険料となつてはね返ってきて、市民負担がふえることになる。まあなんと、後ろ向きの意見かと、あきれられるような意見を述べられた方もおられるようですが、この意見のように、サービスを拡大すれば、入居者の負担がふえると同時に、介護保険会計からの支出分の拡大に連なり、介護保険料としての市民の負担がふえるのととるか、公的機関である千寿園が、介護保険会計の支出分を少しでも多く回収して、一般会計からの繰り入れという形での税金の投入を抑えることで、結果的には、市民の負担を軽減させることになるのだととるか、物事は考えようじゃありませんか。

現状の体制で無理なら、どうすればいいのか。市長の答弁の細部にまで入り込んで再質問する気は、今回はございませんが、平成36年まで、年額1億1,200万円前後の起債償還という大きな負担があるために、一般会計からの繰り入れを余儀なくされるとはしても、どうも千寿園の経営、収支に関しては、大きく改善、見直しの余地があるように思われてなりません。その点、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

これまでの予算決算常任委員会で、ショートステイ利用率の向上、入所者の交代に要する時間短縮による空室率の提言など、収益向上の取り組みを進めるようにとの指摘事項を受け、千寿園内で長期空床の改善や、入所調整会議での入所順位決定基準の見直しを行い、平成24年4月1日から入所事務担当者1名を事務所に配置して、入所事前調査等の入所事務をスムーズに実施できるよう、取り組んでおります。

また、入所事務担当者の配置により、長期空床期間の改善ができ、一定の収入増につながってきているというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 今の市長の答弁の中にありましたけれども、入所事務担当1名を事務所に配置した。そのことにより、一定の収入増があったとのことですが、そのほかにも、まだまだ、それと似たようなことがあるかもしれないと。改めて改善、見直しの余地があると実感しました。

次に、医療に関する課題ですが、やはり医師不足による地域医療の衰弱が、この点に関しては、以前、平成23年6月議会の一般質問で、私も取り上げた経緯があることなんです。一つの大きなマイナス要因となっている。地域医療の衰退が、一つの大きなマイナス要因となっている。

最近の高知新聞では、自治医大の方々の記事を拝見しました。

高知大学の医学部でも、地域医療の問題は大きな課題として捉えているような趣旨の記事だったと記憶しているのですが、この問題は、今後どうなっていくのか。いずれにしても、大局的なことなので、千寿園の現実的、日常的な業務の上で嘆いてみたって始まらない。

要は、将来的な地域医療の動向をにらみながらも、現実を見据えて、何が可能なのかを考えていく以外にはないように思われます。

現在、大井田病院の大井田二郎先生と、診療委託契約を結んで、週1回の往診をお願いしているほか、月1回、聖ヶ丘病院への外来受診を行っているとのことですが、どうなのでしょう。これらの委託や外来受診が、先方から断られるような、つまり報告書の意見の中にあつたような、委託先がなくなれば、即、施設運営ができ

なくなるという心配が、現実的に迫っている。あるいは、その可能性が高いとお考えなのでしょうか、その点について市長の見解をお尋ねいたします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

委託先の協力病院等がなくなれば、即、施設運営ができなくなるという心配が、現実には迫っているか等の質問でございますけれども、現在、協力病院や嘱託医との契約ができないとの報告は受けておりません。

議員も承知のように、千寿園の協力病院は、平成12年度から医療法人長生会 大井田病院と契約を締結し、現在に至っております。

また、嘱託医も同様に、平成12年度から大井田二郎医師と契約を行ってきております。

市内の医療機関で保有するベッド数や、介護療養型病床がある医療機関から判断しても、今後も引き続き、医療法人長生会 大井田病院と、大井田二郎医師と継続した契約ができるよう、努力してまいりたいと、このように考えております。

○副議長（野々下昌文君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 次に、同じく医療に関する課題として、さまざまな病気を抱えた入所者の対応に、看護師が忙殺されたり、急を迫られる判断を下さなくてはならない場合や、看護の範囲ぎりぎりの、あるいは医療行為に近い対応が求められる場合などからくる問題ですが、どうも看護師の方々が、あるいは介護の方々も含めて、入所者に対する一種の無限責任を一身に引き受けて、パニックに陥っているのではあるまいかと、そのように思われてなりません。

例えば、市の職員である看護師さんに関していうなら、それまで市民とこのような形で触れることはなかったにもかかわらず、異動の辞令一つによって、まるでペーパードライバーがい

きなりサーキットへほうり込まれたようなもので、自分にはそれだけのテクニックも経験もないのに、レースには参加しなくてはならない。事故でも起こしたらどうしようと、それはパニックにもなります。

背負うには重過ぎる、心理的には背負わなくてもいいものまで背負ってしまう。やはり日本人というのは、真面目であって、責任を必要以上に自分自身に追求する傾向があって、最近ではそうでない人が多くなっているとはいえ、職業的な、自分自身の守備範囲以上に責任感を感じてしまう、ここはこういう特別養護老人ホームなのであって、その中で最善を尽くすことはできても、限界はあるのだと、いうなれば一種の開き直りという用語があるのですが、その限界点をきっちりとかきまえることが必要なのだと思うのですが、いかがでしょうか。

その限界点の判定を、看護師という職員個人の判断に委ねるのではなしに、施設として、組織として明確に設定し、それ以上の分については、それ専門のプロに任せると。そのルートをはっきりと設定し、円滑に進めていく。進めていけるようにする、それが組織の運営や経営を行う者の責任なのではありませんか。

市長は、この問題について、いかにお考えでしょうか。やはり病院併設医師常駐という、絵にかいたもちのような話を、千寿園にも適用するしかないのでしょうか。市長の見解をお尋ねいたします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

千寿園は、医療機関を持たない、単独の介護老人福祉施設であります。現在、千寿園に入所している方を、要介護度別に見ると、要介護度3以上の方が、全体の90%を占め、入所者の平均年齢も86歳となっております。

ほとんどの入所者が、何らかの基礎疾患を持

っており、最近、特に吸痰、バルーン留置、膀胱瘻、経管栄養、褥瘡などの医療的ケアの必要な入所者が増加しており、そのほかにも、加齢に伴うそしゃく、嚥下機能の低下、誤嚥性肺炎等の発症リスクの増加傾向にあると聞いております。

このような入所者の状況の中にあって、看護師や看護職員の負担は大きいものがあると思います。

また、一方で、在宅酸素やインシュリン自己注射の必要な方は、医療行為を必要とすることから、千寿園では受け入れが困難であるとも聞いております。

現在の千寿園では、介護と医療は切り離せない重要な問題であると認識しています。

医療行為を必要とする入所者がいるから、看護師を増員し、夜間勤務もできる体制をとったとしても、施設でできる医療行為には限界があり、今後においても、医療機関や医師との連携が不可欠であります。

議員の御指摘にあるように、今後の千寿園経営を継続するに当たっては、大きな仕組みづくりが必要であろうと考えます。

例えば、入所者が急変しても、対応できる医療機関との24時間オンコール体制や、嘱託医師の複数化、協力病院との入所者の医療情報の共有化などがあげられます。

今後も引き続き、協力病院や嘱託医師との連携を図り、一つ一つの課題を整理しながら、入所者の方が安心して千寿園に入所し、生活を送れる環境を構築する必要があると考えております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 次に、組織の経営責任について、お尋ねいたします。

平成12年に、それまでの措置制度から契約

制度へと変わった。そのことが、千寿園にどのような変貌を迫られ、変革を求められることになったか。

報告書の中での意見として、今の千寿園運営を見る限り、職員意識は旧態依然とした措置制度のままである、として、今の施設運営には、経営が求められていると記載されていますが、この経営という言葉、私がインターネットの辞書で見た限りでは、方針を定め、組織を整えて、目的を達成するよう、持続的にことを行うこと。特に、会社事業を営むこととなっていました。

この文字どおりだとすると、これは何も会社に限ったことではない。公的な事業の運営にだって、共通しておることではありませんか。

公的組織も、業務を遂行する上では、公的な責任として、当然、果たしていくべきことでしょう。職員意識が旧態依然としたままであるとするならば、方針を定めて組織を整えることが必要だろうと思いますし、それは、公的な事業といえども、運営者あるいは経営者の責務であるとも思うんですが、この報告書からは、そういう指摘の対象となる経営責任、ないしは、経営責任者の姿も、そのための方策や対策らしきものも、一切見えてきません。

意識が旧態依然たるのは、私に言わせれば、このような言い飛ばしとしか思えないような報告書を出して、能事足れりとする運営検討委員会そのものでもあるわけです。

千寿園という公的機関の経営責任、組織経営の責任を負うべきものは誰なのでしょう。どうも園長には、それを行えるだけの権限も何もないように見えるのですが、千寿園という組織の最高意思、決定機関は何なのか。運営検討委員会なるものがこの程度だとすれば、一体、誰がその責務を担うのか、お教え願います。

そうして、この問題点を余すところないまでに摘出しながらも、市の諸行事の執行にあずか

る当事者としての意識、責任感の欠如ばかりが目につく運営検討委員会報告書に盛られた数多くの課題に、根本から切り込むためのイニシアチブを誰がとるのか。これはやはり、市長だろうと思うのですが、いかがでしょうか。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

千寿園の経営責任者であり最高責任者は、施設開設者である市長にあります。また、施設運営の管理監督責任は、千寿園長にあります。

千寿園運営検討委員会報告書には、運営経費に関する課題、医療体制に関する課題の二つの課題に絞られた内容で、報告書が作成されておりますので、現在の千寿園運営、経営の状況や、医療に関するさまざまな問題や課題とあわせて整理し、今後の千寿園運営のありようについて、方向性を出していかなければならないと考えております。

また、千寿園運営検討委員会報告書にある指定管理制度の導入については、進んでいません。

今後においては、運営検討委員会報告の内容も踏まえ、議員からの御指摘も参考としながら、市長として、イニシアチブをとって、今後の千寿園運営経営に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 運営検討委員会の意見の大勢として、千寿園は民間の業者に任せて、指定管理制度を導入するほうがいいのではないかと。考えようによっては、この上層部を含めて、職員一同の意識改革を図ったり、経営の立て直しを図ったりするよりも、いっそのこと、経営責任を他者に任せたほうがいいと、そんな方向に動いていくかのようにも思われるのですが、これが果たして、そう簡単にいくのかどうかという問題です。

千寿園を、あの職員体制丸々引き受けられるなら、喜んで手を挙げてくれる。民間の組織が、手ぐすね引いて待っている。さすが公営の組織だと。さまざまな制約のある中で、職員のモチベーションも高く、技術的な面でも、運営ないしは経営システムの面でも、民間の比ではない。あれなら、すぐにでも欲しいと。

あるいは、多少、問題はあっても、自分たち民間が少し手を入れれば、大丈夫。お任せくださいと。そうなってくれるなら、喜ばしいことですが、どうもそうはならないのではあるまいかと、いささか心配になります。

県内でも、ある事務組合が経営していた特別養護老人ホームを、民間に売り渡したその後で、職員の処遇を巡って、争議、訴訟に広がっている、そういう例が現在、存在しているとも聞いています。

やり方によっては、そういうことにもなるでしょう。

そこで市長、いかがなものでしょう。さまざまな限界があるとはいえ、千寿園の立て直しのために、欠如しているとされる経営の観念を持ち込み、前向きに公設公営を、そのメリットを生かしながら堅持する。

あるいは、必要とあれば、公企業的な経営への転換等を含めて、今ある組織、システム、経営形態等の抜本的な見直しを行い、より経営に適したシステム、組織の構築を行う。そのために、運営検討委員会のような、内部機関ではなしに、第三者機関として、実績のある、しかるべき経営コンサルタント等をお願いして、経営診断と立て直しの可能性を探ってみる、そういう方向もあるのではないですか。

ひょっとしたら、現状では指定管理を模索するよりも、実効性と実現性のある方法が、提案されないとも限りませんよ。どんなものでしょう、お尋ねいたします。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

議員からの提言については、十分理解できずし、今後の千寿園の経営改善は、不可欠であると考えております。

今後の千寿園の運営、経営については、厳しい財政状況の中にあつて、入所者や入所者家族、そして入所待機者の方のニーズに合わせた運営や経営を行わなければなりません。

今回の議員からの提言を踏まえて、今後、十分検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○副議長（野々下昌文君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） どうも市長、私の質問の仕方が悪かったのか、何かかみ合わんままに終わってしもたなど。何か同じことばかり言われよるような感じで、どうもしっくりこないんですけれども。

まあ、これ以上、深くは追求いたしません。

私の今回の質問の本意は、細部については、あれこれお聞きすることではないからです。一度、本気で考えてみましょうよ。公設公営では、本当に無理なのか。指定管理が本当に可能な道なのか、どうすることが、一番よい道筋なのか。

千寿園の今後を決める責任ある検討を加えようではありませんか。

引く手あまた、あの組織なら喜んで引き取りたいと言われるような経営システムを樹立することができるなら、初期投資に要した借金の返済期間、千寿園では起債の償還期間が平成36年までとなっていますが、その期間をしのぎ切れれば、一般会計からの繰入金に頼らない、独立採算での運営だって可能なのかもしれませんよ。

職員が、毎日の業務を、誇りを持って遂行できる、そして利用者にも安心していただけ、それだけの収益を上げることが可能な、確固たる、特別養護老人ホームという組織につくり上げる。

それが経営責任というものでしょう。

そのために、多少の痛みは共有し合うことになったとしても、前向きの工夫、努力をしてみるべきだろうと思います。

公的責任、経営責任とは何であるのか、これまで問題を放置して、先送りにしてきたとしか思えない、古い体制システムから脱皮して、沖本市長、あなたのもとで真剣に千寿園の見直しを図っていただけるものと理解して、私の一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

**○副議長（野々下昌文君）** この際、10分間休憩をいたします。

午前11時13分 休憩

-----・-----・-----

午前11時25分 再開

**○副議長（野々下昌文君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番山上庄一君。

**○2番（山上庄一君）** 2番、山上でございます。山戸議員の露払いが後になった感がありますけれども、質問通告書に従いまして、防災のまちづくりの観点からの一般質問をさせていただきます。

大きな項目といたしましては、老朽空き家対策、狹隘道路の拡幅、大島橋についての、以上3点でございます。

まず、1点目でございますが、老朽家屋などの対策につきまして、お伺いします。

この件につきましては、ことし6月の第2回の議会におきましても質問させていただいておりますけれども、今回は、現在、整備が進められております津波対策としましての避難道に関しましてということになりますけれども、その避難道に隣接するところ、あるいは入り口付近で、地震による倒壊が危惧される空き家などの存在の有無につきまして、市長は現状への認識

をどのようにされているのか、まずこのことにつきまして、お聞かせください。

**○副議長（野々下昌文君）** 市長。

**○市長（沖本年男君）** 2番、山上議員の一般質問にお答えをいたします。

避難道設置個所にも、そういった家屋があることは認識をいたしております。また、これが避難道だけでなく、市内全地域が対象になりますと、把握はできておりませんが、通行等に支障を来すおそれのある老朽家屋は数多くあるものと推測されます。

以上でございます。

**○副議長（野々下昌文君）** 2番山上庄一君。

**○2番（山上庄一君）** 少なくとも避難道に関しましては、御認識いただいているということでございますけれども、せっかくつくります避難道でございますので、周辺の家屋などが倒壊して、その機能が果たせないというようなことになりましたら、つくる意味がございませんので、何らかの手だてを講じなければならないというふうに思います。

そこで、6月の議会で質問させていただきました空き家対策を、再度お聞きすることになりますけれども、老朽空き家等で、震災等に倒壊して避難道を塞ぐおそれのあるような家屋などに対しましては、倒壊防止や、速やかな撤去などの適切な管理が求められます。

倒壊のおそれのあるブロック塀につきましては、先ほど、山戸議員の質問にもありましており、撤去のために必要な費用に対する助成制度まであるんですけれども、倒壊のおそれのあるような空き家等につきましては、何ら有効な制度がないのが実情でございます。

その意味で、ぜひとも空き家などの適正な管理に対する条例などを制定していただければと思います。市長のお考えをお聞かせください。

また、このことに加えまして、現在、御認識

いただいております箇所につきましては、緊急を要するところもあるように思いますので、それらの物件に対して、何らかの方法などありましたら、お示しいただきたいと思っております。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

議員が言われますように、建物の所有者などが、適正な管理を行わず、廃屋化し、避難道等の通行に支障を及ぼすおそれがある場合には、所有者の財産権の問題もあり、行政による撤去等の処分が難しく、関係者から理解が得られるかなど、協議、検討すべき課題もありますが、問題点等を整理しながら、条例の制定に向け、取り組んでおります。

また、緊急を要する方法はないかとのことでございましたけれども、緊急を要する建物であれば、所在地の地区長等を中心に、関係者が相談協議して、地域ぐるみで助け合い、解体撤去、処分するのであれば、行政としても、今でも協力できると思っております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 条例に関しましては、制定に向けてということでございますので、6月の市長の答弁からは、予想外に前進した答弁をいただいたと思っております。ありがとうございます。

それにしましても、昨日の答弁にもありましたように、来年度には20カ所も避難道を整備していくということですので、整備に当たりましては、周辺環境を十分考慮して、ルートの設定、あるいはガードのトンネルなどを設けるなどを含めて、進路がふさがれることのないような配慮が必要ではないかと思っております。

また、地区等への支援につきましても、積極的にやっていただきたいというふうに思います。

それでは、次の2項目めでございますが、防

災は地震や津波だけではありません。火災などに対しましても、消防活動も当然、考えなければなりません。

そのために、狹隘道路、狭い道路のことですけれども、その拡幅につながります一つの方法としまして、建築基準法における第24条第2項に規定されております、いわゆる2項道路の扱いについて、お聞きしたいと思います。

御存じのとおり、都市計画区域内におきましては、建築をする場合には、敷地が4メートル以上の道路に2メートル以上接していなければなりません。4メートル未満の道路では、中心から2メートル後退したところは境界線とみなされまして、後退した部分には、建築はできませんし、もちろん塀などをつくることもできません。

都市計画区域内の幅員4メートル未満の道路である2項道路では、中心から2メートル後退することを条件に、建築確認申請が確認されることになっております。

このような法的な決まりがあるんですけども、宿毛市の場合、4メートル未満の道路で、建築物は新しくなっているところでも、道路の後退がされていないようなところも少なくないようでございまして、建築基準法に抵触しているのではないかとも思われます。

宿毛市において、このような建築基準法における道路に対する権限が曖昧になっているように思いますが、正確には、宿毛市にあるのか、また高知県にあるのか、お聞かせください。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、お答えいたします。

まず、建築基準法第42条第2項は、既に建築物が並んでいる幅員4メートル未満の道路について、一定の基準を満たせば、建築基準法の道路として認めるといふものであります。こ



の取り扱いは、特定行政庁である高知県が行っております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） やはり、建築行政が県になっておりますことから、図面の審査等だけで、現地の2項道路の後退まで目が届かないのではないかというふうに思います。

そこで、宿毛市も建築主事をおいて、建築行政における特定行政庁になって、建築基準法の2項道路の指導などを行ってはどうかということでございます。

建築行政における特定行政庁になりますと、現在、宿毛地区におきましては、中村の幡多土木事務所で確認申請の審査等を行っておりますけれども、宿毛市でできるようになりますと、軽微な訂正などで、わざわざ中村まで行かなくても済むこととなりますので、建築行政のサービスの向上にもつながりますし、2項道路につきましても、目が届くようになると思いますので、メリットがあると思います。

狭い道路の拡幅は、先ほど申しましたけれども、防災の面で震災だけではなく、消防活動などにもメリットがありますし、まちの防災機能を高めることにもつながると思います。

建築基準法を見ていただくと、第4条第2項、先ほど、市長のほうからありましたけれども、2項には、市町村はその長の指揮監督下に、第6条第1項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事をおくことができるとあります。

そのほかにも、関連条文といたしまして、第97条の2第1項などがありますので、ふだん、余り目を通すことがないとは思いますが、一度目を通していただければというふうに思います。

これらの条文には、市長の判断で建築主事が

おくことができるとなっております。もちろん、高知県知事と協議して、同意しなければならないということになっておりますが、ここで伺いたいのは、宿毛市に建築主事をおいていただけないでしょうかということでございますけれども、市長のお考えをお聞かせください。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

権限移譲を受けて、特定行政庁となるつもりはないかとのことでありますけれども、宿毛市の建築関係技術者の人数や、作業量を勘案すると、現時点では困難であると考えております。

よろしく願いいたします。

○副議長（野々下昌文君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） ありがとうございます。

建築行政における特定行政庁になるには、行政の内部的な課題もあるとは思いますが、今後のまちづくりを進めるに当たりましては、建築行政を自前で行うということが、非常に大切であると思います。

そのためにも、昨日も人材の質問がありましたけれども、近い将来には、職員、スタッフを充実していただいて、建築主事が設置できるような環境を整えていただくことも含めまして、御検討をいただきたいというふうに思います。

それでは、最後の項目になりますが、大島橋についてでございます。

この件につきましては、これまでも何度か質問させていただいておりますが、昨今では、社会資本の老朽化は、国家的な課題にもなっております。

先日、中央自動車道の笹子トンネルの天井崩落事故が各メディアで報道されておりました。

その報道によりますと、できてから36年が経過しているようですが、いみじくも言いますか、たまたまと言いますか、大島橋もできて

から36年ということでございます。

先月の中旬に行いました議会報告会におきましても、大島橋に関して、報告をしております。内容的には、築造後36年となっており、平成20年の市道の橋梁等の調査の結果、橋脚の鋼管に腐食が確認されており、何らかの修復が必要であるとの報告をしております。

このような状況にあります大島橋ですが、水道管の本管などのライフラインが強化されておりまして、落橋すれば、島では生活できなくなることは、誰の目にも明らかだと思います。

このことに対しまして、市長はどのように認識されて、どのようにされるのかお聞かせください。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

平成24年第1回定例会において、浦尻議員の一般質問にお答えした経緯がございます。

その時点では、市道の全橋梁の点検が完了した後、2年かけて改修計画策定を行うと答弁をしておりました。

しかしながら、防災対策上からも、作業が急がれること、国土交通省の社会資本整備重点計画にも、長寿命化修繕計画が15メートル以上の橋梁について、平成24年度中に100%となるような目標値も示されていることから、宿毛市に66橋ある15メートル以上の橋梁について、前倒しした作業として、修繕計画業務を進めており、その中で、大島橋につきましては、来年度から改修に向けた取り組みを実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（野々下昌文君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 来年度からの事業実施ということですが、よろしく願いをいたします。

先月初めに、東北大地震の復興状況の視察に

行ってまいりました。きのうも別件で質問がありましたけれども、東松島市では、3.11の東北大地震では、市の管轄する橋梁などは、被害はほとんどなかったと言っておりました。

それはなぜかということになるわけですが、話に聞きますと、平成15年の宮城県北部地震で、市道の橋梁などに被害が続出した関係もあって、その後、橋梁等には耐震補強などを行ってきたからだということでありました。

まさしく、備えあれば憂いなしというところを実践していたと言えると思います。

大島橋も、たとえが適当ではないのかもしれませんが、この前起きました中央自動車道のトンネルのようにならないためにも、早急な対応が求められることは、改めて申すまでもないと思います。

大島地区の人、みんなまでとは申しませんが、多くの方々が、会うたびに、橋は大丈夫かというようなのが、挨拶の枕言葉になっている、そういう状況でもございます。

それだけ地区の方々が、橋に対する危機感を持っている、不安感を持っているというような状況でございます。

特に、大島中央線の工事に当たりまして、大きなダンプカーが通りますけれども、橋が揺れるとって心配して見ていたお年寄りなどもおりました。

市長初め、職員の皆様には、弱い地震であったとしても、事故があつてからでは遅いということと、先ほど申しました備えあれば憂いなしということを肝に銘じていただきまして、大島橋はもとより、危険な箇所、あるいは物につきましても、できるだけ早く、改修等ができるようにしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

以上で、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（野々下昌文君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

-----

午後 1時00分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） まず、初めに立田教育長、御就任おめでとうございます。本市の教育行政は、大きな問題を抱えていますが、全力で問題解決に当たっていただきたく思います。

新教育長に対する市民の期待も非常に大きいことと、忘れないでください。健康に留意して、頑張ってください。

13番、一般質問を行います。

宿毛小学校の耐震・改築・地域の防災について。

「高知県南海地震被害想定アドバイザー会議」について、国の有識者検討会が示した南海トラフで起きる最大の地震想定、新想定ではなく、ほぼ100年から150年間隔で起きる安政南海地震規模の地震をベースとして、対策を進めるのが妥当ではないか。

最大規模の地震だけを想定して対策をとるのは、時間や費用などで、非現実的と指摘されている。まさに宿毛小学校建設に関しても、その例に入るのではないか。

県側は、安政地震（1854年）、マグニチュード8.4、宝永地震（1702年）、マグニチュード8.6などを、発生頻度の高い地震の規模を考えるベースとして事例としている。

極端に高くなる場所は別として、過去に大きな被害に遭った場所以外は、これまで県が防災対策の基準としてきた安政規模をもとに、幅をもたせればよいのではないかと提案している。

また、今調査中の高台について、二次災害場

所として、他の施設とあわせて慎重に研究しながら進めるべきではないか、市長の見解をお聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 市長、13番、濱田議員の質問にお答えいたします。

高知県南海地震被害想定アドバイザー会議は、高知県が独自に防災対策全てを、最大クラスの対応で進めるのは、時間や費用面からも、非現実的であり、いかなる規模の地震が発生しても、ある程度の幅をもって起こり得る事態を想定するための、条件設定等について、アドバイザーの方々に意見をいただき、決定していくことを目的として、設置したものです。

第1回会議は、9月15日に開催されており、その内容は、高知新聞でも発表され、議事内容についても、ホームページでも確認できます。

アドバイザー会議としての最終結論もまだ出ていない状況でもあり、また、現在、宿毛小学校の高台移転の可能性についても、現在、調査中ですので、今後はそれらの結論が出た後、参考にしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問を行います。

今、まだ調査中ということでございます。それは私もわかっておりますけれども、どうしても県のほうと国のほうも、南海地震、それから宝永とか、そういうような地震の規模で、一応、金もかかるから、一応、市のほうもあれしたらどうだろうかと、私も思うんですけれども、市長はあくまでも、想定外の規模を想定して計画する予定か、それをもう一度聞かせていただきたい。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 再質問にお答えいたします。

私はまず、この人命を守るという、命を守るということについては、このような最大地震の想定を参考にした取り組みが必要だと思っております。

しかしながら、さまざまな施設等の対応等につきましても、今後のこのようなアドバイザー会議の方向であったり、あるいは県の方向であったり、国の動向も見きわめながら、総合的に今後、判断をしてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 質問を行います。

私がまちで聞く場合、今の想定外の規模で山に持っていくというのは、年をとった方なんか、皆反対なんです。やはり、どうしても今のところに建ててくれと、それが1,600人以上、まちの中に老人がおるわけですけども、その人たちの8割までは、もう私は、悪いけれど訓練があっても山に逃げるといようなことはしないと、いようなあれを出してありますが、それでも、どうしても山まで。山ではなくて、ここまでやったら10分で行けると。山までやったら、極端に言ったら、30分以上かかると。

そして、大体、45分ぐらいの間隔で津波が来るわけですが、それであれして、例えば夜の寝巻とか、そういうようなものを整えとか、預金通帳とか、そういうようなものがあれしたら、最低でも30分ぐらいはかかりますよと。

それで、30分以上かかるような山に向いて逃げれますかというような話を、よく聞きます。

それだから、今度、訓練があっても、どうしても元の場所ではなかったら、若い人は逃げてください。私たちは、もうここで、そのままかまいませんからというような悲痛な声も聞きます。

やはり、行政としたら、若い人だけじゃなくて、年寄なんかの言うことも耳を傾けんといか

んがじゃないかと、私はそのように思いますが、市長はこの点、どういように判断いたしますか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 再質問のお答えになるかどうか分かりませんが、先ほど言われましたような観点は、十分取り入れながら、今後対策を取っていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 一応、まだ場所が決まったわけではありませんので、この質問はこれぐらいにしておきまして、次の質問に入らせていただきます。

市内の学校設備、津波対策についての現状は、中央防災会議の政府提案によれば、津波避難は徒歩5分以内に完了するとなっております、市長就任以来、宿毛小の場所問題に議論が集中され過ぎて、市内他の学校については、議論がなされていない。今後、学校編成の必要予算は10年間で70億という、膨大な予算を見込まれていますが、当市にとって、実質公債費比率18.5%、これは昨年度ですね、という厳しい財政状況の中、宿毛小のみに、集中的に投資をしてよいものか。

高台移転になれば、かなりの多くの予算が伴うことになる。自治体財政健全化法に基づき、地方債発行に県の許可が必要な許可団体の現状から見て、高台移転ではなく、その予算をできるだけ節約して、市内の学校やほかに、地震、津波の防災対策、命を守ることに満遍なく予算措置をとるべきではないかと思いますが、市長のお答えをお願いします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

さまざまな防災対策をとっていく中で、宿毛

市にとっても、非常に厳しい財政状況があるわけでございますので、このようなところも、十分勘案をしながら、それぞれの事業については、進めていかなければならないと、このように考えておりますけれども、東日本大震災を受け、国において、東北地方の太平洋沖地震を教訓とした地震や津波対策に対する専門委員会が設置されまして、平成23年9月28日に調査報告書が取りまとめられました。

その中の津波避難を軽減するための対策の基本的な考え方が示されておりまして、その内容を読み上げますと、「津波から迅速かつ確実な避難を実施するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すべきである。ただし、地形的な条件や、土地利用の実態などの地域の状況により、このような対応が困難な地域においては、津波到達時間などを考慮して、津波から避難する方策を、十分に検討することが必要である」とあります。

当市の状況を置換えますと、国が示しました新想定では、宿毛小学校への30センチの津波の到達時間は、37分となっております。

先ほどの質問でも答弁いたしましたとおり、宿毛小学校の高台の移転についても、調査中の段階ですので、そのような財政的なものも含めまして、その調査を完了した後、結論を出していきたいと、このように考えております。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

一応、街に到着するのが、今お聞きすると37分。しかし、年寄りの方が、一応、中央防災会議の政府提案によれば、津波は徒歩で5分以内に逃げる場所に、大体、避難場所を設定せよということになってますけれども。

5分以内ということは、例えば、沖須賀、今、中央何丁目ですかね、ちょっとわかりませんが、沖須賀とか仲須賀とか、そのところから歩いてくるのに、最低でも15分は、私がかかると思うんです。

それも、手ぶらで歩くわけじゃありません。荷物を持って歩くから。そういうようなことを考えれば、5分以内という政府の見通しによれば、今の消防のところやぐらをつくるとか、いろいろな対策も講じなければならぬと。

その中でも、一番いいのが、やはり小学校を元の場所に置けば、まちの大半の人はそこに避難できると、私はそのように思っておりますが、市長はどのように思っておるか、答弁をお願いします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

先ほど、宿毛市街の津波の到達が、30センチが37分となっております。しかし、中央防災会議の方向では、5分以内とされているが、学校を活用するためには、そこにあつたらいいじゃないかというふうな質問でございました。

市街地に対しては、いろんな角度から、避難場所の対応を進めておりますけれども、大井田病院さんなんかも、避難場所として、お願いをしているということもありますし、もう少し、今後、このまちの中の実際の避難計画等をきちんと精査していく中で、全体の中にどういう位置づけになるのか、このことも市役所等も含めまして、今後、できるだけ早い機会に検討してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 今、市長が申されたように、なかなか37分で、宿毛の今の、高台までは、私はたとえつくったとしても、逃げれないと、そのように確信しております。

それで、一応、今の消防、今度新しいのは和田のほうになるわけですが、そういうようなところに、高台とか、鉄骨の高台ですね。そういうをつくる計画は、今のところ、市のほうはしていますか。

第一、向こうのほうで、高い建物いうたら、どこがありますかね。アバンとか、アパートなんか、多少あるだけで、ほとんどお願いしなければ、逃げられないようなところで、公共の建物はありません。

大井田病院なんかは、最初からありますけれども、街の人が大井田へ行くかいうたら、皆さんよう行かないと。

何でかいうたら、津波が来るほうへ、濱田さん、向かって行けますかというような話で、それはもう、どうしても不可能でございますというような、話をもらってます。

そして、大井田病院のはたの人やったら行けるかもしれませんけれども、街から反対に、川のほうに向こうで、それはちょっと、普通の人やったらよう行かないんじゃないの。ましてや、年寄りの方は絶対に行けないという言葉をいただいておりますが。

そういうようなことも考えて、公共施設、公共設備として、その高台を設置するとか、そういうことは今のところ、市長の頭の中には、来年度の予算に入れるとかいうことは考えていますか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 濱田議員の再質問にお答えをいたします。

現在、市街地に住まわれておられる皆様に対しての避難場所ということについて、質問がございました。

そうした中で、以前にも報告を申し上げましたけれども、総合福祉センターに外階段をつけて、その屋上を、塀もつける中で、柵もつける

中で、避難場所として対応していきたい、このような形でも、答弁は差し上げたわけでございます。

そういう説明はしておりましたけれども、現在、そういう皆さん方から、いわゆる高架な、避難場所をつくってほしいという要望は出てきておりません。

そういう点で、こちらのほうからも、実際に避難場所、避難時間との関係で、まちの中をもう少し細かく、避難計画を立てていく中で、検討するところはまだまだあると思いますけれども、これからの課題ということで、早急に進めていきたいと思っております。

現在、危機管理系のほうでも、各地域に入ってきて、このような避難計画をずっと立案、計画をしているところでございますので、このような形の中で、市街地についても、まだまだ検討していく余地はたくさんあるというふうに思っております。

そういう状況で、今後、対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 質問をいたします。

仮に、山につくるとした場合に、今の宿毛の財政状況で、県の許可は出るんですか。そして、またそれは財政的に、高台造成が簡単にできるんですか。それを一つ、聞いておきたいと。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

質問の趣旨は、先ほどからの流れだというふうに思っておりますが、そういう山につくる場合の避難場所、あるいは学校建設等のことも含めてだと思っております。

特に学校建設のことだと思っておりますけれども、このことについては、まだ、全く調査中でありまして、ですから、その結果を受けて、さまざま

な形の対応を行ってまいりたい。仮定での話は、今の段階ではすべきではないというふうに考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 今のでよくわかりました。まだ、私が質問すべきじゃなかったかもしれないけれども、一応、質問させていただきました。

それでは、3番目として、亶理町の教育環境整備について。

10月18日でしたか、私たち総務文教常任委員会が亶理町にお邪魔して、亶理町の教育委員会からいろいろなアドバイス等をいただきました。

そして、次のようなことを、私も聞きました。

学校は、地域に浮かぶ船。児童生徒のみならず、地域住民の命を、避難場所としての役割を担っていると。私は、まさしくそのとおりだと思います。

なぜかと言えば、亶理町の学校で、先生も生徒も、津波が来たときも、一人も死者を出しておりません。そのかわり、長瀬小学校ですか、そこはおばあちゃんが迎えにきて、子供を渡したと。そしたら、それが津波に巻き込まれて亡くなったと。そういう話は聞きましたけれども、学校で生命を落としたというものは、一人もなかったというように聞いております。

そしてまた、荒浜中学校、荒浜小学校、長瀬小学校、そこに逃げ込んだ人たちも、そこに逃げ込めた人は全員助かっております。

そして、迎えに行く人とか、途中で巻き込まれて死んだ方なんかもおりますけれども、亶理町の教育委員会としては、生徒は絶対に、学校としては父兄に渡すなど。あくまでも学校が守るからというので、父兄には全部帰っていただいたと。それで、全員が生命は保障されたわけ

でございます。

私は、やはり学校というものが、そういうように地域の皆さんが、どうしても一番覚えやすい、また目をつぶっておっても行けるようなところだと思ってます。

それが、この亶理町のように、また復興のことで、遠藤課長が町の有志の方々と、いろいろと話した。また、PTAともお話をしたと。そして、賛否両論はあったけれども、そこから学校をのけるということは、まちの核がなくなるというので、どうしても、やはり大半の人が、今の場所に置いてくれというので、学校をそこに置いて、今、建設途中でございます。

やはり、どうしても学校というものに対する愛着というものは皆さん持っていると思います。宿毛の人だけじゃないです。全国どこでもあります。

この間も、滋賀県の学校。学校を取り壊さないでくれというようなあれも出てます。そして、裁判所のほうも、やっぱりそこに置きなさいというようなあれも出してます。

やはり、学校というものは、そこを卒業した人とか、そういうものは、やっぱり愛着心というものは、人一倍あると思うんです。

そういうことで、市長もほかの議員さんも、宿毛小中学校出身者は少ないと思いますけれども、これもまたストップがかかるかもしれませんけれども、言わせていただきます。

市長、そういうようなことで、やはり街の人の意見も聞きあげていただくという、そういう対応、あれやったらつくっていただきたいと、そう思うんですが、ひとつお答えのほうをお願いします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

学校建設場所に対する認識について、東日本大震災の実情等を踏まえた上での御質問をいた

できました。

濱田議員より御指摘のありました亙理町については、東日本大震災に荒浜小学校、長瀬小学校、荒浜中学校の3校が津波の被害を受ける中、一避難場所として避難した住民が校舎の2階、3階に避難し、津波の被害から身を守ったというものでございました。

しかしながら、平成24年8月に、内閣府が第2次報告の中で公表した浸水予測によりますと、現宿毛小学校の最大浸水深は7.2メートルとなっております。この高さは、現校舎で申し上げると、2階の天井ほどの高さに相当するものでございますし、平地が多く、高台がないような地形であるということもお聞きをしており、宿毛市と亙理町を同様に考えることは難しいのではないかと考えております。

また、教育施設については、被災後も早期に教育が行える環境を整えることも重要であると考えます。

亙理町におきましては、浸水後の学校再開を図る上では、他の学校に間借りをするような形で、再開を果たしたということも聞いているところではありますが、いずれにいたしましても、亙理町に限らず、他の自治体の参考にすべきことについては参考にし、宿毛市にとって、どういった方法が一番望ましいのかについて、十分考えて、学校の建設場所を検討していかなければいけないと考えています。

そうした中で、まちの皆さんの意見を十分聞いて進める、このことは、また当然のことであるというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 亙理町におきましても、学校建設に対しては、今度はピロティ方式で、盛り土をすると。その上に学校を建てると。

宿毛の小学校の場合、仮に3メートルの盛り

土をしたら、1階部分がもうあれになるわけですね。

そういうような方式で、ピロティ方式でやれば、絶対に安全安心な場所になると、私はそのように確信しておりますが、市長の考えはいかがでしょうか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

現在の小学校の建設に当たって、ピロティ方式ではどうだという形での提案もいただきました。

私も、現在地に立てるとということと、高台に移転をするということと、それぞれ比較しながら検討をするということとを申し上げておりますので、このようなことも、そちらに立てるという方向になった場合とか、そういうことも含めて、考える、こういう状況があるということについては、認識をしていきたいというふうに思っております。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 大体わかりました。

それでは、学校周辺の防犯環境についてをお尋ねいたします。

宿毛市内の学校設備周辺の環境は、全ての学校、近隣に民家があり、その地区全体で、児童を見守っておられます。

地域とともに教育が進められていると言って過言ではありません。現在、高台の場所について調査が進められていますが、場所造成の調査だけでなく、さきに文部省が出された学校施設のあり方に対する調査研究者会議の中間報告なども、参考にすべきではないかと。

今、調査中の場所は、この周辺には民家がない。民家のない施設となり、孤立した学校になることは明白である。

現在でも、地域の協力で、登下校時の見守り隊が組織され、その活動で、子供たちの安全が



守られているが、現在の子供を取り巻く犯罪が多発している社会情勢を見たとき、孤立された学校施設になれば、登下校時の安全は保たれるのか。市長に。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛小学校が高台移転をした場合は、地域として、学校の防犯体制が構築できないのではなにか。その場合、防犯体制をどのように考えているのか、との質問でございます。

また、保障もという話もございましたけれども、これまでの学校設置において、松田川小学校と旧田の浦小学校は、高台に用地を造成し、学校建設を行ってまいりました。

教育委員会にも確認したところ、その両校と、ほかの学校とで、極端に防犯上の課題があったかということ、そういったことは生じていないということでありました。

もちろん、それぞれの地域には、地域性や地域独自の課題もあろうかとは思いますが、できる限り、地域には御協力をいただき、児童生徒が安心して登下校が行われるように、防犯に取り組んでいかなければならないと考えております。

また、地域だけに任せておくのではなく、どのような場所に学校を設置いたしましても、市長部局といたしましては、教育委員会に協力をし、各学校の防犯体制構築に向けて支援をしてまいりたいと考えております。

このような取り組みの中で、そういう事故等があった場合、行政の中に瑕疵があるということについては、我々としては保障もしていかなきゃいかんことも起こり得るのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 今、市長が申された

ように、確かに田ノ浦も和田も、学校の、高台に建っております。

しかし、宿毛の街の中で、時々不審者騒ぎが学校のところで起きております。

確かに右を見ても左を見ても、皆、おはようございますと言ってわかる人たちがおるとこやったら、それは全然関係がないと思いますが、街の中には、いろんなどこから来てます。それで、全然、顔を知らない人もたくさんおります。

そういうようなのと、また田ノ浦、和田なんかのように、毎朝顔を会わしている人と、そういうようなのは、全然また違うと思います。

都会で犯罪がよく起きるといのは、顔見知りの人で、例えば市長の家族らも皆知っているとかがやったら、全然また違う状態にあります。

だけど、市長でも誰でもわからんというような場合と、完全にあそこはどこそこの人というようなのと、それはもう頭から違ってくると、私はそのように思っております。

だから、防犯とか、そういうような面で、できる限り、今の場所なら皆さんが見守ってくれと、そういうように私は感じております。そして、いつでも交通安全のときになったら、何十人も人が立ってくれます。そして、また学校の前で、おはよう、おはよう言うて、そういうような教育もしてくれれます。

それが、全然人家のないところに行くと、どういうふうになるのかなと、それも私は心配です。それでも、学校の門のところへは立ってくれるかもしれませんが、やはり今の場所やったら、近くの人がずっと協力してくれるということも、念頭に置いていてください。

もう一度お答えをお願いします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

仮定にという話の中で、るる議論をしている

わけでございますけれども、そういう方向に進んだ場合には、十分、さまざま、今、濱田議員言われましたようなことも考えながら、防犯体制はとる方向に進めなければいけないと、このように考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） まだ3月になっておりませんので、このあたりで終えらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（中平富宏君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時38分 休憩

-----

午後 1時48分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、一般質問を行いたいと思います。

本年最後の質問者になるというふうに思います。行く年来る年ではありませんが、ことしはことしのうちに、しっかりと答えを出していただきたいというふうに思います。

まず、通告のとおり、がん検診の結果通知の遅延について、質問をさせていただきます。

この問題につきましては、9月の一般質問において、浅木議員のほうから質問があり、表面化したことでもあります。

時系列を整理する意味でも、また間違った質問にならないように、再認識する意味でも、事のでんまつを整理したいというふうに思いますので、市長には、まずこの遅延問題は、いつ、誰から報告を受けたのか。その後、どのような措置をとったのかについて、お聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 11番、寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

遅延の報告につきましては、大腸がん検診が平成24年1月27日、前立腺がん検診は、平成24年7月3日であります。保健介護課長から報告をいただきました。

以上でございます。

その後の対応ということでございますけれども、まず、ちょっと整理できてないんですけれども、まず、市民に対する報告をしなければならぬということで、未発送が発覚した時点で、大腸がんについても、前立腺がんについても、対象となる市民の方々のところへ、早急に謝罪と配付に回っております。

ただ、今回の送付ミスにより、市民の皆様には、大きな不安と行政不信を抱かせたことにつきましては、猛反省しなければならないことであると思っております。

今回のことを教訓にして、全庁体制で再発防止に努めてまいります。

また、がんと判定された7名の方に対しては、今後も引き続き、保健師による訪問活動を実施し、心のケアを行ってまいります。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問いたします。

議会への報告は、9月の途中であったわけですが、この9月議会で浅木議員が質問をしたことにより、先ほど申しましたように、表面化をいたしました。市長は、新聞の報道で何回かこの問題についてもされてますが、重大なことであるというような話はしてありますが、その間には、3月議会もあれば、6月議会もあったということで、そのときにも、一切、このことについて触れられることはありませんでした。

これを考えると、市長の感覚の中に、事の重大性というのがわかってなかったんじゃないか

というふうに思うわけですが、市長は、この問題について、もし9月議会で質問がなければ、いつ、どのような形で市民に対して、また議会に対して、報告をするつもりであったのかについてお聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

議会への報告等についてですが、大腸がん検診の遅延について、公表しなかった理由としては、通知おくれの期間が3週間から2カ月のおくれであり、翌週の1月30日には、25名全員に未通知書類を直接配付し、沖の島の1名には郵送しております。

私は、この日に保健介護課から、報告を具体的に受け、未通知文書の配付だけでは失礼だとして、全対象者に謝罪訪問するよう、指示いたしました。

その後、1月31日と2月1日にかけて、全員のお宅に訪問をし、謝罪と再発防止を約束をいたしました。

今思えば、この時点で議会に報告すべきでございました。まことに申しわけございませんでした。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問いたします。

ただいま、市長のほうから、1月31日、2月1日にかけて、対象者全員に謝罪に回ったという報告がありましたが、これは市長本人が回ったのか、担当課の職員が回ったのかについてお聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

主に保健介護課長と補佐によって、回りました。私も何軒かは、大変なことだという思いの中で、謝罪に回らせていただきました。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 今話を聞きますと、全部じゃないという、市長が回ったのは、一部を回ったということで、これは非常に、回るのであれば、対象者全員に回るべきであって、一部の人間に回ったというのは、ちょっと私には理解ができません。

それは市長の考えですので、今さら、もう一度回り直せという話でもありませんので、これ以上は言いませんが、やはり市民には公平に、公正に対応すべきであるというふうに、私は思います。

次に、新聞等を見ますと、市長のホームページの中に、市長の政策と活動というところにも、市長はこのことについても、何回か書かれているわけですが、その中で見ますと、職員の業務に対する甘さ、日ごろの書類整理の不十分さゆえに、その上に課内でのチェック機能が作用しなかったということが、大きな原因であるというふうな説明というか、をしておりますが、本当にそうなんでしょうか。

実際は、執行権者のもっとしっかりとした、職員に対する指導が必要であったんじゃないかというふうに思うんですが、このことについて、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

当然、執行権者としての責任はあると思います。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 次に、昨日の宮本議員のところでもちょっと出ておりましたが、この問題に関係する担当職員が、ことしの8月の時点で退職をしているというふうに、新聞等でも触れられております。

この担当職員は、ことしの4月の定期異動でほかの部署に異動をしておりますよね。そのこ

とについて、市長は9月の議員協議会の中で、そういうこともあって異動をさせたというふうな趣旨の発言を、私が質問した中でしておりますが、そのことについては、覚えておりますでしょうか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

覚えております。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） そういうことであれば、3月議会に、当然、報告すべきであったし、職員に対する何らかの処分をすべきであったんじゃないかと。

これは、11月9日付の高知新聞に、この通知漏れの記事が出ております。その中で、担当の職員は処分なども受けないまま、8月に辞職をしているというふうな書かれ方をしています。

本人にとっては、当然、もし瑕疵があれば処分を受けるべきであって、それを受けないまま、自分の夢に向かって辞職をしたと思うんですが、この新聞の書かれようによると、関連づけて見る人もいるんじゃないかと。非常に不名誉なことになるんじゃないかというふうに感じるわけですが、市長はそこまで、配置異動するのであれば、当然として、何らかの処遇をすべきであったんじゃないかと思うんですが、市長はこのことについて、どのようにお考えですか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

その3月の、4月からの定期異動にしたということにつきましては、そのような、我々としては当然ながら、執行権者の責任もありますけれども、本人が非常にミスしたという形での捉え方をしておりました。

そのような点で、係も変われば、また新たな形で再出発をしていけるんじゃないかというふうな認識もございまして、担当部署をかえさせ

ていただきました。ということでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 場所が変われば、またそういう新たな気持ちでということもわかるわけですが、結果として、課長訓告、課長補佐を嚴重注意ということで処分をしたわけですから、担当の職員についても、本来、市の職員として在籍していれば、処分をするべきところなんですよね。それをせずに、結局、そのまま辞職をさせてしまったということについては、大きな問題が残ってくるんじゃないかというふうに思うんですよ。

そのことも全て、やはり執行部、執行権者たる市長が、事の重大性を早く気づいて、3月議会のときに、しっかりと報告をし、それに対する対処をしていれば、前立腺がんの通知漏れが7月に発覚するというようなことはなかったんじゃないか。これは、結果的に、今となってはどうしようもないと思うんですが、市民の宿毛市政に対する不信感をますます増大させたんじゃないかというふうに、私は思います。

その点で言えば、市長は、市民に対して、そのことについて、しっかりと謝罪をすべきではないかと思いますが、市長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

行政としての継続性の中で、そういうミスが発覚した時点も含め、あるいは公表等、きちっと皆さんに通知することも、十分でなかった。そういう形では、当然、私の現在の市長にあるわけでした、このことについては、この場をおかりいたしまして、市民の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことに対しては、心から反省をして、陳謝したいと思います。

申しわけございませんでした。そういう観点

で、今後取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 9月議会で私が、ほかのことで謝罪をしたかどうかということでも、昨日の宮本議員の質問にも、謝罪という言葉は一言も聞かれませんでした。

このことについては、本日は通告もしてませんし、言いませんが、やっぱり非があるときには謝罪をすべきではないか。今の市長の心のこもった謝罪をよしとして、次の質問に移ります。

2問目につきましては、宿毛小学校の高台適地調査について、御質問をいたします。

1月も中旬ぐらいには、わかるんじゃないかというような話も聞いておりますが、適地選定調査というのを、今、やっているというふうに思いますが、現在の進捗状況について、どこのあたりまで、今、進んでいるのかなというのは、先ほど、濱田議員も、さも高台に移るので、高台移転をやめるような質問ではあったのですが、どのような進展状況なのかについて、まずお聞きをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛小学校高台移転適地調査に関しましては、9月議会において可決いただいた予算にて、10月17日に、市内コンサルタント業者と契約を締結し、翌日18日から来年の1月5日までの工期となっており、休日を挟んだ翌7日には、業務の成果が提出される予定となっております。

今後につきましては、調査結果の最終報告を踏まえ、現位置での建てかえもあわせて上で、意見調整を行いたいと思います。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 1月7日に最終報告がくるということですので、あと1カ月足らず

ということではありますが、現在、中間報告的なものは、そのことについて全くございませんか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答え申し上げます。

若干、詳しく申し上げますと、現在の進捗状況は、松田川小学校以西から与市明地区までをA地域、国道56号線以西から小深浦地区までをB地域と設定をし、両地域2カ所ずつ、計4カ所の適地候補を選定し、予定面積の確保及び土地所有者の把握、既存道路からのアクセス等、さまざまな条件により厳選をし、移転の適地性が高いA地域1カ所、B地域2カ所の適地調査を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ありがとうございます。

3カ所に絞って、適地調査をされているということですが、これも市長の政策と活動という、宿毛市のホームページの1項目のところに、これは9月の段だと思うんですが、9月定例会というところの中で、読ませていただきますと、「また公約どおり、現在地に建てるべきとの質問についても、議会議決と同様、重く受けとめております。現在地に建てるのであれば、校舎等の建設はどのようになるのか、隣接する民有地の購入は可能なのか等についても、調査をします。」というふうに、市長は書いております。

これは、当然、市長が書かれたものと思うんですが、この調査をしますというのは、どのような調査をするのか、またいつまでにするのか、予算はどうするのか等についてお答えを願いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

寺田議員より、現在地に建てるのであれば、どのような調査を、いつまでにするのかとの御質問をいただきました。

このことに関しましては、9月議会で濱田議員への答弁といたしまして、現在地での建設に関する調査等について、内部的なものも含めて、検討してまいりたいと、答弁させていただきましたことについて、ホームページの、政策と活動の中で掲載させていただいたことをごらんいただいでの質問であると思っております。

しかしながら、このことにつきましては、その後の関係各課との協議の中で、現在、高台調査を実施中であり、その結果を踏まえて判断すべきであるとのことから、具体的に、どのような調査を、いつまでにするかということにつきましては、決定はしておりません。

今後、調査の予定としましては、適地調査の結果を踏まえ、現地での用地確保等の比較ができる資料の作成を、早急に取りかかってまいりたいと考えております。

このことにおける予算的措置が必要とは考えておりません。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ちょっと、今の市長の答弁、私の理解力がないのか、今の資料の作成というのは、現在位置での、建てる資料なのか、高台移転の資料なのかについて、御説明を願いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

高台移転については、委託調査をして、さまざまな調査を、先ほど言いましたような調査をいたしております。これは予算措置をしながらやっております。

現在地の調査につきましては、高台のそのような調査結果が出ました後に、現在地で、その

高台移転することとの比較検討ができる、そういう資料を予算の措置なしに十分できると考えておりますので、これをつくっていききたい、このように考えております。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問いたします。

議会としては、11対2の賛成多数で、特委の高台を選定すべきであるという議決を、新市長に、特委の報告をしたというふうに記憶しているんですが、今の市長の答弁を聞きますと、現在地も、候補地の一つとして、比較対象をするという言われ方をしましたが、議会は市民の意見を聞きながら、高台移転がいいであろうと。

市民の、生徒の安全安心を担保するのは、高台移転のほうがベストであるという選択をしたというふうに思っていますが、市長は、今でも、やはり現在地での校舎建てかえを、比較対象の一つとしてお考えであるというふうな認識でよろしいのでしょうか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

決して、現在地でもそのような調査をするのが、ここに建てようとする市長の考えということではございません。

やはり、高台に移転するにしても、その高台に移転する有利性、合理性、そのようなものを、現在地で建てる場合と、さまざまな形で比較検討できる、そういう、逆に言えば、根拠になる資料にもなるかというふうに思っております。決して、どちらを優先でとかいうことではございません。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ちょっと、私には理解ができませんが、次というか、このことについて、質問を続行させていただきます。

市内に、現在、高台3カ所を選定してという

ふうにご答弁をいただきました。

その中で、市長は、このマップは御存じですよ。これは、高知県が出しております高知県土砂災害危険箇所マップというマップであります。これは、市長が松田川小学校に校舎を、宿毛中学校の建てかえということをお断りするために使った資料なんですよ。

これは、市長は、私が3月議会の質問のところで、このマップは提示しませんでした。土砂災害危険地域であると、松田小学校は、ここには、そういう危険性のあるところには、公共物は建てないんだというお断りをいたしました。

その中で、私は、これから公共物の新築問題が出たときに、問題になりますよと、あえて言わせていただきました。

まさに、この宿毛市の市街地の背後地というのは、危険地域だらけなんですよ。これを、やはり市長としては、この3月議会等で言った土砂災害危険地域には、公共物は建てないんだということは、一回取り下げたらどうかというふうに思うんですが、市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

私としては、新たな公共施設の建設場所としては、土砂災害警戒区域に指定された地域を選定することは、望ましくない、このように考えておりました。

しかしながら、土砂災害警戒区域につきましては、どのような対策をとっても、基準となる地形であれば、指定されるものであり、新たな造成を行う場合は、県知事への開発行為の許可が必要になります。

この許可については、安全面の制約もあり、現地測量等により、土石流対策や、急傾斜対策などの防災対策を行うことで、公共施設の建設も可能ではないかと、現状では考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問いたします。

この、今言いました防災対策ですよ。これは、危険地域に指定されてなければ、対策ができないんじゃないですか、公費で。市単独で工事をするのであれば、できるかもしれませんが、県の砂防危険地域に、土砂災害危険地域に指定されてなければ、砂防ダム等の工事はできないんじゃないですか。お聞きいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしました防災対策ということでございますけれども、これは、開発をするということの中に、当然のことながら、安全面の制約等、そういう形の中で、この対応がなされるものだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 私が質問したのは、砂防ダム等を工事する場合に、指定地域になってなければ、できないんじゃないですかということをお聞きしたので、開発する場合の話をお聞きしたわけじゃないんですよ。

その部分について、もう一度、お断りいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 断りいたします。

確かに、先ほどの指定された以外のところでは、国や県の事業としては、できないと。補助事業としては。

ところが、市単独でやるならば、これはそういう形では可能だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） だから、だからですよ、市長。このマップを見たときに、宿毛市の

市街地の背後地、山、出ている谷、ほとんどが土砂災害危険地域に指定されているわけですよ。

そこへ、学校等を造成するのに、市単独の市費だけで造成するのであればいいですよ。国、県の予算をとって開発するんでしょう。そうすれば、市単独、単費ですか。

それも後で答弁願いたいと思いますが、造成して、学校を建てていく、公共物を建てていく。市単独の予算だけですればいいですけども、そういうところに対して、公共物を建てるのであれば、まずはそういう土砂災害危険地域に公共物を建てないということを、一回は取り下げたらどうですかという、私の質問に対して、しっかりとした答弁がいただけてないので、しつこくこれを聞いたわけですので、もう一度、お答えを願いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

その選挙中に、私がそのような形で発言をしたということについては、私はそのときには、そういう思いを持っておりました。

ごめんなさい、公約ではございません。具体的に、3月議会当時のこととございました。

その辺の形では申し上げておりましたけれども、その後の、このような形での、土地を造成をするということの中では、国や県の認可が要するという中で、このような防災対策上のことについても、クリアできる、そういう形があるならば、私はこのような危険地域に指定されたとしても、またその地域であっても、私は可能ではないかというふうに思っておりますので、その辺の当初の考えとは、現在、違っていることについては、今、説明を申し上げます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） それを取り下げたらどうですかということなんですよ。

取り下げますって、はっきり言うたらええじ

ゃないですか。いつまでもそういう、何か真綿で包んだようなとか、のらりくらりというか、はっきりとした物事を言わないから、いろいろなところに問題が起きてくるんじゃないかと、私は思うんです。

だから、今回は、私は、市長になった当時はそう思ってたけども、いろいろ、市長を1年間やる中で、間違ってた。非は非として認めたら、それから先、進みやすくなるというふうなことを思って、私は、どちらかと言えば、誘い水をしているというふうに思っているんですが、もう一度、市長、お答えを願いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 当初のそのような考え方が、具体的に造成をしていく過程の中で、クリアされるという形の内容を確認いたしましたので、私としては、3月の議会で思ってたこの考え方については、完全なことではなくて、間違いも中にはあったというふうに思いますので、そのことについては、おことわりをさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 市長なりのおことわりであったというふうに思います。

これは、市長の、今議会でも何人かが、これをもとにしながら聞いたんじゃないかというふうに思いながら、私もちょっと読ませていただいていたんですが、市長の、これは立候補のときのパンフレットの写しなんですけど、この中に、イの一番に書いているのが、市民の目線に対する公平公正な行政ということで、市民にわかりやすく説明をしていくというふうに書いておりますね。

これは、市民誰もが、やってくれるのかなというふうに期待をしていたというふうに思うんですが、この約1年近く、ことしの12月26



日で1年になるんですかね。もうちょっと先。

冒頭に申しましたように、ことしの1年を総括して、市長は、この1年間の市長としての職務に対して、どれだけの点数がつけられるのかなというのが、私、非常に期待をしているんですが、市長はこの1年間、自分に点数をつけられるとすれば、何点ぐらいの点がつくのかなというのを、ぜひ御答弁を願いたいというふうに思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 寺田議員から、何点かということでございますけれども、私もまだ、さまざまな事業が経過中のところもありますので、1年というよりは、私は1年たった3月議会、この辺では、私は自分のきちとした判断。

例えば、点数ということについても、答えられるような、そういう形で対応させていただきたいと思います。

今の時点では、非常に経過中のこともありますし、この場所で何点というのは、遠慮させていただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 現在はまだつけられない。3月までに、自分で自分に点数がつけられるように、頑張っていきたいというふうな決意をいただきましたので、と同時に、3月におまえ、もう一回聞けということのようですので、3月までに私も聞けるように、一生懸命勉強して、市長に対して質問をしていきたいというふうに思います。

市長への質問は、これで終わりたいと思います。

次に、教育情勢について、お聞きをしたいというふうに思います。

昨日から、何名かの方が、教育委員会に対しても質問をしました。私は、そんな込み入った

ことを、まだ聞くつもりがなかったので、大ざっぱな質問になるかもしれませんが、立田教育長には、本当に大変な時期に教育長を受けていただいたというふうに思っております。

大変ではあるでしょうが、頑張ってくださいたいというふうに、エールを送りたいと思います。これから4年間、3年間ですかね、約。3年間の任期しかないというふうには思いますが、その間に、どのような教育委員会をつくっていくかという部分を、抱負をお聞きしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 11番、寺田議員の質問にお答えさせていただきます。

私のこれからの教育長としての抱負についてですが、私といたしましては、宿毛市がこれまで取り組んでまいりました内容を継承しながら、教育活動を進めていきたいと考えております。

現在の学習指導要領におきましては、まず、一つ目に教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、生きる力を育成すること。

二つ目に、基本的、基礎的な地域及び技能の習得と、これらを活用して、課題解決するために、必要な思考力や判断力、表現力、その他の能力を育成すること。

三つ目に、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や、健やかな体を育成していく。以上三つの基本的な考え方に基づいて、いかに社会が変化しようと、みずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断して行動できる、たくましい子供を育成していくことと考えております。

宿毛市の学校教育においても、生きる力の育成を大きな柱の一つとして、基礎、基本を確実に身につけ、みずからの課題を身につけ、見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判

断し、行動し、問題を解決する資質や、能力を育成していきたいと考えております。

また、生きる力の基本となる学力保障、学力向上に向けた取り組みを強化してまいりたいと考えております。

学校は、人を育てるところでありますので、そのために、一人一人の児童生徒に応じた、きめの細かい指導を行うための支援や、教職員の資質の向上のために、研修の充実をしたり、保護者や地域の理解と協力をいただく中で、学校経営を行うことと、学校、保護者、それから地域、行政が同じ方向に向かって、ともに協力して取り組んでいけるよう、努めてまいりたいと考えております。

学校再編につきましては、一人一人の子供たちが持っている能力を、最大限に伸ばすことのできる教育環境を整備するため、学校の適正配置に取り組んでまいりたいと考えております。

生涯学習につきましては、近年、厳しい経済情勢や、市民の価値観やライフスタイルが変化しておりまして、多様な学習機会の充実が求められて、生きがいと潤いのある人生を過ごすために、いつでも、どこでも、自発的に学習ができる学習機会を充実するとともに、地域の教育力の向上を図り、一人一人の人権が尊重され、子供たちが健やかに育つ、豊かで文化的な地域社会づくりに取り組みたいと考えております。

いずれにしましても、教育は人格を育む非常に長い営みを必要としますので、教育の中心線を外さないと、そういう思いで教育活動に向かっていきたいと思っておりますし、職務を遂行したいと思っております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） ありがとうございます。

学校現場、また育成センターの所長として、

これまで積み上げられてこられた経歴を十分に生かして、宿毛市の教育現場が今以上によくなるように、頑張っていただきたいというふうに思います。

続きまして、教育委員長に質問をさせていただきたいと思いますが。

私は、不勉強で、議員として13年余り、この場にも立たせていただきましたが、教育委員長の任期が1年であるというのは、ほんこの前まで知りませんでした。

ただ、その委員長の重責を4期、4年間務め上げられた松田委員長が、この12月末の任期をもって、教育委員には残られるようですが、教育委員長としての職務は離れるということでもありますので、できれば、この4年間を通した現在のお気持ちと、新しい教育委員会に対する思いがあれば、一言お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（中平富宏君） 教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（松田典夫君） 教育委員会委員長、11番、寺田議員の一般質問にお答えいたします。

教育委員が3名交代した新しい教育委員会に対し、申し送ることはないですかという御質問ですが、私は、平成20年12月24日から教育委員長に互選をいただき、本年12月23日をもって、4期目の任期満了に伴い、4年間務めさせていただきました委員長職を、増田委員と交代させていただくことになりました。

この4年間の教育委員会運営につきまして、私なりに努力をしてきたつもりであります。

教育委員会の運営がスムーズにできたかと言いますと、各教育委員さんに大変御迷惑をかけた点多かったと思います。

各教育委員さんの意見をよく聞き、また教育委員同士が、さまざまな意見交換ができるような、教育委員会の運営ができたのではないかと、

私は思っております。

これからの教育委員会に対してですが、これまでのように、教育委員としての活発な意見交換が行われ、よりよい教育委員会運営が行われるよう、期待もいたしておりますし、微力ではありますが、これまでの委員長職の経験を生かしながら、今度は、一教育委員として、教育委員会に携わせていただきたいと思います。

どうも、皆さんお世話になりました。ありがとうございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 教育委員長、ありがとうございます。

教育とは、本当に息の長い活動であるというふうに思いますので、新しい体制の中でも、宿毛市の教育がよりよいものになるように期待をいたします。これで私の一般質問を終わります。

○議長（中平富宏君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時39分 散会

平成24年  
第4回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第10日（平成24年12月12日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第21号まで

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第21号まで

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高 倉 真 弓 君	2番 山 上 庄 一 君
3番 山 戸 寛 君	4番 今 城 誠 司 君
5番 岡 崎 利 久 君	6番 野々下 昌 文 君
7番 松 浦 英 夫 君	8番 浅 木 敏 君
9番 中 平 富 宏 君	10番 浦 尻 和 伸 君
11番 寺 田 公 一 君	12番 宮 本 有 二 君
13番 濱 田 陸 紀 君	14番 西 郷 典 生 君

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 岩 本 昌 彦 君  
次長兼調査係長 朝比奈 淳 司 君  
議事係長 柏 木 景 太 君

----- . . . ----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長 沖 本 年 男 君  
副 市 長 安 澤 伸 一 君  
企 画 課 長 出 口 君 男 君  
総 務 課 長 山 下 哲 郎 君  
市 民 課 長 河 原 敏 郎 君  
税 務 課 長 佐 藤 恵 介 君  
会計管理者兼  
会 計 課 長 弘 瀬 徳 宏 君

保健介護課長	村 中	純 君
環 境 課 長	岩 本	克 記 君
人権推進課長	岩 田	明 仁 君
産業振興課長	三 本	義 男 君
商工観光課長	松 岡	博 之 君
建 設 課 長	岡 崎	匡 介 君
福祉事務所長	滝 本	節 君
水 道 課 長	川 島	義 之 君
教 育 長	立 田	壽 行 君
教育委員会 委員 長	松 田	典 夫 君
教育次長兼 学校教育課長	沢 田	清 隆 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長	金 増	信 幸 君
学 校 給 食 センター所長	野 口	節 子 君
千寿園長補佐	山 岡	敏 樹 君
農業委員会 事 務 局 長	児 島	厚 臣 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時30分 開議

○議長（中平富宏君） 本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第21号まで」の21議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） 皆様、おはようございます。1番、高倉でございます。通告によります議案質疑をいたします。

議案第3号別冊、平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

まず、15ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、15節工事請負費1億2,000万円についてであります。

津波対策推進事業工事費（緊急防災・減災事業）とございますが、市民の関心も高いことにて、事業内容についての御説明をお願いいたします。

続きまして、18ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費、15節工事請負費473万6,000円、並びに18節備品購入費300万円について、お尋ねをいたします。

15節体育館バリアフリー緊急整備事業とは、旧楠山小学校跡山里の家改修とありますが、もう少し詳しくお教え願います。

また、18節備品購入とは、三つの福祉法人に対し、どのような内容のものを備蓄されるのか、また事業実施による効果はいかにか、具体的にお示しいただきたい。

続きまして、23ページ、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金について、お尋ねいたします。

宿毛市集落営農拠点ビジネス支援事業補助金1,035万1,000円と、当初予算80万7,000円に対し、大幅な増額予算になっておりますが、その理由、事業内容について御説明をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 総務課長、高倉議員の質疑にお答えいたします。

議案第3号別冊、平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、15ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、15節工事請負費1億2,000万円について、御説明いたします。

この津波避難対策推進事業工事費は、緊急防災・減災事業を活用して、二つの事業を行うものです。

一つは、福祉センター北側駐車場に津波避難階段を設置するもので、2,000人が避難できる避難ビルとして活用するため、7,000万円を予定しております。

残りの5,000万円は、沿岸部など市内浸水区域50カ所の避難所に1カ所100万円で備蓄倉庫を設置しようとするものでございます。

以上です。

○議長（中平富宏君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（滝本 節君） おはようございます。福祉事務所長、1番、高倉議員の質疑にお答えします。

議案第3号別冊、平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、18ページ、歳出の第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費、15節工事請負費に係る体育館等バリアフリー緊急整備事業工事費473万6,000円の増額補正につきましての御質問をいただきましたので、事業目的、事業個所、事業内容等につきまして、御説明をさせていただきます。

本補正予算につきましては、障害者基本法第3条に規定されている地域社会における共生等及び第25条の文化的諸条件の整備等の趣旨を踏まえ、体育館等のバリアフリー化を促進し、障害者が障害者スポーツ競技等に参加する場を整備し、障害者の社会参加を推進することを目的として、楠山の山里の家の建物の改修を行おうとするものであります。

山里の家につきましては、ひかり共同作業所や、みちくさクラブ、幡多希望の家、若草の会等の方々が、遠足等で利用しておりますが、身体障害者用のトイレがなく、また、車椅子での乗り入れが困難な状況にあるため、今後とも障害者等が社会参加のため、幅広く利用できるよう、建物の改修を行おうとするものであります。

具体的な改修案といたしましては、トイレに身体障害者用トイレを1基新設するとともに、健常者用の和式トイレ、男女1基ずつを洋式に改修する。

屋外から施設内に車椅子で移動できるよう、既存のスロープを車椅子が通ることができるように幅を広げる。

スロープの幅を広げることによって、既設のランドリースペースが邪魔になるようなことから、ランドリースペースを別の部屋に移設する等の事業を予定しております。

歳入予算につきましては、12ページの第14款県支出金、第2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金として、地域生活支援基盤強化事業費補助金の中から340万7,000円を予定しております。

本事業につきましては、県の100%補助事業であります。ランドリースペースの移設等に伴う事業費15万円と、既設の健常者用男女1基ずつのトイレ、温水洗浄器付の便座に改修する予定ですが、その改修費100万円等諸経費を含む132万9,000円につきましては、

障害者用の事業とは異なるため、本事業の補助対象外となり、一般財源からの支出を予定しております。

続きまして、同じく第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費、18節の備品購入に係る福祉避難所指定促進等事業備品購入費300万円の増額補正につきましては、御説明をさせていただきます。

本補正予算につきましては、南海地震等の災害発生時において、避難所で生活する場合、特別な配慮を要する高齢者や障害者等を受け入れるため、市が指定した社会福祉法人等が運営する福祉施設において、災害時要援護者の避難生活に必要な災害物資を購入し、各施設へ備蓄しようとするものであります。

今回、市が福祉避難所として指定し、協定書を結ぼうとしている社会福祉法人は、高知西南福祉協会、幡多福祉会、愛生福祉会の三つの法人を予定しております。

福祉避難所として機能するために、必要な物資及び機材としましては、介護用品、衛生用品、飲料水、食料、衣類、医薬品、車椅子等となっており、今後必要な物資等の配備につきましては、各施設と協議してまいりたいと考えております。

なお、補助基準額としまして、1施設当たり100万円以内となっております。今回、三つの法人に対しまして、それぞれ100万円ずつの計300万円の増額補正予算を計上させていただきます。

歳入予算につきましては、12ページの第14款県支出金、第2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金といたしまして、福祉避難所指定促進事業等補助金の150万円を予定しております。

以上であります。

○議長（中平富宏君） 産業振興課長。

○産業振興課長(三本義男君) 産業振興課長、1番、高倉議員の質疑にお答えします。

議案第3号別冊、平成24年度宿毛市一般会計補正予算(第6号)、23ページ、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金の宿毛市集落営農拠点ビジネス支援事業費補助金1,035万1,000円の事業内容について、御説明いたします。

本事業は、中角地区において、集落営農組織である中角稲作協業組合が、コンバイン、あぜぬり機、動力噴霧器、乾燥機、もみすり機、色彩選別機、精米機など、農業用機器購入について補助するもので、事業費としましては、機器購入費として1,553万3,000円を予定しております。

この中角稲作協業組合は、昭和46年に稲作農業を地域全体で担っていくこととして設立されていますが、さらに集落の農地を守り、農業生産を安定して継続していくため、地域全体で農事組合法人を来年1月に設立する予定としております。

法人設立後は、あぜぬりから乾燥、もみすりまで、幅広い農作業を受託し、将来において、高齢農業者の増加や後継者不足となった場合においても、地域の農業を継続することができるようにするために実施するもので、本事業により、地域での農業生産の継続が見込まれます。

このような法人化を支援するため、通常集落、営農組織における補助率は、県2分の1、事業主体2分の1の補助率でございますが、今回、県と市で3分の2、残り3分の1が事業主体の負担という高率の補助事業となっております。

中角地区の法人設立後は、市としましても、中角地区をモデルとして、各他区での集落営農の推進を図ってまいりたいと考えております。

この補助事業の歳入としましては、12ペー

ジ、第14款県支出金、第2項県補助金、5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金として、事務費分と合わせまして947万4,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長(中平富宏君) 1番高倉真弓君。

○1番(高倉真弓君) 御丁寧な御説明ありがとうございます。

一つ、再質疑させてください。

総務費の1億2,000万の中の5,000万の分ですね。備蓄倉庫というふうにお聞きしましたが、ちらっと、港のほうとかいうふうに聞きましたが、聞き間違いでしょうか。もう場所は特定されて、それとも、そうでない部分にも全部ということでしょうか。

○議長(中平富宏君) 総務課長。

○総務課長(山下哲郎君) 総務課長、高倉議員の再質疑にお答えをいたします。

場所は、沿岸部を中心とした浸水区域50カ所ということでございます。

以上です。

○議長(中平富宏君) 1番高倉真弓君。

○1番(高倉真弓君) ありがとうございます。よくわかりました。

どの課におかれましても、若干、持ち出しあろうとも、それを上回る大きな効果、市民の安心安全を考慮されていて、大変うれしく思います。

本日の高新でもありましたように、宿毛市の新しい、こういう記事が載っておりました。

防災は、どの会合におきましても、喫緊の課題でありまして、担当の方が防災、いろんな会に出られましても、あなたが頼りやけんというふうには、直接、声をかけられているのを見まして、本当に大変なことだと思いますが、ぜひとも安心安全のために、よろしく願いをしたい



と思います。

また、農業に携わる者といたしましては、大変に心強い味方を得たと思ひまして、安心いたします。今後ともよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

山里の家などに例をとりましては、市内どころか県外でも御利用が見られると存じますので、また満室の場合には、第2の避難福祉所、とりわけコンプライアンスの中でも重要な機微情報に対する施設の一端を担えると感じました。高齢者並びに弱い方に対しての環境、優しい環境は、当然のことながら健常者の人にも優しい施設であると感じました。

おおいにうれしい内容の御返事をいただきましたので、期待いたしております。どうぞ今後ともよろしくお願ひいたします。

質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番、通告に従ひまして、質疑を行います。

私が質疑を行いますのは、議案第3号別冊、平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）と、議案第6号別冊、平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）についてであります。

初めに、平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、ページ15ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、6目財産管理費、15節工事請負費、旧千寿園跡地境界壁設置工事費として49万9,000円が計上されておりますが、その内容について、詳しくお伺いをいたしたいと思ひます。

次に、ページ18ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費、20節扶助費、更生医療費扶助1,700万円と、障害介護給付等扶助6,600万円が計上されておりますが、提案理由の中で、障害者サービス対

象者等の増加に伴い、との内容でございましたが、具体的にどのようなことが増加した理由なのかをお伺いをいたしたいと思ひます。

次に、ページ21ページ、第4款衛生費、第3項清掃費、1目塵芥処理費、13節委託料、宿毛市清掃公社委託料90万円が計上されておりますが、詳しい内容について、お伺いをいたしたいと思ひます。

次に、ページ24ページ、第8款土木費、第4目都市計画費、1目都市計画総務費、13節委託料。都市計画道路交通量調査費390万円が計上されておりますが、これも提案理由の中で、都市計画区域の見直しなどを行う事前調査としてとの内容でございましたが、この新規事業等調査票にもございますけれども、もう少し詳しく事業の目的と効果について、お伺いをいたしたいと思ひます。

次に、議案第6号別冊、平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）について、ページ7ページ、第2款サービス事業費、第1項施設介護サービス事業費、1目施設介護サービス事業費、18節備品購入費。備品購入費として、174万3,000円が計上されておりますが、この備品の品目並びに事業の目的、効果等がありましたら、お伺いをいたしたいと思ひます。

以上です。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 総務課長、岡崎議員の質疑にお答えいたします。

議案第3号別冊、平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、15ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、6目財産管理費、15節工事請負費49万9,000円について御説明いたします。

旧千寿園跡地でちり焼き場として使用していた土地611平方メートルがあり、現在、普通

財産として管理していますが、この境界にある金網のフェンスが老朽化し、ばらけて隣地の田んぼに入って、耕作者に大変御迷惑をかけている状況になっております。

このため、これを撤去して、30センチの境界壁に変更し、延長36メートルを施工することで御迷惑がかからないようにしようとするものでございます。

以上です。

○議長（中平富宏君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（滝本 節君） 福祉事務所長、5番、岡崎議員の質疑にお答えします。

議案第3号別冊、平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、18ページ、歳出の第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費、20節の扶助費に係る更生医療費扶助1,700万円と、障害介護給付費等扶助6,600万円の計8,300万の増額補正につきまして、御説明させていただきます。

更生医療費扶助に係る1,700万円の増額補正予算につきましては、生活保護の受給者等に係る人工透析等の医療につきまして、国の通達により平成19年3月診療分より、全額更生医療において給付することになったことに伴い、医療保険が適用されない生活保護世帯への支給額約1,708万円を含む3月から8月までの更生医療の支給実績額が約2,283万円と、当初の見込みを上回っており、9月から2月についても、約2,208万円を支出する見込みとなっているため、当初予算額の2,760万円から、8月までの実績額と、今後の実績見込み額の合計4,491万円を差し引きしますと、約1,700万円の不足額が見込まれることから、今回、この1,700万円につきまして、増額補正をしようとするものであります。

続きまして、障害介護給付費等扶助に係る6,600万円の増額補正予算につきまして、御説

明させていただきます。

平成18年4月1日から導入されました障害者自立支援法の施行に伴い、旧体系施設が新体系事業へ移行し、日中活動系サービスの利用者が増加したため及び施設入所者が増加したため、増額補正を計上しようとするものであります。

主な理由としまして、日中活動系サービスの生活介護サービスの利用者を、当初、34人と見込んでおりましたが、今年度の実績見込みで77人と大幅に増加が見込まれるため、予算不足が生じ、増額補正をしようとするものであります。

当初予算額3億9,333万6,000円に対しまして、実績の見込み額が4億6,033万4,000円を見込んでいることから、不足見込み額の相当額としまして6,600万円を増額補正しようとするものであります。よろしくお願いします。

○議長（中平富宏君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） おはようございます。環境課長、5番、岡崎議員の質疑にお答えいたします。

議案第3号別冊、平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、ページ21ページ、第4款衛生費、第3項清掃費、1目塵芥処理費、13節委託料、宿毛市清掃公社委託料90万円の詳しい内容についての御質問でございますが、皆さんも御存じのように、一部の地域を除きまして、一般家庭ごみの収集は清掃公社へ委託をして行っております。

その宿毛市清掃公社の収集運搬受託事業において、本来なら補正をしなくても業務を行ってきておりましたが、近年、スチール缶、そしてアルミ缶の空き缶売却収益が中国の需要の減の影響を受けまして、昨年度より約100万程度収益が減になる見込みとなりました。

また、市民に欠かすことのできないごみ収集

車、パッカー車の老朽化に伴うクラッチホールの修繕費等、さらには収集車の燃料費に不足が生じることから、業務に支障を来す恐れがありますので、今回、塵芥処理費の13節委託料に90万円を計上いたしまして、市民生活に支障を来さないように補正しようとするものです。

よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 建設課長。

○建設課長（岡崎匡介君） 建設課長、岡崎議員の質疑にお答えをいたします。

議案第3号別冊、平成24年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、ページ24ページ、第8款土木費、第4項都市計画費、1目都市計画総務費、13節委託料、都市計画道路交通量調査費390万円についての御質問でございます。

宿毛市の都市計画道路は、19路線ございますが、その中には、長期に事業化されてない路線がございます。

都市計画道路は、法的な規制が高く、個人の権利が制限されるものであることから、今回、都市計画道路に係る交差点、26地点を選定いたしまして、交通量調査を行い、都市計画道路の見直しも含めた検討資料とするために調査を実施するものでございます。

以上です。

○議長（中平富宏君） 千寿園長補佐。

○千寿園長補佐（山岡敏樹君） おはようございます。千寿園長補佐、5番、岡崎議員の質疑にお答えします。

議案第6号別冊、平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）の7ページ、3歳出、第2款サービス事業費、第1項施設介護サービス事業費、1目施設介護サービス事業費、18節備品購入費174万3,000円について、説明します。

これは、計画停電が実施される状況となっても、施設入所者の生命の危険や身体の安全を確

保するために、施設入所者の生命維持に係る処置に必要な吸引器、酸素吸入装置、エアマットを稼働させるための自家発電機を2ユニットに1台の割合で4台、1階と2階の医務室に各1台の合計6台を整備するものです。

歳入としましては、6ページに歳入、第6款県支出金、1目県補助金、1節県補助金、高知県地域支え合い体制づくり事業費補助金87万1,000円を計上しております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 詳しい説明、ありがとうございました。

それでは、一つだけ、1点だけ再質疑をいたしたいと思います。

旧千寿園跡地境界壁設置工事費49万9,000円についてでございますが、たしかこの旧千寿園跡というのは、平成18年の12月ごろに売却されて、もう6年が経過している状況だと思いますけれども、なぜ今、これをこのように工事費として計上されているのか。売った時点で、例えば、できなかったものなのか。経過して二、三年後にできなかったのか、そういう点、6年経過して、今、しなければならない理由とかあれば、お教え願いたいと思います。

お願いいたします。

○議長（中平富宏君） 総務課長。

○総務課長（山下哲郎君） 総務課長、岡崎議員の再質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、売却した本体とは別の、ちり焼き場として使っておった別の611平米でございまして、これは普通財産で現在、総務課のほうで管理しておりますのでございます。

売却した大きいほうの土地とは別に、現在、auの電話の柱が立っておりますが、そちらの部分です。

フェンスはもともとありましたけれども、さびて老朽化して、崩れておるので、トラクター等の邪魔になるということなので、今回、フェンスを撤去してコンクリートにかえていくということでございます。

以上です。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） どうもありがとうございました。今ので了解をいたしましたので、以上で質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（中平富宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号及び議案第2号」の2議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号及び議案第2号」の2議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第3号から議案第21号まで」の19議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、12月13日及び12月14日並びに12月17日から12月19日まで休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、12月13日及び12月14日並びに12月17日から12月19日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月13日から12月19日までの7日間は休会し、12月20日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時40分 散会

議案付託表

平成24年第4回定例会

付託委員会	議案番号	件名
<p>予算決算                      常任委員会                      ( 9 件)</p>	<p>議案第 3 号                      議案第 4 号                      議案第 5 号                      議案第 6 号                      議案第 7 号                      議案第 8 号                      議案第 9 号                      議案第 10 号                      議案第 11 号</p>	<p>平成24年度宿毛市一般会計補正予算について                      平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について                      平成24年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について                      平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について                      平成24年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について                      平成24年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について                      平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について                      平成24年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について                      平成24年度宿毛市水道事業会計補正予算について</p>
<p>総務文教                      常任委員会                      ( 7 件)</p>	<p>議案第 12 号                      議案第 13 号                      議案第 14 号                      議案第 15 号                      議案第 16 号                      議案第 17 号                      議案第 20 号</p>	<p>公の施設における暴力団の利用を制限するための関係条例の整備について                      宿毛市暴力団排除条例の一部を改正する条例について                      宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について                      宿毛市財産条例の一部を改正する条例について                      四万十市と宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町及び三原村との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約の廃止について                      幡多広域市町村圏事務組合格約の一部を改正する規約について                      財産の取得について</p>
<p>産業厚生                      常任委員会                      ( 3 件)</p>	<p>議案第 18 号                      議案第 19 号                      議案第 21 号</p>	<p>指定管理者の指定について                      市営土地改良事業の変更について                      市道路線の認定について</p>

平成24年  
第4回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第18日（平成24年12月20日 木曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第21号まで

（議案第1号から議案第2号まで、討論、表決）

（議案第3号から議案第21号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 議案第22号から議案第24号まで

（議案上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決）

議案第22号 宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について

議案第23号 宿毛市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
について

議案第24号 宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則について

第3 陳情第14号

第4 委員会調査について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第21号まで

日程第2 議案第22号から議案第24号まで

日程第3 陳情第14号

日程第4 委員会調査について

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	岩本昌彦君
次長兼調査係長	朝比奈淳司君
議事係長	柏木景太君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	沖本年男君
副市長	安澤伸一君
企画課長	出口君男君
総務課長	山下哲郎君
市民課長	河原敏郎君
税務課長	佐藤恵介君
会計管理者兼 会計課長	弘瀬徳宏君
保健介護課長	村中純君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	岩田明仁君
産業振興課長	三本義男君
商工観光課長	松岡博之君
建設課長	岡崎匡介君
福祉事務所長	滝本節君
水道課長	川島義之君
教育長	立田壽行君
教育次長兼 学校教育課長	沢田清隆君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金増信幸君
学校給食 センター所長	野口節子君
千寿園長	杉本裕二郎君
農業委員会 事務局長	児島厚臣君
選挙管理委員 会事務局長	嵐健君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第21号まで」の21議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第2号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第2号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第2号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第3号から議案第21号まで」の19議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（今城誠司君） 予算決

算常任委員長。

本委員会に付託された議案第3号から議案第11号までの9議案について、審査の概要と結果を報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、12月13日と14日の2日間にわたり審議を行いました。

その後、12月18日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会主査の議案審査結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、委員からは特に異論もなく、本委員会に付託された議案9件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託された9議案についての報告を終わります。

○議長（中平富宏君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました議案第12号から議案第17号までと議案第20号の議案7件についての審査結果を御報告いたします。

議案第12号は、公の施設における暴力団の利用を制限するための関係条例の整備に関する条例についてであります。

本案は、宿毛市暴力団排除条例などに基づき、本市の暴力団排除に向けた取り組みとして、市の管理する各施設について、暴力団の活動などに利用させないこととするため、宿毛市沖の島開発総合センターの設置及び管理に関する条例など、30の条例について利用制限を設けるための条例を制定しようとするものであります。

議案第13号は、宿毛市暴力団排除条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、宿毛市暴力団排除条例の中で、これまでは排除対象者を暴力団及び暴力団員としておりましたが、高知県暴力団排除条例と同様に、



暴力団準構成員も排除対象者としようとするものであります。

議案第14号は、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成23年度に保健介護課で発生したがん検診結果の送付遅延に対し、現在の職員の管理監督の最高責任者である市長を初め副市長の責任を明確にするため、市長の給料を平成25年1月から2月までの2カ月間について、減給10分の1、副市長の給料を平成25年1月から1カ月について、減給10分の1にしようとするものであります。

議案第15号は、宿毛市財産条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、暴力団排除に向けた取り組みとして、暴力団員及び暴力団準構成員に対する公有財産の貸し付けなどを禁止し、暴力団員及び暴力団準構成員が利することがないように、改正しようとするものであります。

議案第16号は、四万十市と宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町及び三原村との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約の廃止についてであります。

本案は、現在、四万十市に委託をしております消費生活相談事務につきまして、平成25年度より、幡多広域市町村圏事務組合で共同処理する事務となりますので、本規約を廃止することについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めます。

議案第17号は、幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約についてであります。

本案は、消費生活相談事務につきまして、幡多広域市町村圏事務組合での共同事務とすることなどの改正について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

ります。

議案第20号は、財産の取得についてであります。

本案は、宿毛市土地開発公社に、宿毛市総合運動公園の目的として、先行取得依頼をしている宿毛市山奈町芳奈字クワンス谷2233ほか104筆、面積10万4,947.73平方メートル、取得予定金額1億7,277万8,741円について、宿毛市土地開発公社保有土地購入事業として、宿毛市土地開発公社理事長との間で仮契約が締結できましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めます。

以上、議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案7件についての御報告を終わります。

○議長（中平富宏君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（浅木 敏君） 産業厚生常任委員長。

本委員会に付託されました議案第18号、議案第19号、議案第21号の3議案の審査結果を御報告いたします。

議案第18号は、指定管理者の指定についてであります。

本案は、平成25年4月1日から平成28年3月31日まで、蛍湖ゴルフパークの指定管理者として、株式会社すくもグリーン企画を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

議案第19号は、市営土地改良事業の変更に ついてであります。

本案は、平成13年度に中山間地域総合整備事業で、圃場整備事業を実施しました橋上地区

楠山換地区及び橋上地区日平換地区につきまして、本年度換地処分の事務作業を行っているところですが、計画面積と現況面積の差異が見つかったため、換地処分の事業区域の見直しが必要なことが判明し、これに伴い、計画面積を1万74,28平方メートル増加し、11万7,171.74平方メートルに変更することについて、土地改良法第96条の3第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第21号は、市道路線の認定についてであります。

本案は、宿毛市平田町戸内字師高瀬屋敷1214番5地先から、同1213番5地先間を新たに市道師高瀬線として認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上3議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも全会一致で、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

**○議長（中平富宏君）** 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（中平富宏君）** 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第3号から議案第21号まで」の19議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（中平富宏君）** 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第3号から議案第21号ま

で」の19議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（中平富宏君）** 全員起立であります。

よって「議案第3号から議案第21号まで」の19議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第22号から議案第24号まで」の3議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

10番浦尻和伸君。

**○10番（浦尻和伸君）** 10番、議案第22号から議案第24号までの3議案について、提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、いずれも地方自治法改正に伴い、関係条例等を改正しようとするものです。

初めに、議案第22号、宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本件につきましては、これまで地方自治法に規定されていた委員会の委員の選任等につきまして、条例で定めるようにするため、条例の一部を改正しようとするものです。

続いて、議案第23号、宿毛市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本件につきましては、政務調査費の名称を政務活動費に改めるとともに、これまでの政務調査に加えて、会派が行う陳情や要請活動等の政務活動に経費を充てることのできるようにすることや、使途の透明性を確保するために、議長に対して収支報告書の調査権限を与えるなど、条例の一部を改正しようとするものです。

最後に、議案第24号、宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則について、御説明いたし

ます。

本件につきましては、公聴会の開催や、参考人の招致を本会議場でも行うことができるよう、規則の一部を改正しようとするものです。

以上、議案第22号から議案第24号までの3議案につきまして、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、議員各位の御賛同を賜りますよう、お願いいたします。

○議長（中平富宏君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第22号から議案第24号まで」の3議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第22号から議案第24号まで」の3議案を一括採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 全員起立であります。

よって「議案第22号から議案第24号ま

で」の3議案は、原案のとおり可決されました。

日程第3「陳情第14号」を議題といたします。

これより、「陳情第14号」について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長。

総務文教委員会に付託された陳情について、審査結果の御報告をいたします。

本委員会に付託された陳情は、陳情第14号、MV22オスプレイの配備撤回と訓練中止を求める意見書の提出についてであります。

本陳情は、宿毛市の山下正寿氏より提出されたものであり、内容といたしましては、地域住民の安全を守るためにMV22オスプレイの配備撤回と飛行訓練中止を要望する陳情であります。

審査の過程で、委員からは、事故発生率を調べてみれば、旧型のヘリコプターのほうが危険だとの話もある。オスプレイは、ヘリモードから飛行モードに変換するときが不安定になるが、飛行モードで飛んでいるときの危険性は低いのではないかと、軍用機の配備を否定すれば、国防はどうなるのかという難しい問題になる、との意見や、実戦配備されたのは最近なので、今後、機体が成熟され、精度を増してくれば、十分、安全を確保できる機種になるのではないかと、との意見が出された一方、安全保障の問題を米軍、政府に対して白紙委任したわけではない。米軍、政府が決めたことだから、決めるについても国民として声を上げていって、よしあしを精査し、チェックすることによって、よりよいものに練り上げていくことが必要だと思う。オスプレイの飛行の問題についても、オスプレイの安全性をより高めさせていくためにも、意見を出すべきだと思うとの意見がありました。

なお、外交や国防に係る問題に対して、地方議会が判断を下すことの困難さについては、委員一同共通した認識でありました。

陳情の趣旨も踏まえ、慎重に審査した結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

○議長（中平富宏君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「陳情第14号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。ただいまから、陳情第14号について討論を行います。

この陳情を審査した総務文教常任委員長から、不採択にしたと報告がありましたが、私は、委員長報告に反対する立場から討論します。

この陳情は、宿毛市民の山下正寿氏が、日本政府にMV22オスプレイ配備撤回と訓練中止を求める意見書の提出を、宿毛市議会に要請してきたものであります。

陳情の内容は、沖縄県を初め、全国で反対運動が高まっている米海兵隊の新型輸送機MV22オスプレイの普天間基地配備の撤回と、日本国民、宿毛市民の命と暮らしを脅かす飛行訓練の中止を求めるものであります。

陳情者は、配備と訓練の中止の理由について、まず、1点目として、このオスプレイは、構造上の欠陥によって今日までに数多くの墜落事故を起こしており、我が国での飛行を認めるならば、この地域住民の上をいつ墜落するかわから

ない、危険きわまりない軍用機であること。

2点目としては、米国本土では危険なため、訓練ができないことになっているオスプレイを、日本ではなぜ訓練を認めるのかと問いかけています。

私の知るところでも、オスプレイは2006年から今日までに58件の事故を起こしており、中でもアリゾナ州では、実用試験中に墜落し、19名の命を奪っています。

今年に入ってから、4月にモロッコで、6月にはフロリダで墜落事故を起こすなど、既に36名が犠牲になっています。

この事故発生率には、これまでのCH46ヘリと比べても、空軍のオスプレイの場合には、6.98倍もの事故を起こしています。

また、この中には、損害額の少ない事故は除外しているため、それも含めるとさらに事故率は高くなります。

オスプレイの事故が多発する原因の主な要因は、機体の構造上の欠陥であります。その第1点は、オートローテーション機能、自動回転装置ともいわれる安全装置がありません。

この安全装置は、エンジンがとまっても揚力によってプロペラが自動的に回転し、安全に着陸できる装置のことであり、日本では航空法でこの装置の設置が義務づけられています。

第2点目としては、オスプレイには両翼にプロペラがついているため、みずから起こす乱気流でバランスを崩すこともあり、また、近くを飛行する他の飛行機から生じる激しい気流の影響で墜落することもあります。

第3点目としては、ヘリモードや固定翼機モードに移行する途中の転換モードで機体が不安定になり、これまでの事故も転換モード時に多発しております。

このように、構造上において危険きわまりないオスプレイを我が国に持ち込み、学校や住宅

密集地の上空まで気ままに飛行している米軍に対し、またそれを容認している日本政府に対して、国民の中から大きな怒りが沸き起こっています。

これまでも、米軍機は沖縄県うるま市の宮森小学校に墜落して、小学生や17名の命を奪い、子供を助けようとした先生を含む210名が負傷する大惨事を引き起こしました。

また、高知県でも早明浦ダム上流への米軍戦闘機墜落事故を初め、伊方原発の近くでも墜落事故を起こすなど、列挙すればきりがありません。

さらに、オスプレイのように、墜落しやすい軍用機の自由な飛行を許すならば、伊方原発への墜落など、とてつもない大事故を発生させ、多数の人々を苦悩のどん底に落とし込むこととなります。

これまでは、米軍訓練空域のオレンジルートから離れている幡多地方は、米軍機墜落事故の危機感に乏しい面がありましたが、いつ墜落するかわからないオスプレイが10月には四万十市上空を通過し、最近では宿毛市上空にも侵入しているという情報があります。

宿毛の市民の命と暮らしを守る議会としても、この危険なオスプレイの配備の撤回と、危険な訓練の中止を政府に求めることは、当然の任務であります。

宿毛市民にオスプレイ墜落による犠牲者が出ない今のうちに、政府に意見書を提出しようではありませんか。

市民の命と暮らしを守るため、私は、議場におられる宿毛市議会議員の皆さんに、ぜひともこの陳情を採択することに、今一度、心から賛同を求め、討論を終わります。

**○議長（中平富宏君）** 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（中平富宏君）** ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第14号」を採決いたします。

本件については、「審査報告書」のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（中平富宏君）** 起立多数であります。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

日程第4「委員会調査について」を議題いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**○議長（中平富宏君）** 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶がありますので、発言を許します。

市長。

**○市長（沖本年男君）** 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る12月3日に開会しました今期定例会は、本日までの18日間、議員の皆様方におかれましては、連日熱心に御審議をいただき、提案申し上げます21議案につきまして、それぞれ原案のとおり御決定をいただきまして、まこと

にありがとうございました。

今議会はもとよりでございますが、この1年間、一般質問や委員会審議等を通じましてお寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後さらに検討をいたしながら、これからの市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

ことしも残りわずかとなりましたが、議員の皆様におかれましては、どうか健康に御留意されまして、すばらしい新年を迎えられますよう御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（中平富宏君） 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、平成24年第4回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前10時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 中平富宏

副議長 野々下昌文

議員 宮本有二

議員 濱田陸紀

平成24年12月18日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

予算決算常任委員長 今 城 誠 司

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第 3号	平成24年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 4号	平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 5号	平成24年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 6号	平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 7号	平成24年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 8号	平成24年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 9号	平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第10号	平成24年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第11号	平成24年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適 当



平成24年12月13日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 岡 崎 利 久

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第12号	公の施設における暴力団の利用を制限するための関係条例の整備について	原案可決	適当
議案第13号	宿毛市暴力団排除条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第14号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第15号	宿毛市財産条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第16号	四万十市と宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町及び三原村との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約の廃止について	原案可決	適当
議案第17号	幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について	原案可決	適当
議案第20号	財産の取得について	原案可決	適当

平成24年12月14日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

産業厚生常任委員長 浅 木 敏

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第18号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第19号	市営土地改良事業の変更について	原案可決	適当
議案第21号	市道路線の認定について	原案可決	適当

平成24年12月13日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 岡 崎 利 久

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第14号	MV22オスプレイの配備撤回と訓練中止を求める意見書の提出について	不採択	不適當

平成24年12月13日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 岡 崎 利 久

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件   (1) 総合計画の策定状況について
- (2) 行政機構の状況について
- (3) 財政の運営状況について
- (4) 公有財産の管理状況について
- (5) 市税等の徴収体制について
- (6) 地域防災計画について
- (7) 教育問題について
- 2 理 由   議案審査の参考とするため

平成24年12月14日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

産業厚生常任委員長 浅 木 敏

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 農林水産業の振興対策状況について
  - (2) 商工業の活性化対策状況について
  - (3) 観光産業の振興対策状況について
  - (4) 市道の管理状況について
  - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
  - (6) 下水道事業の運営管理状況について
  - (7) 保育施設の管理状況について
  - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成24年12月18日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

議会運営委員長 浦 尻 和 伸

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件   (1) 議会の運営に関する事項  
          (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項  
          (3) 議長の諮問に関する事項  
          (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由   議会運営を効率的かつ円滑に行うため

一 般 質 問 通 告 表

平成24年第4回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	7番 松浦英夫君	1 水道行政について（市長） （1）水道料金体系について （2）取水施設管理棟の津波対策について （3）配水池タンクの耐震化について
2	4番 今城誠司君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）20年・30年後の宿毛市のビジョン策定について （2）宿毛市振興計画について （3）業務継続計画について（市役所業務・消防業務） 2 教育行政について（教育長） （1）学校再編計画について （2）学校耐震化について
3	8番 浅木 敏君	1 森林整備と林産業の振興について（市長） （1）宿毛市有林の整備状況と今後の経営方針について （2）民有林の整備を進める対策について （3）多面的機能がより発揮できる森林経営について （4）林産業の振興策について 2 学校教育における人権擁護について（教育長） （1）人権を尊重する学校教育について （2）体罰に頼らない教育について （3）「いじめ」のない学校教育について （4）「子どもの命を守る」学校管理について
4	12番 宮本有二君	1 職員採用試験問題への対応について（市長） （1）調査内容について （2）関係者への謝罪について （3）試験制度の改正について 2 防災対策の状況について（市長） （1）避難道、避難場所の確保について （2）今後の学校耐震について 3 職員の管理体制の整備について（市長） 4 産業振興策の現状について（市長） （1）専門的人材の配置について （2）中心市街地活性化計画の現状について （3）産業祭プロジェクトチームの活動状況について 5 市有駐車場の夜間開放について（市長） 6 住居表示の見直しについて（市長） 7 入札制度の改正について（市長）

5	3番 山戸 寛君	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成24年度新規事業の進捗状況について（市長）</li> <li>2 特別養護老人ホーム「千寿園」の運営に関する問題点（経費、医療、組織経営）について（市長）</li> </ul>
6	2番 山上庄一君	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 老朽空き家対策について（市長） <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）空き家の適正管理に関する条例の策定等</li> </ul> </li> <li>2 狹隘道路の拡幅について（市長） <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）建築基準法の法第42条第2項の扱いについて</li> <li>（2）建築行政（特定行政庁）について</li> </ul> </li> <li>3 大島橋の耐震補強について（市長）</li> </ul>
7	13番 濱田陸紀君	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 宿毛小学校の耐震・改築と地域の防災対策について（市長） <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）「高知県南海地震アドバイザー会議」の議論への認識と対応について</li> <li>（2）宿毛小学校施設の地震、津波など防災対策について</li> <li>（3）学校建築場所に対する認識について（亶理町の事例をどのように考えるか）</li> <li>（4）学校施設周辺の防犯環境について</li> </ul> </li> </ul>
8	11番 寺田公一君	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 がん検診の結果通知の遅延について（市長）</li> <li>2 宿毛小学校の高台適地調査について（市長）</li> <li>3 教育委員会の新体制について（教育委員長、教育長）</li> </ul>



平成24年第4回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについて	12月20日	同 意
第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	12月20日	同 意
第 3 号	平成24年度宿毛市一般会計補正予算について	12月20日	原案可決
第 4 号	平成24年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
第 5 号	平成24年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
第 6 号	平成24年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
第 7 号	平成24年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
第 8 号	平成24年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
第 9 号	平成24年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
第10号	平成24年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
第11号	平成24年度宿毛市水道事業会計補正予算について	12月20日	原案可決
第12号	公の施設における暴力団の利用を制限するための関係条例の整備について	12月20日	原案可決
第13号	宿毛市暴力団排除条例の一部を改正する条例について	12月20日	原案可決
第14号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について	12月20日	原案可決
第15号	宿毛市財産条例の一部を改正する条例について	12月20日	原案可決
第16号	四万十市と宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町及び三原村との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約の廃止について	12月20日	原案可決

第17号	幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約について	12月20日	原案可決
第18号	指定管理者の指定について	12月20日	原案可決
第19号	市営土地改良事業の変更について	12月20日	原案可決
第20号	財産の取得について	12月20日	原案可決
第21号	市道路線の認定について	12月20日	原案可決
第22号	宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について	12月20日	原案可決
第23号	宿毛市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について	12月20日	原案可決
第24号	宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則について	12月20日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第14号	MV22 オスプレイの配備撤回と訓練中止を求める意見書の提出について	12月20日	不採択